

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
群馬パース大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域への貢献	85
基準 B. 国際交流の推進	91
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

Paz (平和) 平和で公正な社会の発展
Pessoa (個性) 個人の尊厳と自己実現、
Assistencia (互助) 多様な人々の共存と協調、
Zelo (熱意) 知の創造、
への貢献

「Dum Spiro Spero ～人には生命ある限り希望がある～(以下、「基本理念」という。)」を「PAZ グループ」の基本理念とした中から創設された、学校法人群馬パース学園(令和3(2021)4月「学校法人群馬パース大学」へ名称変更、以下、「本法人」という。)は、平成10(1998)年、人口3,000人ほどの高山村に看護短期大学を開設した。法人名と同じ、「Paz-平和」を大学名にし、「群馬パース看護短期大学」とした。

「Paz-平和」は、16世紀、日本に初めて西洋医学を紹介したポルトガル人「ルイス・デ・アルメイダ」にちなんで、ポルトガル語から選んだ。

Pazは、すべての人が、「美しく、健やかに、元気で」老いる社会の実現を求めて、大学名のPazには、「平和で公正で安定し成長する」社会を希求する大学であることを示し、同時に大学も学生も「平和・公正・安定・成長」を旨とすることとしている。

看護短期大学の設立当初には、P、A、Zの各文字にPessoa(人々・人類)、Assistencia(保健・医療・福祉)、Zelo(貢献・献身)という個別の概念を付与した。そこには「人類愛を抱き、看護を通して保健医療福祉に貢献する」という理念が込められている。その後、看護短期大学から「群馬パース大学(以下、「本学」という。)」に成長する過程で、看護短期大学の理念を発展させ、P、A、Zを現在のPessoa(個性)、Assistencia(互助)、Zelo(熱意)として再構成した。

2. 群馬パース大学の使命・目的

上記で説明したように、本学が大学名とする「Paz—平和」を希求する力を持った専門職を育成し、社会に送り出すことを本学の使命とするが、臨床の現場と教育とを循環させ、大学院や研究活動を通じて再教育の仕組みを確立させることも大切な使命としている。

本法人は、医療法人を含む他の4つの法人とともに「PAZ グループ」を構成している。5法人が基本理念を基に「美しく、健やかに、元気で」老いる社会の実現を目指し、事業展開をしている。

学校法人がグループ法人と密接な相互関係を持ち、医療・福祉の現場と一体的つながりをもった教育・研究機関であること、また、それらの周辺をサポートする関連会社があり、本学と積極的な協力関係を築いていること、そしてそれらを背景に本学が地域に存在する意義を持たせるように努めている。

3. 本学の個性・特色等

本学の建学の精神や大学の目的を、本学に学ぶ学生が理解できるよう、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確にし、「学生自身が、三つのポリシーの関係の背後にある大学の特色を理解する。」ことが重要であるという視点に立ち、毎年1学年全員に学長が講義を行っている。

本学は、グループ法人である「医療法人社団ほたか会」の実践を通じた人材育成の必要性から創設されたものである。医療法人社団ほたか会では、病院・診療所・介護老人保健施設・ケアハウス・通所リハビリテーション等を運営している。これにより成立した臨床と教育のつながりの中から、指導者の育成と研究機能が求められるようになり、大学院の開設が導かれた。また、その他各法人では、福祉関連事業、医療職のための職業紹介事業及び学生支援関係事業等を営んでいる。

創設27年目を迎えた本学では、教職員全体で、大学を積極的に活動させることに取り組める状況である。学生数も、比較的小規模であることの利点が、教学や学生支援にも反映されている。

学校法人と大学の関係も毎月1回開催される法人運営会議の実施により、経営側と教学側の意思疎通、連携、協働が円滑であり、機動的な意思決定がなされ、責任が明確にされ、大学の管理運営が統括されている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 9 年 12 月	群馬パース看護短期大学の設置認可
平成 10 年 4 月	群馬パース看護短期大学の開学
平成 10 年 4 月	看護学科第1回入学式の挙行
平成 12 年 12 月	地域看護学専攻科の設置認可
平成 13 年 3 月	看護学科第1回卒業証書授与式の挙行
平成 13 年 4 月	地域看護学専攻科第1回入学式の挙行
平成 13 年 12 月	理学療法学科の設置認可
平成 14 年 3 月	地域看護学専攻科第1回修了証書授与式の挙行
平成 14 年 4 月	大学名を「群馬パース学園短期大学」へ変更
平成 14 年 4 月	理学療法学科第1回入学式の挙行
平成 15 年 9 月	高崎キャンパスの開設
平成 16 年 11 月	群馬パース大学の設置認可

群馬パース大学

平成 17 年 4 月	群馬パース大学の開学
平成 17 年 4 月	保健科学部看護学科、理学療法学科第 1 回入学式の举行
平成 20 年 10 月	群馬パース大学大学院の設置認可
平成 21 年 3 月	保健科学部看護学科、理学療法学科第 1 回学位記授与式の举行
平成 21 年 4 月	群馬パース大学大学院の開学
平成 21 年 4 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程第 1 回入学式の举行
平成 22 年 2 月	1 号館【看護学科・理学療法学科・図書館棟】の竣工
平成 23 年 3 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻修士課程第 1 回学位記授与式の举行
平成 24 年 8 月	保健科学部看護学科が助産師学校の指定を受ける
平成 25 年 2 月	2 号館【検査技術学科棟】の竣工
平成 25 年 4 月	保健科学部検査技術学科第 1 回入学式の举行
平成 25 年 10 月	3 号館【体育等】の竣工
平成 29 年 3 月	4 号館【放射線学科・臨床工学科棟】の竣工
平成 29 年 4 月	保健科学部放射線学科・臨床工学科第 1 回入学式の举行
平成 30 年 4 月	大学院保健科学研究科保健科学専攻博士後期課程第 1 回入学式の举行
平成 30 年 10 月	日本看護協会から認定看護師教育機関（摂食・嚥下障害看護）の認定を受ける
令和元年 7 月	認定看護師教育課程（摂食・嚥下障害看護）第 1 回開講式
令和 2 年 1 月	認定看護師教育課程（摂食・嚥下障害看護）第 1 回修了式
令和 2 年 9 月	5 号館【学生支援センター・学生専用マンション等】竣工
令和 3 年 1 月	1 号館 ANNEX（別館）【作業療法学科・言語聴覚学科棟】の竣工
令和 3 年 3 月	保健科学部放射線学科、臨床工学科第 1 回学位記授与式の举行
令和 3 年 3 月	保健科学研究科保健科学専攻博士後期課程第 1 回学位記授与式の举行
令和 3 年 4 月	学校法人群馬パース大学（旧 学校法人群馬パース学園）に設置者名称変更
令和 3 年 4 月	リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科開設、言語聴覚学科開設
令和 3 年 4 月	リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科第 1 回入学式の举行

令和 4 年 4 月 保健科学部（検査技術学科・放射線学科・臨床工学科）が医療技術学部へ名称変更

令和 4 年 4 月 看護学部看護学科開設

令和 4 年 4 月 看護学部看護学科第 1 回入学式の举行

2. 本学の現況

・大学名

群馬パース大学 群馬パース大学大学院

・所在地

群馬県高崎市問屋町一丁目 7 番地 1 【1 号館】

（看護学科・理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科・図書館棟）

群馬県高崎市問屋町一丁目 8 番地 1 【2 号館】（検査技術学科棟）

群馬県高崎市問屋町一丁目 3 番地 8 【3 号館】（体育棟）

群馬県高崎市問屋町三丁目 3 番 4 【4 号館】（放射線学科・臨床工学科棟）

群馬県高崎市問屋町一丁目 5 番地 2 【5 号館】（学生支援センター等）

群馬県吾妻郡高山村中山 6859-252 【グラウンド】

群馬県高崎市問屋町一丁目 6 番地 3 【学友会館】

・学部構成

学部等	学科、専攻・課程
看護学部 ^{※1}	看護学科
リハビリテーション学部 ^{※2}	理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科
医療技術学部 ^{※3}	検査技術学科、放射線学科、臨床工学科
保健科学部	看護学科 ^{※4}
大学院保健科学研究科	保健科学専攻 博士前期課程 保健科学専攻 博士後期課程

※1 令和 4（2022）年 4 月、開設

※2 令和 3（2021）年 4 月、開設

※3 令和 4（2022）年 4 月、「保健科学部」より学部名称変更

※4 令和 4（2022）年 4 月、学生募集停止

・学生数、教員数、職員数

全学部定員及び在籍学生数

学部	学 科	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	在籍 学生 総数	編入 学生数 (内数)	b/a
				(a)	(b)		
看護 学部	看護学科	80	—	240	257	0	1.07
看護学部 合計		80	—	240	257	0	1.07
リハビリ テーショ ン学部	理学療法学科	60	—	240	269	0	1.12
	作業療法学科	30	—	120	127	0	1.05
	言語聴覚学科	30	—	120	118	0	0.98
リハビリテーション学部 合計		120	—	480	514	0	1.07
医療技術 学部	検査技術学科	60	—	240	266	0	1.10
	放射線学科	70	—	280	313	0	1.11
	臨床工学科	50	—	200	209	0	1.04
医療技術学部 合計		180	—	720	788	0	1.09
保健科 学部	看護学科*	—	—	80	89	0	1.11
保健科学部 合計		—	—	80	89	0	1.11

※ 令和4（2022）年4月、学生募集停止

群馬パース大学

保健科学研究科定員及び在籍学生数

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生総数	b/a
			(a)	(b)	
保健科学研究科	保健科学専攻 博士前期課程	8	16	19	1.18
	保健科学専攻 博士後期課程	2	6	5	0.83
合計		10	22	24	1.09

学部教員数

学部・学科		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
看護学部	看護学科	9人	6人	8人	9人	32人	3人
リハビリテーション学部	理学療法学科	9人	1人	5人	4人	19人	0人
	作業療法学科	4人	3人	1人	3人	11人	0人
	言語聴覚学科	4人	3人	3人	2人	12人	0人
医療技術学部	検査技術学科	4人	4人	3人	1人	12人	2人
	放射線学科	5人	4人	3人	2人	14人	3人
	臨床工学科	4人	4人	5人	1人	14人	1人
保健科学部	看護学科	—	—	—	—	—	—
計		39人	25人	28人	22人	114人	9人

保健科学研究科教員数

研究科・専攻、研究所等		研究指導教員及び研究指導補助教員		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計
保健科学研究科*1	保健科学専攻 博士前期課程	31人	8人	39人
	保健科学専攻 博士後期課程	14人	3人	17人
保健科学研究科計*2		45人	11人	56人

*1 一部学部との兼担

*2 延べ数

職員数	
正職員	50人
その他	30人
計	80人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(ア) 大学の使命

大学名にも使われている「Pazー平和」は 16 世紀、日本に初めて西洋医学を紹介したポルトガル人、ルイス・デ・アルメイダにちなみ、ポルトガル語から選んだ。すべての人が美しく、健やかに、元気で老いる社会の実現を求めて、Pazー「平和で公正で安定し成長する」社会を希求する大学であることを示している。

本学の前身である群馬パース看護短期大学の設立当初には、P、A、Z の各文字に、Pessoa（人々・人類）、Assistencia（保健・医療・福祉）、Zelo（貢献・献身）という個別の概念を付与した。そこには、「人類愛を抱き、看護を通して保健医療福祉に貢献する」という理念が込められている。

その後、看護短期大学から「群馬パース大学」に成長する過程で、前述の理念を発展させ P、A、Z を現在の Pessoa（個性）、Assistencia（互助）、Zelo（熱意）として再構成した。

本学ホームページ、学生便覧等における「建学の精神」の補足説明

Paz は、平和を意味するポルトガル語、パース (Paz) に由来します。同時に Paz にはこの 3 文字を頭文字とする Pessoa（個性）、Assistencia（互助）、Zelo（熱意）の意味が与えられています。

Paz（平和）平和で公正な社会の発展

Pessoa（個性）	個人の尊厳と自己実現、
Assistencia（互助）	多様な人々の共存と協調、
Zelo（熱意）	知の創造、
	への貢献

(イ) 大学の目的

学校教育法第 83 条の定めるところにより、本学の目的を建学の精神を踏まえ「群馬パース大学 学則」【資料 F-3-1】第 1 条及び「群馬パース大学大学院 学則」【資料 F-3-2】第 1 条において、それぞれ以下のように定めている。

【大学の目的】

豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献することを目的とする。

【大学院の目的】

高度な学術的基盤と優れた創造性を培い、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成することをもって、専門分野の発展と人々の幸福に貢献することを目的とする。

(ウ) 教育目的

大学設置基準第 2 条の定めるところにより、本学の教育目的を「群馬パース大学 人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的に関する規程」【資料 1-1-1】及び「群馬パース大学大学院 学則」【資料 F-3-2】第 5 条別表第 3 に定めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学はグループ法人である「医療法人社団ほたか会」の実践を通じた人材育成の必要性から創設された。

平成 10 (1998) 年、本学の前身・群馬パース看護短期大学の創設時、医療の分野では医療技術の急速な進歩や公衆衛生の向上に加え、医療福祉制度や医療に関わる諸政策の充実等により平均寿命が伸長し、世界でも類を見ない社会の高齢化が急速に進行していた。また生活環境の変化や疾病構造の多様化により、看護師等の保健医療従事者の業務には、これまで以上に高度な専門的知識と技術が求められていた。そのような社会背景や将来の医療・看護を見据え、来るべき社会に対応できる質の高い保健医療従事者を育成すべく、本学の使命・目的等が定められている。

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的については必要に応じて見直しを行っている。令和 6 (2024) 年度には、社会情勢と実情を踏まえ、大学院の目的及び教育目的の見直しを行い、新たに策定した。令和 6 (2024) 年度に完成年度を迎えたりハビリテーション学部におい

ては、教育目的の見直しを行い、新たに定めた。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は大学の目的を踏まえ、開学以来一貫して建学の精神に基づいて保健医療専門職を育成している。しかしながら、大学の使命・目的及び教育目的については学校養成所・養成施設指定規則等の法令改正や社会情勢の変化に注視し、本学の中長期目標・中長期計画の見直しが実施されるなど、今後も継続して必要に応じた見直しを実施していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命、大学・大学院の目的及び教育目的の策定並びに見直しについては、大学協議会【資料 1-2-1】、法人運営会議【資料 1-2-2】、理事会の議を経て承認される。大学協議会は学長、研究科長、各学部長、各学科長、事務局長、総務部長、学務部長を含む委員で構成されており、役員、教職員が関与・参画して理解と支持を得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命である建学の精神、大学・大学院の目的及び教育目的の学外に対する周知は、本学ホームページに掲載して行っている。

一方、学内に対する周知は、学生や教職員に配付する学生便覧【資料 F-5】を通して行っている。特に建学の精神については、学生や教職員の目につきやすい 1 号館学生ホールの壁面や附属図書館の出入口、また 4 号館の 2 階出入口に掲げている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「中長期目標・中長期計画」【資料 1-2-3】前文に、大学の基本的な目標として、大学の目的（学則第 1 条）を記載している。また、建学の精神に基づき保健医療専門職の質を高め、地域保健医療の発展に寄与するための目標を設定している。大学の使命・目的等の変更があった場合には、大学の使命・目的に合わせた目標を新たに設定し、大学協議会、法人運営会議、理事会の議を経て新たな中長期目標・中長期計画を策定する仕組みとなっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の各学部・学科、及び研究科における三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて策定されている。

令和4（2022）年度の看護学部の再編を契機に、これまでの三つのポリシーの見直しを行った。令和6（2024）年度には、大学院の目的及び教育目的を見直したことに伴い、三つのポリシーを新たに策定した。また、令和3（2021）年度に開設したリハビリテーション学部は令和6（2024）年に完成年度を迎え、教育目的を見直したことにより、三つのポリシーを新たに定めた。

看護学部、リハビリテーション学部、医療技術学部、保健科学研究科（博士前期課程）及び保健科学研究科（博士後期課程）の三つのポリシーについては、本学ホームページにおいて広く開示されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則【資料 F-3-1】第3条及び「学校法人群馬パース大学組織規程」【資料 1-2-4】（以下、「組織規程」という。）第11条により看護学部、リハビリテーション学部及び医療技術学部を置き、看護学部のもとに看護学科（入学定員80人）を、リハビリテーション学部のもとに理学療法学科（入学定員60人）、作業療法学科（入学定員30人）、言語聴覚学科（入学定員30人）を、医療技術学部のもとに検査技術学科（入学定員60人）、放射線学科（入学定員70人）、臨床工学科（入学定員50人）を置いている。また、教育・研究・実践3面の還流を意図して、大学院学則【資料 F-3-2】第4条及び組織規程第11条により、本学に大学院保健科学研究科保健科学専攻博士前期課程（入学定員8人）、博士後期課程（入学定員2人）を置いている。

教育、研究を支える附属機関として、学則第4条・第5条及び組織規程第11条により群馬パース大学附属図書館（以下、「附属図書館」という。）、群馬パース大学附属研究所（以下、「附属研究所」という。）を有する【資料 1-2-5】。

組織構成は、学長による学務掌握・職員の監督・教育運営の管理（組織規程第12条・第15条）のもとに、研究科長が統理する大学院研究科（同第12条・第17条）、学科長が学務を行う看護学科から成り学部長が統理する看護学部（同第12条・第18条・第19条2項）、同じく学科長が学務を行う理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科から成り学部長が統理するリハビリテーション学部（同第12条・第18条・第19条2項）、同じく、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科から成り学部長が統理する医療技術学部（同第12条・第18条・第19条2項）、附属図書館（同第12条・第21条）及び附属研究所（同第12条・第22条）が設置され、重要事項の協議のために研究科委員会と教授会が、研究科委員会のもとに博士前期・後期課程運営委員会、大学院FD委員会が置かれ（「群馬パース大学大学院研究科委員会規程」【資料 1-2-6】第3条）、教授会のもとに教務委員会、学生委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会、国家試験対策委員会が置かれる（「群馬パース大学教授会規程」（以下、「教授会規程」という。）【資料 1-2-7】第5条）、という体制で運営されている。

以上から本学では、有機的に大学教員の教育研究をサポートし、また研究内容に関しても群馬パース大学附属研究所などを通して、速やかかつ丁寧にサポートする体制を敷いて

いる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や大学を巡る状況に迅速かつ適切に対応し、社会のニーズに応えるためにも、今後、大学の使命・目的を的確に遂行していく。また、三つのポリシーや教育研究組織の構成に関しては、中長期目標・中長期計画に基づく新たな学部・学科等の設置計画や学校養成所・養成施設指定規則等の法令改正に合わせて再整備を行う。

【基準 1 の自己評価】

大学の使命と目的は、学則の第 1 条等に示され、教育目的は簡潔な文章で示されている。

大学の使命・目的及び教育目的、三つのポリシーはそれぞれ本学ホームページで周知されて、その他必要に応じ学内の目につきやすい場所に掲示したり、学生便覧に掲載したりしている。中長期的な計画にも大学の使命・目的に合わせた目標を設定し、大学協議会、法人運営会議、理事会の議を経て適宜計画を更新する仕組みとなっている。

教育研究組織は、教育目的に照らして整備されている。今後も継続して社会情勢などに対応して教育目的及び三つのポリシーも見直していく。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

(ア) 学部

学部のアドミッション・ポリシー【資料 F-13-3】は教育目的を踏まえ、学部・学科ごとに定められている。アドミッション・ポリシーは、学生募集要項【資料 F-4-1】、本学ホームページに掲載し、本学の情報を収集しようとする受験生、保証人及び高等学校関係者等に向けて周知している。

本学ホームページでは、トップページから直接アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーの掲載箇所にアクセスできるようにしている。

また、進学ガイダンスやオープンキャンパス等の参加者に対しては、担当者よりアドミッション・ポリシーを直接説明して、その浸透を図っている。

(イ) 保健科学研究科

研究科のアドミッション・ポリシー【資料 F-13-4】は教育目的を踏まえ、課程ごとに定められている。アドミッション・ポリシーは、入学試験要項【資料 F-4-2】、大学院案内【資料 F-2-2】、本学ホームページに掲載し、保健科学研究科受験生等に周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

(ア) 学部

学部では、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、学生募集要項【資料 F-4-1】に掲載し、入学試験を実施している。

令和 6（2024）年度学部入学試験においては、従前の学部におけるこれまでの検証結果を踏まえ、総合型選抜、学校推薦型選抜、群馬県北部地域対象特別選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の区分を設定し、入学試験を実施している。

学部入学試験では、学長の責任のもと「群馬パース大学入学者選考規程」【資料 2-1-1】、「群馬パース大学入試問題作成委員会規程」【資料 2-1-2】、「群馬パース大学入試委員会規程」【資料 2-1-3】、に基づき、入試委員会及び入試広報課が中心となり適切な実施体制を整備し、入試問題作成委員会及び入試広報課が中心となり大学が自ら入試問題を作成している。

入学者の選考に関しては「群馬パース大学入学者選考規程」に基づき、入試委員長を議長とする合否判定会議を開催し合否判定を行い、学長が決定している。

学部では IR 推進室によるデータ解析を活用し、入学者選抜の方法や運用の妥当性、適切性について、入試委員会において検証している。

入試問題の作成は本学が自ら行い基礎学力試験、一般選抜学力検査ともに、ヒューマンエラーの発生を抑えるべくチェックを重ね適切に実施している。

以上のように学部ではアドミッション・ポリシーに基づき、「群馬パース大学入学者選考規程」、「群馬パース大学入試問題作成委員会規程」、「群馬パース大学入試委員会規程」に則って公正かつ妥当な方法により適切な運用ができていないか検証を重ねながら、入学者選抜が実施されている。

(イ) 保健科学研究科

研究科ではアドミッション・ポリシーに基づいて、博士前期課程及び博士後期課程各領域の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、入学試験要項【資料 F-4-2】に掲載し、入学試験を実施している。

令和 6（2024）年度入学試験においては、博士前期課程及び博士後期課程でⅠ期とⅡ期の入試区分を設け、入学試験を実施している。

入試問題の作成は本学が自ら行い、ヒューマンエラーの発生を抑えるべくチェックを重ね適切に実施している。

1) 博士前期課程入学試験

看護学領域、リハビリテーション学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域、公衆衛生学領域において、共通の英語の筆記試験、志望する領域の専門科目に関する筆記試験、面接試験を行い、試験結果及び提出書類を総合して選考する。

2) 博士後期課程入学試験

医療科学領域においては、志望する研究分野に関する英語の筆記試験と口述試験、研究計画等に関する口頭試問を含む面接試験を行い、試験結果及び提出書類を総合して選考する。

研究科における入学試験は、学長の責任のもと研究科委員会が中心となり実施体制を整備し、実施している。入学者の選考に関しては「群馬パース大学大学院入学者選考規程」

【資料 2-1-4】に基づき、研究科長を議長とする合否判定会議を開催し合否判定を行い、学長が決定している。

以上のように研究科ではアドミッション・ポリシーに基づき、適切な体制のもとに入学者選抜が実施されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(ア) 看護学部

令和4（2022）年度に開設した看護学部における入学定員充足率は、令和4（2022）年度において109%、令和5（2023）年度において111%、令和6（2024）年度において111%と適切な割合で満たしており、教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って

在籍学生を適切に確保している（表2-1-1）。

表 2-1-1 看護学部の入学定員充足率の推移

	上段：入学者数／下段：入学定員充足率			
	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	入学定員に対する 平均比率
看護学科 (入学定員80名)	87人 (109%)	89人 (111%)	89人 (111%)	110%

※ 看護学部は令和4（2022）年度開設

(イ) リハビリテーション学部

令和3（2021）年度に開設したリハビリテーション学部の入学定員充足率は、理学療法学科で令和3（2021）年度において122%、令和4（2022）年度において125%となっているが、受験生の動向を考慮した結果、令和5（2023）年度において112%、令和6

（2024）年度においても112%と改善している。作業療法学科は令和6（2024）年度において入学定員充足率が87%であったが、過去4年間の入学定員充足率（平均比率）は108%となっており、概ね適切に入学者を確保している。言語聴覚学科は令和6（2024）年度において入学定員充足率が93%であったが、過去4年間の入学定員充足率（平均比率）は104%となっており、概ね適切に入学者を確保している（表2-1-2）。

また、リハビリテーション学部全体の収容定員充足率についても、令和3（2021）年度において115%、令和4（2022）年度において116%、令和5（2023）年度において113%、令和6（2024）年度においては107%と適切な割合を維持している。

以上のように教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

表 2-1-2 リハビリテーション学部の入学定員充足率の推移

	上段：入学者数／下段：入学定員充足率				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	入学定員に 対する 平均比率
理学療法学科 (入学定員60名)	73人 (122%)	75人 (125%)	67人 (112%)	67人 (112%)	118%
作業療法学科 (入学定員30名)	35人 (117%)	34人 (113%)	34人 (113%)	26人 (87%)	108%
言語聴覚学科 (入学定員30名)	30人 (100%)	34人 (113%)	33人 (110%)	28人 (93%)	104%

(ウ) 医療技術学部

医療技術学部は令和4（2022）年度に保健科学部から名称変更をした学部で、検査技術

学科、放射線学科、臨床工学科の3学科で構成している。

検査技術学科における入学定員充足率について、令和4（2022）年度においては128%であったが、受験生の動向を考慮した結果、令和5（2023）年度において108%、令和6（2024）年度において102%と改善している。過去5年間の入学定員充足率（平均比率）も112%以内と改善している。放射線学科は過去5年間の入学定員充足率（平均比率）が115%、臨床工学科は過去5年間の入学定員充足率（平均比率）が108%と、適切な割合を維持している（表2-1-3）。

また、医療技術学部全体の収容定員充足率については、過去5年間115%以内を維持している。

以上のように、教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

表 2-1-3 医療技術学部の入学定員充足率の推移

	上段：入学者数／下段：入学定員充足率					入学定員に対する平均比率
	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	
検査技術学科 (入学定員60名)	67人 (112%)	65人 (108%)	77人 (128%)	65人 (108%)	61人 (102%)	112%
放射線学科 (入学定員70名)	87人 (124%)	87人 (124%)	75人 (107%)	77人 (110%)	78人 (111%)	115%
臨床工学科 (入学定員50名)	57人 (114%)	55人 (110%)	56人 (112%)	56人 (112%)	47人 (94%)	108%

(エ) 保健科学研究科

博士前期課程では、看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域に加え、平成29（2017）年度から放射線学領域、臨床工学領域を合わせた5領域、令和4（2022）年度から理学療法学領域をリハビリテーション学領域へと変更し、新たに公衆衛生学領域を加えた6領域の構成としている。

過去5年間の入学定員充足率（平均比率）は、博士前期課程で98%、博士後期課程で80%となっており、概ね適切に入学者を確保している。

表 2-1-3 保健科学研究科の入学定員充足率の推移

	上段：入学者数／下段：入学定員充足率					入学定員に対する平均比率
	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	
博士前期課程 (入学定員8名)	4人 (50%)	13人 (163%)	4人 (50%)	10人 (125%)	8人 (100%)	98%

	上段：入学者数／下段：入学定員充足率					
	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	入学定員に 対する平均 比率
博士後期課程 (入学定員2名)	2人 (100%)	1人 (50%)	2人 (100%)	2人 (100%)	1人 (50%)	80%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も各学部及び研究科の入学者選抜が、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿った方法により適切に運用できているか検証を重ねながら、アドミッション・ポリシーを確実に周知するよう努める。また、リハビリテーション学部において令和6(2024)年度の入学定員充足率が作業療法学科で87%、言語聴覚学科で93%となっていることや、博士後期課程においては、入学定員充足率（平均比率）が80%となっていることから、入試及び広報活動の在り方について検討していく。

これまで同様に公正かつ適切な入学試験の実施、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生の確保を目標に入学者選抜に係る体制の整備・確立を推進していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修に関する支援及び授業支援に関する方針及び計画は、学部においては教務委員会【資料2-2-1】等によって適切に検討・運営されている。教務委員会は教授会において選出された教員、学務部長、教務課長等によって構成され、毎月1回開催される。

教務委員会は、①学事予定及び時間割の作成、教育課程の編成、シラバスの作成、②履修登録管理及びキャップ制の遵守、③出欠・成績管理、修学ポートフォリオの推進、④教室や教育機器などハードウェアの保守点検、⑤単位認定及び進級・卒業判定基準の遵守、⑥学籍異動に関する事項の管理等を行っており、教職協働による学生への学修支援の要としての役割を果たしている。検討された内容は教授会に報告され、学長の承認を経て全学に周知されている。また、学生への周知は学内掲示や授業、ガイダンスなどの従来からの周知方法のほかに、本学が導入しているポータルサイト Active Academy Advance（アクティブ・アカデミー アドバンス）（以下、「アクティブ・アカデミー」という。）を活用している。

保健科学研究科については、博士前期・後期課程運営委員会【資料 2-2-2】によって学修・授業支援に関する方針と計画が検討され、上記と同様に運営されている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(ア) TA等の活用

TA制度は「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント (TA)に関する規程」【資料2-2-3】に定められ、主として学部の授業において補助的役割を担う形で適切に活用されている。

直近3か年の実績としては、令和3年(2021)年度11人、令和4(2022)年度7人、令和5(2023)年度4人のTAが授業における実技や演習の補助として活動を行っている(表2-2-1)。

(イ) オフィスアワー制度の全学的な実施

オフィスアワー制度は、開講されている全科目の教員によって実施されており、受付時間と場所等がシラバス【資料 F-12】を通じて周知されるよう、全教員にシラバス作成要項で指示している。学部においては各学科教務委員、研究科においては博士前期・後期課程運営委員会が選任した点検者によりシラバスをチェックし、不備がある場合は記載内容の修正を求めている。このような段階を経ることで、オフィスアワー制度を全学的に実施している。

(ウ) 障がいをもつ学生への配慮

障がいをもつ学生への配慮について、障害者差別解消法の改正に伴い、私立大学での合理的配慮の提供が令和6(2024)年4月1日より義務化された。本学では、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを排除し、障がいのあるすべての学生(本学で修学を希望する者を含む)の教育を受ける権利を尊重し、修学に関わる支援を必要とする学生への配慮を、全学の取り組みとして進めている。令和3(2021)年度には、「群馬パース大学 障害のある学生の支援に関する基本方針」【資料2-2-4】、「群馬パース大学 障害のある学生の修学支援体制」【資料2-2-5】を整備した。令和4(2022)年度には、「群馬パース大学 障害のある学生の支援に関する規程」【資料2-2-6】、「学校法人群馬パース大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」【資料2-4-7】を整備し、本学ホームページにて修学支援についての取り組みやバリアフリー環境について公表した。また、令和6(2024)年度の新年度ガイダンスにおいて、全学生を対象に障がい学生の修学支援に関する周知を行った。なお、令和5(2023)年度に修学支援を受けた学生は10名であった。

具体的な支援内容としては、バリアフリー環境の整備充実に加え、適切な座席の指定、定期試験時の別室受験等があげられる。

(エ) 中途退学、休学及び留年などへの対応策

本学では、学生一人ひとりに目の行き届いたきめ細やかな支援を行うために担任制度やチューター制度等を導入し、随時面談を行うことで学生の状況把握に努めている。

また、アクティブ・アカデミーを活用して、全教職員が学生の出欠状況や成績状況等を確認し、学生の状況変化に早期に対応できるよう情報共有している。

加えて、中途退学、休学を希望する学生については、担任やチューター等が学生本人や

保証人等と面談を実施し、必要に応じて学科長や他の教員、学生相談室などとも連携をとりながら対応している。

《各学科の具体的取組》

①看護学科

担任制度とチューター制度を併用し、定期及び随時面談を行うことで学生の状況把握と相談・支援を行っている。また、アクティブ・アカデミーを活用して、各チューターが担当する学生の出欠状況や成績状況等を確認している。学生の状況変化については学科教務委員会で情報共有し、必要に応じて組織的対応を含む早期対応を行っている。また、自己管理能力の不足や経済的理由等により大学生活に著しい困難を抱える学生については、保証人等との面談を積極的に行い、協力して課題解決の方途を探っている。

②理学療法学科

担任制度と全学年対象の就学指導統括教員制度の併用で、出席状況、成績推移の確認とともに、定期的な面接を行って、修学に問題を抱える学生の早期把握を行っている。成績不良者には随時面接を重ねて状況把握と対策検討を行っており、留年・休学者にも概ね同様の対応を行っている。心身の問題により修学に困難を抱えた学生には、本人のほかに保証人等を含めた情報共有にて、休学・退学を含めた柔軟かつ現実的な意思決定ができるよう支援している。

③作業療法学科

2人のクラス担任による面談を実施しており、学生の現状把握を行いながら対応している。また、1期生は後期より、2期生以降は入学時より教員1人あたり3～4人の学生を担当するチューター制度を導入している。中途退学や休学、留年が懸念される学生に対しては成績及び生活状況等を把握し、場合によっては保証人等を含めた相談及び指導を行っている。

④言語聴覚学科

アクティブ・ラーニングを実践するゼミ担当教員が、通常の授業、アクティブ・ラーニング、国家試験対策などの学修支援のみならず健康管理、人間関係、就職活動等の生活支援も含めて行っている。また、4学年から1学年までの同一ゼミにおいて、上級生が下級生を学修や生活面でサポートするピアサポート体制を導入している。学生が中途退学を希望した場合には、保証人等と連絡を取り、状況の把握、必要に応じた進路変更の支援を行っている。同様に、休学者に対しては学年担任が定期的に連絡を取り、復学に向けて支援を行っている。

⑤検査技術学科

1～3の各学年に担任2人、副担任1人を選任し、4学年は、少人数のゼミ単位で各ゼミ担当教員を選任している。選任された教員が、学習面の細やかな指導を行うことはもちろん、授業への出席状況を確認し、各学生に連絡を取りながら体調や精神的な管理を

行っている。中途退学を希望する学生に対しては、保証人等と連絡を取り、必要に応じてその後の進路変更等について支援を行っている。

⑥放射線学科

各学年に 2～3 人の担任を定め、学年全体の状況を把握し対応している。また、1～2 年次は修学アドバイザーとして、全教員が 5 人程度の学生を担当し定期的に修学状況をチェックし、サポートしている。3～4 年次は、ゼミ担当教員が受け持ち学生の修学状況を常に把握している。特に、4 年次は毎週ゼミ担当教員が学修状況ならびに学生生活状況を把握、報告し、学科全体で共有する体制を敷いている。成績不振者が出た場合、上記の支援体制にて、学科長、学年担任、修学アドバイザー、ゼミ担当教員が情報連携を行い、原則担任あるいはゼミ担当教員が面談し、学生のサポートを強化している。また、必要に応じて保証人面談を実施して、保証人等との情報共有と連携が取れるようにしている。また、夏季休業及び春季休業中に学修支援講座を開催し、成績不振学生の学修支援を行っている。やむを得ず休学した学生についても、復学までコミュニケーションを取り、円滑に復学できる支援体制をとっている。

⑦臨床工学科

退学、休学希望者に対しては、担任及び副担任により面談を行い、退学または休学希望の理由を聴取し、助言等を行っている。必要に応じて保証人等を含めた面談を実施し、学生本人の意向を尊重したうえで、適切な選択に向けた助言・指導を行っている。留年者に対しては、担任により随時個別面談を行い、学修状況の把握及び相談・指導を行っている。また毎月 2 回開催する学科会議において、学生の学修状況について全教員が情報交換を行い、学生指導の内容・方法について協議を行うなど、情報共有を行いながら学生指導を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

オフィスアワー制度は全学的に実施されているが、学生への周知のため、シラバスへの記載が適切になされているか、チェック体制をさらに強化する。

障がいのある学生の学修支援については、引き続きすべての学生（本学で修学を希望する者を含む）の教育を受ける権利を尊重し、修学に関わる支援を必要とする学生への配慮を全学の取り組みとして進めていくと共に、様々な障がいの種別や程度に対応できるよう、施設・設備の充実、人的支援の拡充を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「群馬パース大学学生支援センター規程」【資料2-3-1】に基づき、学生支援センター

にキャリア支援室【資料2-3-2】を置いている。キャリア支援室の運営は学生支援センター一会議の下部組織であるキャリア支援室運営委員会が行っており、キャリア支援室が学科等との調整を図りながら重層的な支援体制を整備している。

(ア) キャリア教育に関する支援体制

1) キャリア相談の実施

キャリア支援室では、グループ会社の職業紹介部門（メディカルサフラン）に、キャリアコンサルタントの資格を保有する専門スタッフの派遣及び相談業務を委託し、キャリア相談を行っている。また、相談室での対面相談の他、電話相談、オンライン相談、電子メールでの相談等にも柔軟に対応している。令和5（2023）年度のキャリア相談件数（延べ）及び相談内容についての詳細を以下に示す（表2-3-1）。

表2-3-1 令和5（2023）年度キャリア相談件数（延べ数）及び相談内容

	相談件数	相談内容				
		面接対策	履歴書添削	小論文・作文対策	進路相談	添え状・送り状の書き方
看護学科 (求職者85人)	656	850	729	204	134	3
理学療法学科 (求職者67人)	158					
検査技術学科 (求職者56人)	259					
放射線学科 (求職者73人)	592					
臨床工学科 (求職者52人)	220					

2) 就職支援セミナーの開催

令和5（2023）年度就職支援セミナーでは、学生や学年ごとのニーズに合わせて各種講座を実施した（表2-3-2）。低学年からのキャリア教育を目的として1～3学年を対象に実施した「就活準備講座」や、3・4学年を対象とした「就活直前対策講座」、全学年を対象とした「ビジネスマナー講座」は全て、本学に派遣されているキャリア相談員が受け持ち実施した。また、国公立の施設や区市町村に就職を希望する学生のため、地元の資格スクール校に協力を得て「公務員対策講座」を実施した。「専門職就活講座」では、医療現場で活躍している専門職の方を招いて講座を実施した。「みだしなみ講座」では、紳士服販売専門店の協力を得て、採用担当者の視点からの就職活動のマナーやスーツの着こなし等の講座をオンラインで実施した。さらに、すべての講座においてオンデマンド配信を行い、参加できなかった学生や再視聴を希望する学生のニーズに対応した。

表 2-3-2 令和 5（2023）年度就職支援セミナーの開催実績

セミナー名	講師	対象学生
就活準備講座	本学キャリア相談員	全学科1～3学年
就活直前対策講座	本学キャリア相談員	全学科3・4学年
ビジネスマナー講座	本学キャリア相談員	全学科学年
公務員対策講座	資格スクール校	全学科2・3学年
専門職就活講座	医療現場の専門職	該当学科3学年
みだしなみ講座	紳士服販売専門店	全学科学年

3) 各学科におけるキャリア教育

①看護学科

看護職の多様な就業場所から実務者をゲストスピーカーとして招き、交流を行う授業科目を1年次に開講し、1年次から4年次まで各学年で開講する実習科目においてもキャリア教育の視点を踏まえた教育を行っている。また、学修ポートフォリオ（My Portfolio Nursing）にキャリアプランデータベースのページを設け、年度ごとに大学生活の目標設定と振り返りを、チューターのサポートを受けて行う仕組みを作り、入学後早期からのキャリア教育を組織的に進めている。

また、キャリア支援として看護学科キャリアサポート委員会を組織し、求人に関する情報の収集、学生への就職・進学に関する情報提供及び相談対応を行っており、担任及びチューターも就職・進学に関する相談に随時対応している。さらに、キャリア支援室と連携し、同室が企画運営する就職支援セミナーや学内合同進路相談会への参加、利用を低学年から促進している。

②理学療法学科

就職支援担当教員を配置し、学年担任と協働して4学年進級前より就職活動のスケジュール確認と早期の活動開始を促す体制を構築している。並行してキャリア支援室による求人情報の提供と就職活動支援を活用して、学生が主体的に就職活動に取り組める体制を整えている。学内合同進路相談会を8月に開催し、就職活動を活性化することで、より早期の就職内定獲得を目指している。これらにより、2023（令和5）年度は12月末までに内定率90%を超えるなど、一定の成果を挙げている。

③作業療法学科

令和3（2021）年度開設のため、令和6（2024）年度に卒業生を輩出する。1年次の新入生研修において、将来の自己（職業）イメージをつけるため、本学のグループ施設である群馬パース病院にて、病院見学や作業療法士による講義・説明を受ける機会を設けている。また、1年次の科目「大学の学び—専門への誘い—」では学科全教員が自ら

の経歴を紹介することで領域ごとのキャリアイメージ形成の一助としている。さらに、2・3年次には自らのキャリアについて考える授業「作業療法管理学Ⅰ・Ⅱ」を展開している。これらに加え、キャリア支援室が実施しているキャリア支援セミナーや、学内合同進路相談会への参加、利用を低学年から促進している。

④言語聴覚学科

早期から医療の現場を体験し、医療職に対する理解を深めることができるよう1学年後期に「見学実習」を設定し、キャリア教育の充実を図っている。言語聴覚学科は、令和3（2021）年度開設のため、令和6（2024）年度に初の卒業生を輩出することから、4学年に対して学科の方針等を踏まえ、就職活動に関する指導を複数回にわたり実施している。さらに、キャリア支援室が実施しているキャリア支援セミナーや、学内合同進路相談会への参加、利用を低学年から促すなど、就職に対する動機付けを行っている。

⑤検査技術学科

学科内に就職対策委員会を組織し、学生への就職に関する情報提供を行っている。また、キャリア支援室との連携により、3月に実施する学内合同進路相談会のほか、8月には3学年を対象に、臨床の現場や企業で働くイメージを掴むことができるよう施設や企業で働くOB・OGを講師として招いた「専門職就活講座」を開催している。これらにより就職活動への意識付け及びキャリア教育の充実を図っている。

⑥放射線学科

学科内にキャリア支援委員会を設置し、就職・進学状況の把握、早期支援を実施している。また、関連資格取得支援として放射線取扱主任者国家試験受験対策講座等を2年次から実施し診療放射線技師以外の資格取得を推奨している。これらの資格取得は就職対策としても有効である。また、医療機関側が求める人材像を学生が理解できるよう「専門職就活講座」を3年次に実施するなど、幅広いキャリア支援を展開している。就職活動については、キャリア支援室による就職活動の基本的な考え方、履歴書の書き方ならびに面接の受け方等の指導のほか、ゼミ担当教員が放射線領域特有の就職対策を実施している。

⑦臨床工学科

キャリア教育の一環として、全学年（希望者のみ）を対象に病院、クリニック、企業などへの一日見学を実施している。また、学内合同進路相談会へも早い時期から参加を促している。キャリア支援室による支援と並行して、担任やゼミ担当教員による就職・進学に関する相談・助言及び応募書類の確認・面接対策を個別で対応し、就職活動の円滑な実施に向けた指導を行っている。指導内容は、アクティブ・アカデミーの修学ポートフォリオに記録し、教員間の情報共有も実施している。

4) インターンシップへの参加支援

本学では、次の3つの方法によるインターンシップの支援体制を整備している。

- ① 教育課程での位置付け
各学科が養成する医療職の学校養成所・養成施設指定規則に基づき、全学生が臨地・臨床実習を履修している。
- ② 教育課程外での位置付け
教育課程外の大学行事や課外活動等において病院・施設見学を実施している。
- ③ 病院・施設・企業等が実施するインターンシップの情報提供、参加の支援
大学に届いたインターンシップの情報をアクティブ・アカデミーによる配信、掲示等で周知し、学生支援センターを窓口として参加を支援している。

(イ) 就職に関する支援体制

1) 就職支援の実施

キャリア支援室では、求人票の管理、学内合同進路相談会の開催、学外で行われる就職説明会の周知など、就職希望者を対象とした支援を行っている。病院や施設のパンフレット・ポスターなど求人票を含めた就職情報については、1号館は図書館、4号館は図書室にそれぞれ就職コーナーを設け、随時閲覧することができる。令和5（2023）年度の求人件数についての詳細を以下に示す（表2-3-3）

表2-3-3 令和5（2023）年度求人件数

職種名	求人件数
看護師	366
保健師	66
助産師	92
理学療法士	618
作業療法士 ^{※1}	539
言語聴覚士 ^{※1}	444
臨床検査技師	302
診療放射線技師	227
臨床工学技士	213

※1 令和6（2024）年度に完成年度を迎え卒業生を輩出

また、令和5（2023）年度の卒業生のうち、就職を希望する学生は国家資格を活かした病院や施設、企業等に就職している。就職者数についての詳細を以下に示す（表2-3-4）。

表 2-3-4 令和 5（2023）年度学科別就職率一覧

	卒業生 (A)			進学者 (B)			その他 (C)			就職希望者 (A+B+C)			就職者			就職率
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
看護学科	89	12	77	4	0	4	0	0	0	85	12	73	85	12	73	100%
理学療法学科	67	33	34	0	0	0	0	0	0	67	33	34	65	31	34	97.0%
検査技術学科	60	12	48	4	0	4	0	0	0	56	12	44	51	12	39	91.1%
放射線学科	73	35	38	0	0	0	0	0	0	73	35	38	64	29	35	87.7%
臨床工学科	52	32	20	0	0	0	0	0	0	52	32	20	42	24	18	80.8%

2) 就職・進学に関する情報提供

本学に届いた求人情報は、学内の就職コーナー及びアクティブ・アカデミーから学生が学内外を問わず最新の情報を閲覧することができる。

また、在学生の就職活動等に活用することを目的に作成された「就職試験報告書」「進学試験報告書」を年度ごとに収集、蓄積整理しており、学生が必要な情報を学内の就職コーナー及びアクティブ・アカデミーから閲覧できる環境を整えている。

3) 合同進路相談会

就職支援の一つに、病院、施設、企業の就職担当者を本学に招き、直接学生が面談できる合同進路相談会を例年実施している。参加者の専門職員の中には本学OB・OGも多数おり、先輩から直接就職現場の説明を受けることにより、就職に対する強い動機付けになっている。合同進路相談会は年2回開催（8月、3月）しており、令和5（2023）年度は、8月にリハビリテーション学部、3月に看護学部・医療技術学部を対象に大学近隣の施設（展示ホール）を会場として実施した。8月の参加施設数は112施設で、参加した学生は187人であった。3月の参加施設数は127施設で、参加した学生は355人であった。

4) 再就職支援等

本学では、雇用のミスマッチや結婚・出産などの事情により退職した卒業生に対して、グループ会社の職業紹介部門（メディカルサフラン）が再就職支援を行っている。具体的に、令和5（2023）年度にメディカルサフランで再就職支援を行ったのは延べ33件であった。

(ウ) キャリア教育と就職支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
キャリア支援に関する評価はキャリア支援室運営委員会において、学生の就職・進学率

をはじめ、学生委員会【資料2-3-3】が在学生及び卒業生を対象に実施する「卒業時アンケート（詳細は以下に示す）」【資料2-3-4】及び「卒業後アンケート（詳細は以下に示す）」【資料2-3-5】、キャリア支援室運営委員会が卒業生の就職先施設を対象に実施する「卒業生の就職先意見聴取等の調査（詳細は以下に示す）」【資料2-3-6】を活用し、多面的に行っている。評価結果は関係部署に報告し、次年度活動計画に反映させるとともに、教授会、全学教学運営委員会【資料2-3-7】を通して全学での共有を図っている。また、指標とした各アンケートのキャリア支援に関する内容を含む結果は、本学ホームページに公開されている。

・卒業時アンケート

本学の課程全体を通じた成長実感・満足度等に関する調査を行い、教育活動等の見直しを行うための基礎資料とすることを目的とし、改善・向上に役立てている。

令和5（2023）年度に実施した「卒業時アンケート」（同年度卒業予定者対象）は341人のうち318人が回答（回答率93.3%）した。

・卒業後アンケート

卒業生の進路・就職状況等から本学における教育の成果や効果に関する調査を行い、教育活動等の見直しを行うための基礎資料とすることを目的とし、改善・向上に役立てている。

令和5（2023）年度に実施した「卒業後アンケート」（前年度卒業生対象）は326人のうち77人が回答（回答率23.6%）した。

・卒業生の就職先意見聴取等の調査

卒業生の就労状況を知り、在学中に身につけるべき能力（ディプロマ・ポリシー）の到達度について客観的評価を受けることで、教育内容や教育目標の見直しを行うための基礎資料とすること、及び就職説明会や施設見学等では知りえない、採用に係る書類・面接選考時の重点項目について実態を把握し、今後のキャリア支援に活かすことを目的とし、改善・向上に役立てている。

令和5（2023）年度に実施した「卒業生の就職先意見聴取等の調査」（前年度卒業生就職先）は193施設のうち61施設が回答（回答率31.6%）した。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

低学年のうちからキャリア教育を段階的に実施し、専門職としての意識付けを卒業年度までに確立できるよう体系的なキャリア支援を今後も継続していく。キャリア支援室が主体となって行う学内合同進路相談会や就職支援セミナーについては、就職活動における学生のニーズに応えた、より効果的なものとなるよう、各学科とキャリア支援室が密に連携を図り、常に内容等について見直しを図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 学生サービス、厚生補導のための組織

本学では、学生生活全般に関わる支援業務を行い、本学学生の学生生活の充実を図ることを目的として学生支援センターを設置し、各種学生サービスや障がい学生支援、奨学金等の経済的な支援に関する相談等を行っている。学生支援センターの管理・運営は、「群馬パース大学学生支援センター規程」【資料2-3-1】に基づき、学生支援センター会議において行われ、学生の課外活動支援等厚生補導に関する取り組みについては、学生委員会が中心となって組織的に行われている。

また、組織的な支援とは別に、個別の対応として各学科の担任やチューターが、学生のような問題についてきめ細やかな支援を行っている。

(イ) 学生への心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など

1) 健康管理センター

健康管理センターは、1～4号館の中間地点に位置する5号館に置かれ、「群馬パース大学健康管理センター規程」【資料2-4-1】に基づき、健康管理センター会議が管理及び運営を行っている。健康管理センター会議は月1回の頻度で開催され、保健室や静養室の管理、インフルエンザの学内予防接種、法令に基づく定期健康診断の実施、臨地・臨床実習における抗体検査及び予防接種等について協議し、学生の健康管理全般を担っている。

保健室は、学生の健康管理、健康相談の窓口として健康管理センター内に設置されている。保健室職員は、看護師または養護教諭の資格を有する非常勤職員4人で構成されている。保健室に1人が常駐し、日々の保健室業務とともに学生の健康に関する不測の事態にも対応できる体制を整えている。なお、体調不良や怪我のため保健室まで赴くことが困難な場合は、1・4号館の静養室で保健室職員の対応を受けることが可能である。

その他、健康管理センターでは「健康相談・傷病等発生時の対応図」【資料2-4-2】、「近隣病院・診療所リスト」【資料2-4-3】、「感染症発生時の対応図」【資料2-4-4】、学校において予防すべき感染症の種類等に応じた出席停止期間の基準等を記載した「感染症発生時の対応マニュアル」【資料2-4-5】等を定め運用している。

2) 学生相談室

学生相談室【資料2-4-6】は、1～4号館の中間地点に位置する5号館学生支援センター内に設置されており、臨床心理士・公認心理士の資格を有する3人の専任及び非常勤のカウンセラーがカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行い、学生の心理的援助・発達・回復を促している。

学生相談室は、学生支援センター会議の下部組織である学生相談室運営委員会の管理のもと運営されている。学生相談室運営委員会は、教授会において選出された教員（各学科長、教養部長、学生相談室カウンセラー責任者）、学務部長、学生課長等で構成されている。委員会では各学科の学生が抱えている心の諸問題について話し合わせ、学生相談室及

び各学科での学生の心理的・精神的な問題を共有し、必要に応じて全学的に対応できる体制を整えている。また、学生相談に関する不測の事態に備え、学内外の関係機関と連携をとり、迅速に対応できるよう「緊急時の対応図」【資料2-4-7】を作成し、運用している。

学生相談室では例年、学生を対象に「学生支援アンケート」【資料2-4-8】を実施し、学生自身の心身の健康状態や学校生活での困りごとに関する調査を行い、支援が必要と判断（求めている場合も含む）された学生に対して学生相談室への来談を促している。

3) その他、各学科における個別支援の取り組み

保健室や学生相談室以外においても、担任やチューターが必要に応じて保証人等との連携を図りながら、きめ細やかな個別支援を行っている。学科別の取り組みについて以下に示す。

①看護学科

学科教員がチューターとして各学年 2～5 人の学生を担当し、新学期開始後、夏季休業前の定期及び必要に応じて随時個別面談を行っている。また、各学年の担任 1 人、副担任 3 人がクラス運営に関する学生からの相談を受け、指導・助言を行っている。

②理学療法学科

担任制度と就学指導統括教員制度を併用した複数支援体制で、学生の学習や生活、悩み事の相談に応じる体制をとり、学生の個別のニーズに応じた指導がタイミングよく行える体制を構築している。学科長を通じ学生相談室との連携を行い、困難な事例にも即時対応できるようにしている。指導の状況は修学ポートフォリオや学科会議で共有され、遅滞なく学生支援を検討できる体制を有している。

③作業療法学科

クラス担任 1 人、副担任 1 人による学生面談により個別の情報を収集するとともに、相談が必要と思われる学生には積極的に学生相談室の利用をすすめ、その後の学生相談室カウンセラーとの情報交換も積極的に実施している。また、学生からの奨学金希望相談にも卒業後の返還も含めた適切な情報提供を行っている。令和 3 (2021) 年度後期よりチューター制度を導入し、下級生から上級生へ相談ができる体制作りにも関与し、学生の生活全般における相談・支援を行っている。

④言語聴覚学科

ゼミ担当教員が 1 学年につき学生 5 人程度をそれぞれ受け持ち、年度内に 2 回程度面談を実施、個別の状況を把握している。また、4 学年から 1 学年までの同一ゼミにおいて、上級生が下級生を学修や生活面でサポートするピアサポート体制を導入している。ゼミ担当教員は、学生と日常的にコミュニケーションを取る中で、学修以外の生活面なども含めてきめ細かな相談・支援を行っている。

⑤検査技術学科

1～3年の各学年に担任2人、副担任1人を選任し、学生面談や相談窓口となることで、きめ細やかな指導を行っている。また、担任だけでは解決できない問題については学科会議で情報を共有し、問題解決に向けて協議を行っている。さらに、4学年については、少人数のゼミ単位で各ゼミ担当教員が国家試験対策や就職活動を含めた様々なサポートを行っている。

⑥放射線学科

入学早期に実施する物理や数学のプレースメントテストにより物理と数学の知識レベルを測り、その結果に基づいて就学アドバイザーが個別面談を実施するなどサポートを行っている。また物理や数学を苦手としている1学年の学生についてはグループ単位での学習支援を行っている。全学年を通じて、学年担任が学生支援センターや健康管理センターと連携して学生の健康状態・生活状況等の把握を行っている。また、3学年後期から4学年では、ゼミ担当教員が中心となって国家試験対策ならびに就職活動についての個別支援を行っている。

⑦臨床工学科

各学年の担任及び副担任が年1～2回及び必要に応じて随時個別面談を行い、学生の個別の状況把握及び悩みや相談などの諸問題に対する助言や指導を行っている。また、月2回開催の学科会議においても教員間で情報を共有し、学科全体で学生を支援する体制を整えており、必要時には学生相談室カウンセラーへの相談及び連携を行い学生の支援を行っている。

(ウ) 学生の課外活動への支援

1) 学友会活動への支援

学生の課外活動の基幹的な役割を担っているのは、学生が主体となって運営している学友会である。学友会は「学業と同様に大きな意義を持つ課外活動を円滑に行うと共に学生相互の親睦を図り、学生生活をより豊かに、かつ充実したものにすること（学友会会則第3条）」を目的とした組織である。学友会は全学生から役員を選出し、その役員により学友会執行部が組織され、様々な課外活動の主体となっている（図2-4-1）。学友会の活動に対しては、学生自治を尊重することを念頭に置きながら、学生委員会が助言及び支援を行っている。

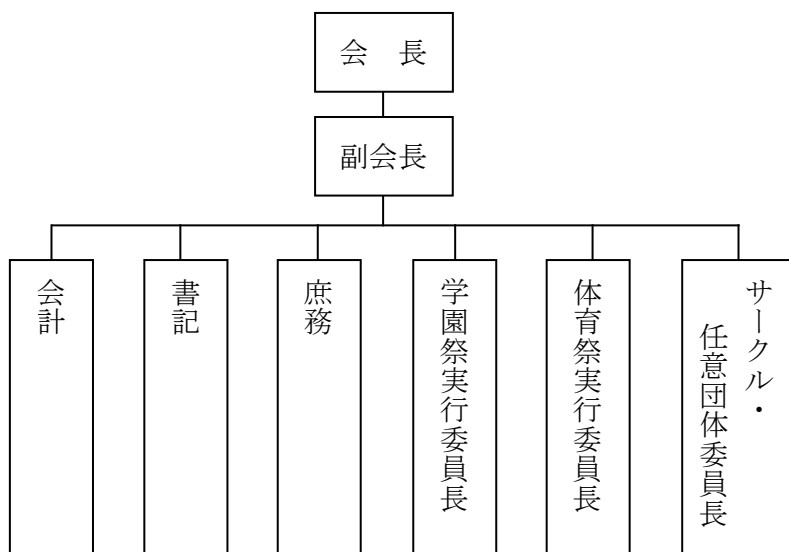


図2-4-1学友会執行部組織図

学友会執行部管理のもと、サークル活動が行われており、学生は才能や趣味に合わせ自由に選択、入会ができる。各サークルには顧問として本学の教職員が就き、活動に関する助言及び支援を行っている。サークル活動に関する経費については、学友会費より学生委員会の助言のもと学友会執行部が配分し執行している。

予算的支援はないが、任意団体を結成することが本学では認められている。任意団体もサークル活動と同様に、学友会執行部管理のもと活動が行われ、各団体に顧問として本学の教職員が就き、活動に関する助言及び支援を行っている。

令和6（2024）年5月現在の公認サークル・任意団体の一覧を以下に示す。

表2-4-1 令和6（2024）年度公認サークル・任意団体一覧

公認サークル

No.	団体名
1	バレーボールサークル
2	吹奏楽サークル
3	スポーツトレーナーズサークル
4	バスケットボールサークル
5	バドミントンサークル
6	野球・ソフトボールサークル
7	フットサルサークル
8	アカペラサークル
9	軽音サークル
10	ボランティアサークル
11	ダンスサークル

No.	団体名
12	卓球サークル
13	eスポーツサークル
14	手話サークル
15	百人一首サークル
16	競技麻雀サークル
17	アイドル研究会サークル

任意団体

No.	団体名
1	群馬県大学コンソーシアム学生チーム
2	学生消防分団

2) 公認部活動への支援

公認部活動は本学で公式に認定された部活動で、体育会・文化会の活動を通して学生の自立心や人間形成を促進することにより学生生活を充実させるとともに、本学の伝統を構築し、帰属意識を高めることを目的としている。

公認部の設立は構成人数が複数学年に渡り10人以上として、全国規模の大会があり、その大会を運営する大学連盟に所属していなければならない。なお、令和6（2024）年5月現在の公認部は硬式野球部のみである。

硬式野球部においては、教職員が各種助言及び支援を行うとともに、本学として活動の資金的支援を行っている。また、3号館（体育棟）には、硬式野球部専用のブルペン練習場、バッティング練習場を整備し、練習環境の支援も行っている。

(エ) 奨学金などによる学生への経済的支援

本学における独自の奨学金制度の概要、及び令和5（2023）年度の奨学生数について以下に示す。日本学生支援機構の奨学金、修学支援新制度の授業料等の減免、地方公共団体や病院施設等の奨学金も含め、奨学金に関する情報については、学内掲示やアクティブ・アカデミーを通じて広く周知している。

1) 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金は平成27（2015）年度に新設された。本学独自の奨学金のうち、特徴的な奨学金として「群馬パース大学神戸奨学金」【資料2-4-9】がある。この奨学金は本学創設者である樋口建介の「教育の原点」【資料2-4-10】に多大な影響を及ぼし、法人創設にあたり多額の私財を投じた神戸照子先生の思いを尊重して設立された制度である。高い志があり、学業成績が優秀であるにも関わらず経済的な理由により修学困難な学生に対し学費の一部を給付し、その奨学に資することを目的としている。

①特待生奨学金（学部）

対象：申請資格を満たす一般選抜（前期）の出願者のうち、特待生選抜を希望する者

給付方法：授業料と相殺し、現金給付無し

特待生の種類：特待生S	給付額－授業料全額相当 給付期間－4年間 ※進級時に継続可否の審査あり
特待生A	給付額－後期授業料全額相当 給付期間－4年間 ※進級時に継続可否の審査あり
特待生B	給付額－後期授業料全額相当 給付期間－1年間（入学年度のみ）

②特待生奨学金（大学院）

対象：申請資格を満たす大学院入試Ⅰ期（博士前期課程）の出願者

給付方法：授業料と相殺し、現金給付無し

特待生の種類：特待生S	給付額－授業料全額相当 給付期間－2年間
特待生A	給付額－後期授業料全額相当 給付期間－2年間

③神戸奨学金（学部）

対象：申請資格を満たす2～4年生

給付方法：当該年度の後期授業料と相殺し、現金給付無し

給付額：300,000円

④兄弟姉妹奨学金（学部）

対象：本学を卒業した者を含め、2人目以上の兄弟姉妹が学部にて在籍する者、または同時に兄弟姉妹が本学の学部にて入学した者

給付方法：1年次後期授業料と相殺し、現金給付無し

給付額：100,000円

⑤同窓生奨学金（大学院）

対象：本学を卒業して本大学院にて入学した者、又は本大学院の博士前期課程（修士課程含む）を修了して本大学院の博士後期課程にて入学した者

給付方法：1年次後期授業料と相殺し、現金給付無し

給付額：100,000円

令和5（2023）年度では、特待生19人（特待生S：6人、特待生A：11人、特待生B：2人）、神戸（かんべ）奨学生17人、兄弟姉妹奨学生10人、同窓生奨学生は7人となっている。

2) 学外の奨学金制度

学外の奨学金制度は、地方公共団体、医療機関、財団等による奨学金がある。地方公共団体や医療機関、財団等による奨学金は、令和5（2023）年度では90件の募集案内が寄せられており【資料2-4-11】、アクティブ・アカデミーで配信し、学外でも閲覧することが可能である。

3) 日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度

令和5（2023）年度、日本学生支援機構の奨学金、及び高等教育の修学支援新制度については、予約採用、在学採用等対象者別の説明会を開催し、各種手続方法から返還まで概要を説明した。令和6（2024）年5月1日現在の日本学生支援機構奨学生数及び高等教育の修学支援新制度の給付者数を表2-4-2に示す。

表 2-4-2 日本学生支援機構奨学生数及び高等教育の修学支援新制度の給付者数

第一種 奨学金 貸与者数	第二種 奨学金 貸与者数	第一種・第二種 貸与者延べ数	第一種・第二種 貸与者実数	給付奨学金 給付者数
408人	526人	934人	787人	189人

給付奨学金 給付者数	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	休・停止 区分
189人	91人	52人	35人	1人	10人

※5月1日現在、予約採用者（6月採用）及び在学採用者（6月採用）の手続き中のため貸与・給付者数は今後変動予定である。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

経済的な理由で学びが困難な学生に対しては、学内外の奨学金制度の周知を徹底することに加え、支援が必要な学生を早期に把握できるよう、学科担任・チューター等と学生支援センターが密に連携を図っていく。

課外活動支援については、令和5（2023）年度より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更となったことから、様々な活動がコロナ渦以前の状態に戻った。空白となった4年余りの期間を取り戻し、次の世代に繋がる学生が主体となった活動を行えるよう支援を継続していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(ア) 適切な施設整備

本学の校舎については、平成 22（2010）年 4 月に完成した 1 号館（看護学科・理学療法学科・図書館棟）に、令和 3（2021）年 4 月にリハビリテーション学部を開設したことにより、作業療法学科、言語聴覚学科が使用する校舎（ANNEX（別館））を令和 3（2021）年 1 月に増築した。平成 25（2013）年 2 月に完成した 2 号館（検査技術学科棟）、同年 10 月に完成した 3 号館（体育棟）、平成 29（2017）年 3 月に完成した 4 号館（放射線学科・臨床工学科棟）に加え、学生の福利厚生施設の充実に向けて、学生支援センター・健康管理センター等及び学生寮などの機能を有する 5 号館を令和 2（2020）年 9 月に新設した。各校舎の施設概要を表 2-5-1 に示す。【資料 F-8】

また、本学の校舎は、平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災を受け、平成 12（2000）年に施行された「改正建築基準法による（新耐震基準をさらに強化した）現行の耐震基準「新・新耐震基準」を満たし設計されているため、十分な構造安定性を備えている。

表 2-5-1 校舎の施設概要（令和 6（2024）年度）

名称	校舎敷地	校舎面積	階	主要施設
1 号館 【ANNEX （別館）】	3,141m ²	12,050m ² 【内 2,693m ² 】	8 階 【7 階】	学長室、会議室、事務室、図書館、講義室、演習室、ゼミ室、実習室、解析室、研究室、静養室、グループ学習室、コンビニ、学生ホール、印刷室、ロッカー室
2 号館	764m ²	2,402m ²	6 階	会議室、講義室、実験室、実習室、測定室、準備室、研究室、共同ゼミ室、印刷室、ロッカー室
3 号館	1,483m ²	2,705m ²	3 階	野球ブルペン練習室、野球バッティング練習場、更衣室、アリーナ、ホール、多目的スペース
4 号館	897m ²	6,447m ²	12 階	事務室、会議室、応接室、静養室、実習室、実験室、解析室、撮影室、準備室、講義室、ゼミ室、研究室、図書室、印刷室、ロッカー室、ブックカフェ（カフェ・書店）

名称	校舎敷地	校舎面積	階	主要施設
5号館	1,773m ²	2,410m ²	5階	学生支援センター、健康管理センター、国際交流センター、地域連携センター、看護実践教育センター、学生相談室、保健室、会議室、研究室、講義室、学生専用マンション（40室）
学友会館	879m ²	168m ²	1階	学友会館

1号館は8階建てで、3階から8階に20人から230人（8階大講義室）の講義室を整備している。実習室として5階に2室、6階に3室、7階に5室が整備されている。また、リハビリテーション学部の開設に伴い増築したANNEX（別館）は、7階建てで、6階と7階で既存の校舎と接続している。2階と3階に40人の講義室（計6室）を整備し、4階には聴覚検査室等5室の他、実習室1室、5階には実習室2室が整備され、各教室に実習に必要な機器及び設備を設置している。これらの講義室及び実習室には規模に応じた視聴覚機器を設置している。また、小規模のゼミや学生指導を実施する教室として、3階に4室、4階に9室、7階に5室のゼミ・演習室が、ANNEX（別館）には、6階・7階に演習室（計8室）が各々設けられている。

2号館は6階建てで、2階及び3階に70人の講義室が整備されている。実習・実験室は3階に1室、4階に4室、5階に3室が整備され、実習に必要な機器及び設備を設置している。6階には共同ゼミ室が2室設けられている。

3号館は3階建ての体育棟で、2階にバスケットボール、バレーボール、フットサル、バドミントン等を行うことが可能なアリーナを整備している。3階には多目的スペース及び観覧スペースを整備している。

4号館は12階建てで、5階から12階に60人から240人（12階大講義室）の講義室を整備している。実習・実験室は3階に学科教員が管理する放射線実習エリアとして9室、4階に3室、10階に3室、11階に4室が整備され、実習に必要な機器及び設備を設置している。また、小規模のゼミや学生指導を実施する教室として、6階に10室、10階に6室のゼミ室が各々設けられている。

5号館は5階建てで、1階に学生支援センター、健康管理センター、国際交流センター、地域連携センター、学生相談室、保健室を置き、学生生活支援の拠点としての機能を有する。2階は看護実践教育センターを置き、80人の講義室、演習室1室、研究室が整備され、臨床研修などの企画・実施を通じて地域の看護職の資質の向上を目的に整備されている。3階から5階には学生専用マンション（40室）を整備している。

1) 飲食スペースの設置

1号館1階に学生の修学時間に営業時間（平日8:00~18:00 営業）を合わせたコンビニエンスストアを整備し、4号館1階には外部の方も利用できるブックカフェを設置している。ただし、これらのスペースですべての学生が食事をするには十分でないため、昼休みに限

り、普通教室（1号館：7室、ANNEX（別館）：6室、2号館：3室、4号館：6室）で飲食できるようにしている。

また、学生と周辺地域を結びつけ、周辺店舗の利用により学生自身も利益享受ができるよう周辺店舗の協力を受け「CAMPAZ（キャンパス）」【資料 2-5-1】という本学独自のクーポン付きフリーペーパーを作成し、アクティブ・アカデミーにて全学生に配信している。

2) 個人用ロッカーの設置

演習時に活用する個別の白衣や用具等を収納できるように1号館1階に看護学科及び理学療法学科、ANNEX（別館）4階・5階に作業療法学科及び言語聴覚学科、2号館3階・4階・5階に検査技術学科、4号館4階・10階に放射線学科及び臨床工学科の全学生用の個人用ロッカーを設置している。

3) 駐輪場の整備

自転車で通学する学生が利用できるよう、1号館から4号館の各棟に、合計約480台分の駐輪場を整備している。

4) 学生ホール等の設置

1号館1階・3階には開校時間中に学生が自由に利用できる学生ホール及びオープンワークスペースを設けている。

4号館1階には開校時間中に学生が自由に利用できるブックカフェを設けている。学生ホール及びブックカフェは自由に飲食ができるスペースであり、昼休みの昼食の際の主要な場所として活用されている。

これらの施設は、学生の自己学習、グループワーク等にも利用される。

5) 学友会館の設置

学生によって組織されている自治団体である学友会の活動場所として1号館1階に学友会室を設置していたが、活動を行うには十分とはいえないことから、令和3（2021）年10月に群馬パース大学学友会館を設置し、学友会活動以外にも、サークル活動、任意団体活動等の学生活動としての利用も可能となった。なお、学友会室として使用していたスペースは、学生ホールとして拡張した。

(イ) 施設・備品の維持管理の体制

校地及び校舎の維持、管理等は施設管理課が担当し、各施設設備の状況を把握して日常管理や定期点検を実施している。清掃業務は一部外部業者に委託している。教育設備に関する維持、管理等は教務課が担当している。図書館・図書室の維持、管理は附属図書館運営委員会で協議の上、図書館司書及び補助員が行っている。学生の推奨パソコンの故障等の対応窓口は5号館学生支援センターで、修理は外部業者が行う体制を整備している。学内無線LANやパソコン関連機器の維持、管理はシステム管理課が行っている。

また、横長の教室において、両端の座席からスクリーンが見え難いという学生からの意

見や遠隔授業等にも対応するため、6 教室にプロジェクターとスクリーンを 2 台ずつ増設するなど、常に学生の要望や社会情勢に配慮した施設維持管理を心掛けている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 実習施設

医療職を養成する本学では、全ての学科で学校養成所・養成施設指定規則等に基づき必要な演習・実習室が完備されている。演習・実習室の管理は各学科が行っている。

(イ) 図書館・図書室の整備

1 号館 1 階及び 2 階に図書館、4 号館 2 階に図書室が整備されている【資料 2-5-2】。

1 号館図書館は床面積 800 m²、閲覧席数 174 席で、書架、書庫、閲覧スペース、グループ学習室等で構成されている。開館時間は月曜日から金曜日が 9 時～21 時、土曜日が 9 時～17 時、4 号館図書室床面積 85 m²、閲覧席数 48 席で、月曜日から金曜日の 9 時～21 時の開室時間となっており、学生が長時間学習及び研究ができるよう対応している。学生及び教職員は 1 号館図書館及び 4 号館図書室共に自由に利用することができる。

附属図書館には図書館長（教員兼務）の他専任職員として司書が 2 人、非常勤職員が 2 人配置され、その運営と利用者サービスに努めている。専任の司書は業務全般、非常勤職員は主に閲覧、雑誌受入などを担当している。また、通常業務以外に蔵書点検を 1 年に 1 度実施している。附属図書館では、群馬県大学図書館協議会、日本看護図書館協会に加盟しており、各協会が主催する研修に定期的に参加することで、職員の質を高め、図書館運営や学習、研究支援に役立っている。

蔵書数は図書館、図書室合わせて図書 59,778 冊、雑誌 4,994 誌（電子ジャーナル含む）、視聴覚資料 1,534 点であり、毎年教員や学生からの要望を基に購入し、提供を行っている。蔵書は全てシステムによってデータベース化されていて検索が可能である。その他電子リソースとして電子ジャーナル、文献検索データベースも体系的に整備している（表 2-5-2）。また、学内の入館者数や貸出点数などの利用実績は、表 2-5-3 の通りである。

表 2-5-2 電子ジャーナル・文献検索データベース一覧

電子ジャーナル	文献検索データベース
メディカルオンライン(1,576 誌)	医学中央雑誌 Web 版
医書.jp オールアクセス(125 誌)	最新看護索引 Web
CINAHL Plus with Full Text(740 誌)	CiNii Research
MEDLINE with Full Text(1,200 誌)	
外国雑誌個別購読誌 52 誌	

表 2-5-3 過去 3 年間の図書館利用実績

	入館者数		貸出冊（点）数	
	延べ人数	学外利用者 （実数）	学内利用者	学外利用者
令和 3（2021）年度	49,711	0	17,738	0
令和 4（2022）年度	59,707	0	11,907	0
令和 5（2023）年度	60,230	51,821	72	12,081

※令和 3（2021）年度～令和 4（2022）年度はコロナ禍の為学外者向けサービス休止

電子リソース（電子ジャーナル、文献検索データベース、電子書籍）や蔵書検索システムはインターネット環境があれば学内外を問わず利用することが可能である。学生への図書館・図書室利用ガイダンスは、教員と連携し、初年次教育の一環として 1 年次全員を対象とした授業「大学の学び入門」の 1 コマで、レポート作成のための初歩的な情報検索の方法も含め、講義として行っている。また、教員からの依頼によって看護学科 3 年次を対象とした授業「看護研究概説」の 1 コマで論文執筆のために、初年次と比較しより高度な文献検索の演習を行っている。その他、個別のガイダンスや他館からの資料貸借、文献複写の取り寄せなども含めたレファレンスの希望にも対応している。附属図書館ホームページも開設しており、学内外に利用案内や各種情報収集ツールのガイドを行っている。

（ウ）ICT 環境の整備

本学では、全館無線 LAN 環境を整備し、学習・情報収集環境を整えている。令和 4（2022）年 3 月には、オンデマンド学習環境の向上を図るため、全館無線 LAN のアクセスポイントを交換した。このアクセスポイントは「Wi-Fi6（IEEE802.11ax）」に準拠しており、既設に比べ同時接続・同時通信の処理能力について最大 4 倍パフォーマンスが向上した。

また、学生サービスの一環として、IC 機能付学生証を利用して印刷したいデータをインターネットで送信して印刷することができる学内プリンタを 1 号館 4 階及び 7 階、1 号館 ANNEX（別館）2 階及び 3 階、2 号館 3 階、4 号館 6 階及び 10 階に設置し、学習成果や収集した情報をアウトプットできるようにしている。また、デスクトップ PC を図書館に 2 台設置し、学生がインターネットによる情報収集や各種作業が可能な環境を整備している。

（エ）アクティブ・アカデミーの整備活用

アクティブ・アカデミーとは、インターネットを利用して休講・補講情報など大学から発信された情報をパソコン・スマートフォン等で確認したり、履修登録や成績表の閲覧をしたりすることも可能なシステムで、学生が主体的に日々の学習活動に取り組めるようサポートすることを目的として導入された（表 2-5-4）。

表 2-5-4 アクティブ・アカデミーの機能名称と内容

機能名称	内容
個人へのお知らせ・連絡事項	大学・教員からの連絡事項の確認
休補講情報	授業変更の確認（休講・補講・教室変更）
Web フォルダ	授業や学生生活・就職等に関する情報の閲覧、各種届出用紙のダウンロード
履修登録	履修科目の登録
講義資料取得	各授業科目について、事前配付資料がある場合はここからダウンロード
レポート提出	各授業科目について、課題（レポート等）が課される場合はここから内容を確認し、適宜作成した課題をアップロードして提出
シラバス	シラバスの閲覧
キャリア相談予約	キャリア相談及び学生相談の予約
企業検索	求人票の検索 ※大学に届いている求人
授業評価アンケート	「学生による授業アンケート」への回答 ※各学期に実施
アンケート	その他アンケートへの回答
プロフィール変更	学生自身の住所、電話番号、E-mail アドレスの変更
修学ポートフォリオ	学生自身の基本情報の確認、履修状況の確認、成績（修得単位・GPA 等）の確認、出席状況の確認

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、障がいをもつ学生や講師、高齢者等の来校を想定し、障がい者・高齢者に配慮した環境を整備している。

バリアフリー環境の確保のために、1号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置（1基）、1階・2階・4階・6階・8階に車いす用トイレを設置、ANNEX（別館）においても、同様に車いす用エレベータの設置（1基）、1階に車いす用トイレを設置され、車いす用駐車場の整備をしている。2号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置（1基）、2階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備をしている。3号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置（1基）、1階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備をしている。4号館は段差のない構造、手すりの設置、車いす用エレベータの設置（1基）、2階に車いす用トイレの設置、車いす用駐車場の整備をしている。5号館も段差のない構造、手すりを設置し、車いす用エレベータを設置（1基）している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(ア) 学部

学科、学年ごとに講義を行う上での適切なクラスサイズを確保した上で、実施されるよう努めている。複数学科にまたがる合同講義においては、1号館8階大講義室や4号館12階大講義室を使用している。また、英語と情報処理科目はクラスを分割し、少人数教育を実施している。各講義室の収容定員及び収容定員超過率を表2-5-5に示す。

表 2-5-5 講義室の収容人数と在籍学生数（学部）

学部学科・学年		在籍 学生数	校舎	使用教室	面積	収容 人数	超過率	
看護学部	学部合計	257人	—	—	—	—	—	
	看護学科	学科合計	257人	—	—	—	—	—
		1年生	89人	1号館	401講義室	145.6m ²	90人	0.98倍
		2年生	85人		402講義室	143.9m ²	90人	0.94倍
		3年生	83人		403講義室	143.0m ²	90人	0.92倍
		4年生	—人	—	—	—	—	—
リハビリテーション学部	学部合計	514人	—	—	—	—	—	
	理学療法学科	学科合計	269人	—	—	—	—	—
		1年生	67人	1号館	801講義室	145.6m ²	70人	0.95倍
		2年生	65人		802講義室	143.9m ²	70人	0.92倍
		3年生	70人		803講義室	143.0m ²	70人	1.00倍
		4年生	67人	—	—	—	—	—
	作業療法学科	学科合計	127人	—	—	—	—	—
		1年生	26人	1号館 別館	311講義室	85.2m ²	40人	0.65倍
		2年生	33人		312講義室	83.6m ²	40人	0.82倍
		3年生	33人		313講義室	84.4m ²	40人	0.82倍
		4年生	35人	—	—	—	—	—
	言語聴覚学科	学科合計	118人	—	—	—	—	—
		1年生	30人	1号館 別館	213講義室	84.4m ²	40人	0.75倍
		2年生	31人		212講義室	83.6m ²	40人	0.77倍
		3年生	34人		211講義室	85.2m ²	40人	0.85倍
		4年生	23人	—	—	—	—	—

学部学科・学年		在籍 学生数	校舎	使用教室	面積	収容 人数	超過率	
医療技術学部	学部合計	788人	—	—	—	—	—	
	検査技術学科	学科合計	266人	—	—	—	—	—
		1年生	63人	2号館	321講義室	124.0m ²	70人	0.90倍
		2年生	70人		322講義室	129.6m ²	70人	1.00倍
		3年生	73人		221講義室	129.4m ²	70人	1.04倍
		4年生	60人	—	—	—	—	—
	放射線学科	学科合計	313人	—	—	—	—	—
		1年生	78人	4号館	4501講義室	142.0m ²	80人	0.97倍
		2年生	77人		4502講義室	145.0m ²	80人	0.96倍
		3年生	71人		4601講義室	145.0m ²	80人	0.88倍
		4年生	87人	—	—	—	—	—
	臨床工学科	学科合計	209人	—	—	—	—	—
		1年生	47人	4号館	4901講義室	118.6m ²	60人	0.78倍
		2年生	54人		4902講義室	118.6m ²	60人	0.90倍
		3年生	57人		4903講義室	121.0 m ²	60人	0.95倍
		4年生	51人	—	—	—	—	—
	保健科学部	学部合計	89人	—	—	—	—	—
		看護学科	学科合計	89人	—	—	—	—
			3年生	1人	1号館	403講義室	143.0m ²	90人
4年生			88人	—	—	—	—	—
—	—	—	1号館	大講義室	361.3m ^{2*}	230人	—	
—	—	—	4号館	大講義室	292.5m ^{2*}	240人	—	

*控室、調整室、倉庫の面積も含まれた数値

(イ) 保健科学研究科

研究科で使用する講義室は1号館3階の301講義室及び302講義室となっている。各講義室に対する大学院生数の充足率は0.55倍以下であり、使用環境として適切に活用されている。また、大学院生には個別の調査研究活動に使用可能な大学院生室1(22.8 m²)、大学院室2(22.8 m²)が3階に設けられている。各講義室の収容定員及び収容定員充足率を表2-5-7に示す。

表2-5-7 講義室の収容人数と在籍学生数（研究科）

研究科	使用学年	在籍 学生数	使用教室	面積	収容人数	充足率
保健科学 研究科	合計	24人	—	—	—	—
	博士前期 1年生	8人	301 講義室	47.0 m ²	20人	0.40倍
	博士前期 2年生	11人	302 講義室	46.5 m ²	20人	0.55倍
	博士後期 1年生	1人	302 講義室	46.5 m ²	20人	0.05倍
	博士後期 2年生	3人	302 講義室	46.5 m ²	20人	0.15倍
	博士後期 3年生	1人	302 講義室	46.5 m ²	20人	0.05倍

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

リハビリテーション学部の新設に伴い、1号館に ANNEX（別館）を増築、また、学生の厚生補導業務の拠点として5号館を新築したり、学友会館を新たに設置したりするなど学習環境や学生生活支援に向けて整備してきた。また、令和4（2022）年には全館無線 LAN のアクセスポイントを交換するなど、ICT 環境の改善を図ったが、今後も社会の ICT 環境の変化に応じ、適宜改善に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(ア) 学修支援に関する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

学生の意見をくみ上げる仕組みの一つとして、学生委員会が実施している「学生生活実態・満足度調査」【資料 2-6-1】がある。調査は例年実施し、学科・学年問わず全ての学生

を対象として意見・要望を集約している。令和5（2023）年度に実施した同調査は、在籍している1,642人のうち714人が回答（回答率43.5%）した。この調査では様々な学修関連の意見・要望が寄せられるため、それらの分析や改善の検討を学生委員会が中心に行い回答が必要と判断されたものについてはQ&A方式で学生にフィードバックしている【資料2-6-2】【資料2-6-3】。

また、例年実施している「卒業時アンケート」【資料2-3-4】では、本学の課程全体を通じた成長実感・満足度等に関する調査を行い、「卒業後アンケート」【資料2-3-5】では、卒業生の卒業後の進路・就職状況等から教育の成果や効果に関する調査を行い、本学の教育活動やキャリア教育、就職支援の見直しを行うための基礎資料として、改善・向上に役立てている。調査結果は学生委員会から各学科にフィードバックされており、キャリア教育、就職支援の改善を全学的に行う体制を整えている。

研究科においては、「大学院生対象アンケート」により、教育・研究活動や施設・設備等学修関連に関する調査を行っている。結果は大学院FD委員会で集計・分析され、研究科全教員にフィードバックされている。

（イ）学生生活に関する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

学生生活に関する意見や要望については、前述の「学生生活実態・満足度調査」等においてくみ上げるほか、日常的に各学科の担任やチューター、及び学生支援センター窓口、1・4号館で受け付け、適宜対応している。聞き入れた学生の意見や要望の中で、専門的な対応が必要とされる場合には、学生支援センター、健康管理センターを経て学生相談室、キャリア支援室、保健室等の機関が連携を行い適切な対応が可能な仕組みを構築している。

（ウ）学修環境に関する意見をくみ上げるシステム構築とその反映状況

施設・設備に対する学生の意見などのくみ上げも前述の「学生生活実態・満足度調査」を中心に行っている。調査で集めた意見・要望をもとに、必要に応じた学内の施設・設備の改善を行っている。具体的な改善実績として、体育棟への空調設備設置、学生ホールの拡充、講義室のプロジェクター・音響設備の入れ替え及びスクリーンの増設、学内無線LAN環境の改善、トイレ設備（エアータオル、トイレ用擬音装置）の充実、放課後の講義室利用時間の延長等が挙げられる。

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も各種アンケート・調査等により学修支援や学生生活等に関する学生の意見・要望をくみ上げ、学生の実態や学修環境等における課題を的確に把握し、学生目線に立った支援を継続していく。加えて、学生と教職員が学生生活全般に関する意見交換を行うなど、学生から直接要望を聞く機会を設けることにより、学生からの意見・要望をくみ上げられるような仕組みの構築に努める。

経済的支援や心理的な支援が必要となる学生への働きかけを早い段階から行うことができるよう、個々の学生の状況を把握している各学科の教員と学生支援センター及び健康管理センター職員の連携体制をより強固にしていく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れにおいては、教育目的（教育目標）を踏まえ、各学部と保健科学研究科ごとに求められる人物像を示すアドミッション・ポリシーを策定して周知し、それらに応じた多様な入試を公正かつ適切に実施することで、収容定員を満たす学生を確保している。

学生サービスや学生生活支援は、学生支援センター会議を中心に教職員が協働し、多様化する学生へきめ細やかに対応できるよう体制を整備し運営している。TA等の活用をはじめとする学修支援については教務委員会、博士前期・後期課程運営委員会が中心となり実施している。また、全学的にオフィスアワーを実施し、授業についての質問や学習の方法等に関する相談を受け付けている。教員の日々の学生指導は、学部、学科、担任やチューターと段階的にきめ細かく行われ、留年者や成績不振者に対しても早期に対応することで退学等の防止に努めている。

キャリア支援については、グループ会社の職業紹介部門（メディカルサフラン）にキャリア支援室業務の一部（専門スタッフの派遣及び相談業務等）を委託することにより、在学生はもとより、中途退学者や卒業生に対してもキャリア相談を行うなど手厚いサポートを行っている。

学生への心身に関する相談・支援を行うため、健康管理センターに保健室を、学生支援センターに学生相談室を置き、専門員を配置することで即時対応と予約対応を行っている。学生相談室運営委員会では、7学科の学科長と学生相談室のカウンセラー責任者が毎月行われる会議で情報交換を行い、実効性の高い相談活動を行っている。また、学生支援センターでは、障がいのある学生への支援についても、本人及び学科教員との綿密な打ち合わせのもと実施している。

経済的な理由で修学が困難な学生に対しては、学外の奨学金に加え、本学独自の奨学金制度である特待生奨学金、神戸奨学金、兄弟姉妹奨学金、同窓生奨学金（大学院生対象）を整備している。

学生の厚生補導については学生委員会が中心となり、学生によって組織されている自治団体である学友会の活動や公認部活動・公認サークル等への助言・支援を行うとともに学内外で行われる行事への支援を積極的に行っている。

校舎、各施設設備の維持、管理等については、状況に応じて見直し、点検・修理、また法令等に遵守した日常管理や定期点検を実施している。

学生の要望に応えるために例年「学生生活実態・満足度調査」等を実施し、大学の対応をフィードバックしている。また、卒業予定者及び卒業生を対象とした「卒業時アンケート」及び「卒業後アンケート」では、在学中の学生生活支援、キャリア支援、学修環境、学生サービス等について調査・集計し、結果をもとに改善へつなげるなど、在学生を対象とした「学生生活実態・満足度調査」と併せて学生の意見・要望へきめ細やかな対応ができていていると考える。

以上のことから、基準2を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

(ア) 学部

各学部・学科のディプロマ・ポリシー【資料 F-13-1】は、「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献する」という大学の目的と、それを具現化する教育目的を踏まえて学部・学科ごとに策定され、本学ホームページ及び学生便覧【資料 F-5-1】を通じて周知している。

(イ) 保健科学研究科

研究科のディプロマ・ポリシー【資料 F-13-4】は、「高度な学術的基盤と優れた創造性を培い、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成することをもって、専門分野の発展と人々の幸福に貢献する」という大学院の目的と、それを具現化する教育目的を踏まえて課程ごとに策定され、本学ホームページ及び学生便覧を通じて周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

(ア) 学部

各学部における単位認定基準は、各科目の目的を指標化した「学修到達目標」に対する到達度が 6 割以上であることとしている。各科目の目的はディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、その対応はシラバス【資料 F-12-3】に明示している。また、医療職を養成するという教育課程の性質上、学修は段階を追って積み上げていく必要があるため、各学年の進級基準を満たすことを進級の要件としている。進級基準は各年次に必要な全単位を修得することである。卒業認定基準は、本学に 4 年以上在学し、学則【資料 F-3-1】に定める授業科目を履修して所定の単位を修得することとしている。これらの定めは学生便覧【資料 F-5-1】に明記し、学生へ周知の上、厳正に適用している。

(イ) 保健科学研究科

研究科の単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた各科目の目的を指標化した「学修到達目標」に対する到達度が、6 割以上であることとしている。修了認

定基準は、博士前期課程にあつては2年以上、博士後期課程にあつては3年以上、本大学院に在学し、大学院学則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格することとしている。学位論文等の審査基準は「群馬パース大学学位規程」【資料3-1-1】に定め、本学ホームページ及び学生便覧への掲載により学生へ周知の上、厳正に適用している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(ア) 学部

各学部の単位認定は、「群馬パース大学履修規程」【資料3-1-2】第11条（単位認定）に基づいて行われている。成績評価方法は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた成績評価基準に基づいて評価している。編入学を除き他大学等での既取得単位は60単位を上限に、教務委員会の審議を経て学長が認定している。

進級については、学科ごとに定められた基準に基づき、学部別の進級判定会議、及び教務委員会の議を経て承認される。卒業及び課程の修了、学位の授与については学部別の卒業判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に適用されている。

表 3-1-1 学部成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	GP (グレード・ポイント)	可否
100 ～ 90 点	A+	4.0	合格
89 ～ 80 点	A	3.0	
79 ～ 70 点	B	2.0	
69 ～ 60 点	C	1.0	
59 点以下	F	0	不合格

(イ) 保健科学研究科

研究科の単位認定は、「群馬パース大学大学院履修規程」【資料3-1-3】第13条（単位認定）に基づいて行われている。評価方法については学部と同様、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた成績評価基準に基づいて評価している（表3-1-2）。

保健科学研究科における進級基準は定めていないが、大学院生の実情を勘案し弾力的に指導している。修了認定は、定められた基準に基づき、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認する手続きにより、厳正に適用されている。

表 3-1-2 保健科学研究科成績評価基準

点数区分	評価の表示方法	可否
100 ～ 90 点	A+	合格
89 ～ 80 点	A	

点数区分	評価の表示方法	合否
79 ～ 70 点	B	
69 ～ 60 点	C	
59 点以下	F	不合格

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーは大学・大学院の目的及びそれを具現化する教育目的から導き出されたものであり、今後も学部及び研究科それぞれにおいて学内外に向けて適切に周知されるよう努める。単位認定や進級判定、卒業・修了判定の際は、各学部・研究科ともにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準等が厳正に適用されるよう検証を重ねながら周知徹底を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

(ア) 学部

各学部・学科のカリキュラム・ポリシー【資料 F-13-2】は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学部・学科ごとに策定され、ディプロマ・ポリシーの各構成要素とカリキュラム・ポリシーを体現した各学科の教育課程の関係を明記したカリキュラム・マップ【資料 3-2-1】により、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性に基づいた一貫性が示されている。

これらは、本学ホームページ及び学生便覧やアクティブ・アカデミーを通じて周知している。

(イ) 保健科学研究科

博士前期課程のカリキュラム・ポリシー【資料 F-13-4】は、ディプロマ・ポリシーに掲げる実践能力、指導能力及び調整能力、教育能力、研究能力の4つの要素ごとに、その達成に必要な教育課程編成の方針を明示している。博士後期課程のカリキュラム・ポリシー【資料 F-13-4】は、ディプロマ・ポリシーに掲げる研究能力、教育指導能力、実践能力、応用能力の4つの要素ごとに、その達成に必要な教育課程編成の方針を明示している。デ

ディプロマ・ポリシーの各構成要素とカリキュラム・ポリシーを体現した各課程の教育課程の関係性を明記したカリキュラム・マップ【資料 3-2-2】により、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性に基づいた一貫性が示されている。

これらは、本学ホームページ及び学生便覧やアクティブ・アカデミーを通じて周知している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(ア) 体系的な教育課程の編成

各学部の教育課程は学則【資料 F-3-1】第 24 条（授業科目）において学科ごとに定められ、研究科の教育課程は大学院学則【資料 F-3-2】第 16 条（授業科目）において課程ごとに定められている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成され、効果的に教授が展開されるよう工夫されている。このことは、カリキュラム・マップにより説明されている。カリキュラム・マップは、本学ホームページ及びアクティブ・アカデミー上で公開し、学生に周知している。

(イ) シラバスの適切な整備

各科目の授業内容が、ディプロマ・ポリシー及び教育目標から導出される学習到達目標を体現したものとなるよう、シラバスの記載項目に改良を重ねている。各科目の単位認定者により作成されたシラバスは、学部においては各学科教務委員、研究科においては博士前期・後期課程運営委員会が選任した点検者により、その適切性について点検・確認作業が行われ、必要に応じて単位認定者へ加筆修正が求められている。

また、シラバスに沿った授業展開がなされているか各学期に実施する「学生による授業アンケート」【資料3-2-3】により検証を行っている。

(ウ) 履修登録単位数の適切な上限設定と単位制度の実質を保つための工夫

各学部においては、単位制度の実質を保つため CAP 制を導入し、履修登録可能な単位数の総数を年間 48 単位と定めている。ただし、成績優秀者（前期 GPA が 3.50 以上の者）には後期の履修登録時に、定められた履修登録単位の上限以上の履修を認めることとしている。

本学の全ての学科が、国家資格を要する医療職の養成課程であることに鑑み、医学的知識と医療技術を段階的に修得させる進級制度をとっている。進級制度では、上位学年へ進級するために取得すべき科目を指定しているが、進級に必要な科目の単位数は CAP 制で指定する上限の範囲内であり、実際の履修単位数を見ても年間 48 単位以内に収まっており、学修の質が担保されている点から単位制の実質が保たれている。

3-2-④ 教養教育の実施

組織規程【資料 1-2-4】第 11 条（大学の組織）に基づき、本学では全学的視点に立って、教養教育に関する教育活動を円滑かつ有効に実施する組織として教養部を学部と同等に位置付けている。構成員は教養科目の担当教員で、そのうち 1 人の教員が教養部長として教養部を統括している。

本学では大学生にふさわしい教養、知識を身につけ、将来豊かな教養と人間性を兼ね備えた医療人を育成するために、教養教育を教養科目群と共通基盤科目群（「大学の学びの基盤」）の2つの科目群に分けている。ただし、看護学部においては教養科目群の中に、「大学の学びの基盤」が含まれている。

教養科目群では、基礎的教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるために、「人と社会及び自然の理解」、「情報と言語の理解」の2つの上位区分とそれを構成する7つの下位区分から満遍なく学べるよう授業科目を配置し、多様な知識、思考力を身につけられるように多種多様な科目を提供している。また、学科によって多少の差異はあるが、選択と必修のバランスにも配慮している。学科合同で開講する科目も多く設定し、幅広い授業科目で扱う多様な知識を他学部、他学科の学生と共に学ぶことにより、学生が様々な考え方の違いを理解し、柔軟な思考力を身につけるよう図っている。

3学部7学科とも、初年次教育として、大学での学びに必要な姿勢やスキルを学ぶ科目を1学年前期に全学科必修科目として開講し、大学での学びへの円滑な移行を促している。また、入学後早期から専門科目への関心・意欲を高めるための科目を同じく1年次に開講し、専門教育の導入部分を提示することにより、或いは、実務者をゲストスピーカーとして招き卒後の職業人としてのイメージの具体化を促す等の工夫をすることにより、学生の学習意欲の向上を図っている。さらに、異なる医療職種を養成する学科を擁する本学の特徴を活かし、看護学部は1学年、他学部は2学年に、学科の教員がそれぞれの職種の立場からチーム医療に関する話題を提示する科目を開講し、専門性、役割、立場等の違いを理解して協働していく力の基礎を育てている。

科目群は学部により異なることはあっても、医療職を育てる理念、目的、手段は共通である。

幅広い教養を身につけることと同時に、群馬パース大学の学生として学部・学科の専門にとらわれない共通の意識を身につけるといことも教養教育の目指すところである。そのために大学での学びに必要な姿勢やスキルを学ぶ科目において、理事長と学長、グループ病院の病院長が講師となり、理事長からは本学設立の歴史、建学の精神や基本理念、学長からは本学の使命・目的と三つのポリシー、PAZの表す意味と本学の特徴、病院長からはグループ病院での医療、及びチーム医療についての内容を含んだ講義を行っている。これらの講義を通じて、学部・学科を超えた全学共通の意識、連帯感、医療職としての基本的姿勢の養成を目指している。このように教養部が専門基礎教育と専門教育への接続の一翼を担っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(ア) 授業内容・方法などの工夫

1) 学部

各学部では、保健医療専門職としての能力を育成するため、カリキュラム・マップ【資料3-2-1】等に示すように、講義、演習、実習等をバランスよく配置するよう工夫がなされている。特に、実習科目は認知、行動、情意を統合する機会として重視し、学内実習から学外実習へと学修の進度に応じて段階的、体系的に配置している。また、問題解決能力の育成のため、各学科が演習科目においてグループワーク等による課題解決型の学習方法

を多用している。

以下、学科ごとの授業内容・方法などの工夫を示す。

①看護学科

1 学年前期に「看護学への誘い」を開講し、小グループに分かれてテーマ設定、情報収集・整理、発表を行う課題解決型学習（PBL）を実施している。また、1年次から4年次まで各学年で開講される専門科目群の各演習科目においても、実践能力を高める授業展開としてシミュレーション教育や小グループによる PBL を多用している。実習は、看護実践能力を身につけるために多様な場を活用し、入学後早期から段階的に実施している。多職種の連携・協働を学ぶ科目を1年次に配置し、専門科目の学習において早期からチーム医療の視点を持てるよう工夫している。

②理学療法学科

初年次より「大学の学びー専門への誘いー」など、グループディスカッションとプレゼンテーションで構成される課題解決型学習（PBL）を配置し、アクティブ・ラーニングの習慣化を促す教授法を積極的に取り入れている。実技科目では、臨床で活躍する理学療法士を外部から模擬患者として多数招聘して、臨床での適切な振る舞いや技能の遂行を要求する客観的臨床能力試験（OSCE）を臨床実習の前後で実施している。終了後には指導者間での振り返りを行うことで、教授法の評価と改善を図る体制を整備・運用している。

③作業療法学科

1 学年後期に「大学の学びー専門への誘いー」を開講し、専門職を目指し、臨床で働き、現在に至るまでを学科教員のすべてが講義し、質疑応答形式の中からキャリア教育としての位置づけを行っている。当該授業では各教員が最初に集団討議のための方法として KJ 法、フィッシュボーン分析、マインドマップなどのツールを紹介し、グループディスカッション、発表といった小グループでの課題解決型学習（PBL）を取り入れている。また、3年次より科目外に（卒研準備）ゼミ担当教員を配置して、学生の興味の開発・深化に寄与する自由な発想での関わりを始め、卒業研究や就職希望領域等への展開を期した取り組みを行っている。

④言語聴覚学科

学生自らが情報を収集し、アイデアを発展させ、発表・報告を行い、表現力を高めていくアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。その実践においては、少数の学生で構成されるアクティブ・ラーニング・ゼミ形式を導入している。ゼミ担当教員は学生の自発的な学修を尊重し、その成果を最大限評価する方針で指導にあたっている。

2 学年後期から3学年前期にかけて開講される「地域参加支援演習」では、障がいのある方の地域参加を支援するために、健常者との連携により、社会や地域に働きかける事業を学生が企画し運営、実施する極めて実践的な取り組みを行っている。それまでのアクティブ・ラーニングの成果を学生自ら確認できる機会となっている。

⑤検査技術学科

1 学年に PBL テュートリアル教育に準じたグループ学習「大学の学びー専門への誘いー」を開講し、医療や臨床検査に関連付けた課題に小グループで取り組み、自ら問題を発見・設定し解決できるよう工夫している。2 学年では主要専門科目の講義を配置し、臨床検査の理論や原理を身につけられるように工夫している。3 学年には「臨床検査解析学 (Reversed CPC)」を開講し、患者データをグループ内で討論し、患者の病態を推測する実践的なトレーニングを行っている。4 学年では小グループで「卒業研究」を行い、科学的な評価能力と研究能力を養っており、アクティブ・ラーニングを積極的に導入している。また、教務委員がカリキュラム・マップと教育課程を精査し、教育方法等を確認している。

⑥放射線学科

医療専門職としての知識を修得し、その能力を現場で発揮させるために4年間において基礎知識の理解から思考力、判断力、技術力の養成へと重点を移しながら教育を行えるよう教育課程を編成している。1 学年に「大学の学びー専門への誘いー」「放射線医療学概論」「診療放射線学概論」を開講し、チーム医療や専門職志向をテーマに、小グループによる課題解決型学習 (PBL)、プレゼンテーションによる情報発信、グループディスカッションによるコミュニケーション能力の醸成を行っている。また、3 年次には、学内実習を展開し、従来の実験系科目から、より臨床系実習に重点を置き、実践的体験型教育を実施している。

⑦臨床工学科

1 学年では「チームとは何か」をテーマとして、グループワークによる協調学習を行い、コミュニケーションや協調の動機づけ、さらに競争と協調作業による学習の動機づけを行っている。2 学年以降では、現職の臨床工学技士や医師、医工学に関するスペシャリストなど多彩な非常勤講師 (またはゲストスピーカー) を招いた授業や小グループによる課題解決型学習 (PBL) を実践し、社会を知るとともに自発的な学習能力を引き出せるよう取り組んでいる。

2) 保健科学研究科

研究科は少人数教育の利点を活かし、共通科目の多くを各専門領域に所属する学生が共同で履修できる内容とし、それぞれの専門性を基盤に共同活動によって課題を探究するよう授業を展開している。このことは、保健医療分野において次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者の育成という教育目的の達成のために有効に機能している。

(イ) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

教育方法の改善を進めるため、FD 委員会【資料 3-2-4】を設置し、計画的に FD (Faculty Development) の推進を図っている。例年、「学生による授業アンケート」、教員間の相互授業見学 (ピア・レビュー)、教育研修等を実施している。授業アンケートについては、結果を受けて各教員が授業改善計画を立案し、FD 委員会が取りまとめている。

る。

研究科においては、学部とは独立した FD 委員会【資料 3-2-5】を設置し、大学院独自の FD に関する事項を協議し、FD の推進を図っている。令和 5（2023）年度は研修会、「大学院生対象アンケート」【資料 3-2-6】を実施した。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療職を養成する本学において検討すべき点は、一般教養科目の構成内容と学年配当、専門基礎科目及び専門科目の学習内容の精選と学習時間の担保、国家試験受験準備学習と卒業研究の比重按分、学校養成所・養成施設指定規則改正への対応などがある。

教養教育においては、リハビリテーション学部が完成年度を迎えたことに伴うカリキュラム改正に合わせて全学部の教養科目を見直し、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な能力を育成するための科目を全学部において配置する。

また、より効果的な教授方法の実施のため、アクティブ・ラーニング型授業の更なる推進やルーブリック評価活用に向けての検討を、これまでに FD 研修会で得た知識をもとに進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学部及び研究科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに則して、学修成果や教育成果の評価等について適切性の検証を行うため、機関レベル（大学／大学院）、教育課程レベル（学部・学科／研究科）、科目レベル（授業科目）の各レベルにおいて、アセスメント・ポリシー【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】に定める評価指標に基づき点検・評価を行っている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の達成状況について、学修成果を点検・評価したものを以下に明示する。

（ア）学生の学修状況

学部における令和 5（2023）年度の学生の修得単位数は、1 年次では 31～40 単位を修得した者が 16.8%、41 単位以上を修得した者が 81.9%であった。2 年次では 31～40 単位を修得した者が 44.4%、41 単位以上を修得した者が 51.4%であった。3 年次では 21～40 単位を修得した者が 93.2%、4 年次では 11～20 単位を修得した者が 84.3%であった。当該年次に必要な単位を修得し、進級又は卒業した学生は、1 年次 428 人中 409 人、2 年次 449 人中 421 人、3 年次 417 人中 407 人、4 年次 348 人中 341 人であり、1～3 年次の進級率

は 95.6%、4 年次の卒業率は 98%であった。

研究科における令和 5（2023）年度の学生の修得単位数は、博士前期課程 1 年次では 11～20 単位を修得した者が 66.7%、21 単位以上を修得した者が 33.3%であった。2 年次では 10 単位以上を修得した者が 100%であった。博士後期課程 1 年次では 1～10 単位を修得した者が 100%であった。休学率・退学率・留年率は 0%、博士前期課程 2 年次及び博士後期課程 3 年次の修了率は 100%であった（いずれも長期履修者を除く）。

学部では、前掲「表 3-1-1 学部成績評価基準」の GP 基準に則り GPA を算出している。この結果は、アクティブ・アカデミー上の修学ポートフォリオの頁に掲載することにより、学年担任、チューター等教員が随時閲覧し、個々の学生の学修成果の点検・評価及び学修支援に活用している。さらに、学科・学年ごとの学修成果の点検・評価のため、学科ごとに全在籍者の GPA を各学科の学科長及び学科教務委員が学内グループウェア・システム上で閲覧できる仕組みを整えており、過年度からの推移や学年による特徴を比較検討し、教育活動の改善に活用している。学年進行に応じた適切な単位修得状況、良好な進級状況及び高い卒業率及び妥当な成績分布の状況は、良好な修学状況を示しており、ディプロマ・ポリシーに基づく教育が適切に進められている。

（イ）学生の資格取得状況

令和 5（2023）年度の保健科学部卒業生の資格取得状況は、看護学科卒業生 89 人のうち看護師国家試験合格者は 89 人（合格率 100%）、保健師課程履修者 18 人のうち保健師国家試験合格者は 17 人（合格率 94.4%）、助産師課程履修者 6 人のうち助産師国家試験合格者は 6 人（合格率 100%）、理学療法学科卒業生 67 人のうち理学療法士国家試験合格者は 64 人（95.5%）、医療技術学部卒業生の資格取得状況は、検査技術学科卒業生 59 人のうち臨床検査技師国家試験合格者は 55 人（93.2%）、放射線学科卒業生 73 人のうち診療放射線技師国家試験合格者は 63 人（合格率 86.3%）、臨床工学科卒業生 52 人のうち臨床工学技士国家試験合格者は 48 人（合格率 92.3%）であった。

（ウ）学生の就職状況

令和 5（2023）年度保健科学部卒業生の就職状況は、看護学科卒業生の就職率 100%、理学療法学科卒業生の就職率 97.0%、医療技術学部の就職状況は、検査技術学科の就職率 91.1%、放射線学科の就職率 87.7%、臨床工学科の就職率 80.8%であった。研究科修了生の就職率は 100%であった。また、看護学科卒業生のうち保健師課程履修者で保健師として就職した学生は 3 人であり、助産師課程履修者で助産師として就職した学生は 5 人と、その取得資格を活かして就職している。医療技術学部では一般企業等への就職もみられるが、医療に関連する企業への就職が多い。

（エ）各種アンケート、調査結果等

1) 学生による授業アンケート

学生自身による学修状況の評価を把握するために、学部においては「学生による授業アンケート」の結果【資料 3-3-3】も活用している。アンケートは、授業科目・担当教員の教える姿勢・学生自身の学ぶ姿勢の三つの領域からなる 19 項目の質問に対して、学生の感

じたことを、そう思う・どちらかといえばそう思う・あまりそう思わない・そう思わない、の4段階で答えるもので、4点満点で降順に点数化されるものである。上記以外に自由記述項目も配置されている。

授業科目については、シラバスのわかりやすさ・授業や課題の難易度等5項目、担当教員の教える姿勢については、教え方・質問への対応・理解状況の把握・教材選定・学修環境への配慮等8項目、学生自身の学ぶ姿勢は、意欲・予習復習・到達度・満足度等6項目であるが、それぞれの領域について平均を算出して評価している。

アンケートの3つの領域の平均点について、学科・学年、授業科目別に本学ホームページにて公開されている。学生の主観的評価の総体ではあるが、全科目の平均でみれば、4点満点中で授業科目は3.51点、担当教員の教える姿勢は3.55点、学生自身の学ぶ姿勢は3.39点であり、教育水準及び満足度ともよい水準に保たれていると考える。

2) 卒業時アンケート

本学の課程全体を通じた成長実感・満足度等を計る設問で構成されており、強い肯定・弱い肯定・弱い否定・強い否定、の4段階の選択肢から一つを選ぶ方式である。令和5(2023)年度の卒業生の回答率は93.3%で、全ての設問において約90%以上が肯定的な回答【資料2-3-4】であり、ディプロマ・ポリシーの達成度が高いことを示している。

3) 卒業生の就職先意見聴取等の調査

卒業生の就労状況を知り、在学中に身につけるべき能力(ディプロマ・ポリシー)の到達度について客観的評価を受けるため、令和4年(2022)年度卒業生の就職先に対して意見聴取等の調査を実施している。調査【資料2-3-6】は、ディプロマ・ポリシーに沿って【知識・理解】、【思考・判断】、【技能・表現】、【関心・意欲】、【態度】の各側面についての設問を設けており、身につけている・やや身につけている・どちらともいえない・あまり身につけていない・身につけていない、の5段階の選択肢から一つを選ぶ方式である。調査結果は肯定的な回答が多く、卒業生の評価は概ね良好であった。この点はディプロマ・ポリシーの良好な達成度合いを示している。

4) 大学院生アンケート

研究科においては「大学院生対象アンケート」【資料3-2-6】から教育・研究に対する回答結果を学修成果の点検・評価に活用している。同アンケートは学生の進学意識、教育・研究に対する評価、教育研究施設・設備に対する評価をより詳細に把握するために、従来の授業アンケートを改変し、令和5(2023)年度より実施しているものである。カリキュラム、授業方法、授業内容、研究指導内容、実験・調査環境等に対する満足度及び総合評価としての満足度を問う各設問に対し、そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない、の選択肢から一つを選ぶ方式で回答を求めた結果、すべての項目において、そう思う・どちらかといえばそう思う、を合わせた割合が92%以上であったことから、良好な学修状況が保たれているとの評価を得られたと考えられる。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(ア) 教育内容・方法及び学修指導方法改善へ向けてのフィードバック

各学部における学生の学修状況については、年度末に各学科の進級判定会議及び卒業判定会議において学部長、学科長、教務委員に報告され、学科の学習指導方針等に関する協議の機会となっている。また、各学生の単位修得状況及び GPA はアクティブ・アカデミー上の修学ポートフォリオの頁に掲載され、学年担任、チューター等、学生指導を行う教員が随時閲覧し、個々の学生の学修成果の点検・評価及び学習支援に活用している。研究科における学生の学修状況については、在学生の単位修得状況は次年度4月の研究科委員会、修了予定者の単位修得状況は修了判定会議において報告され、学習指導方針等に関する協議の機会となっている。

学部における学生の資格取得状況は国家試験対策委員会、就職状況はキャリア支援室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、教授会、全学教学運営委員会【資料 2-3-7】、学科会議等を通して全教員にフィードバックされている。

学部で実施する「学生による授業アンケート」の集計結果については、外部委託業者を通じて各教員にフィードバックされている。各教員は、前年度のアンケート結果を受けて行った工夫・留意点の振り返り、また当該年度のアンケート結果に対する今後の改善計画を「授業アンケート教員コメント用紙」に記載して提出することとしており、各授業科目のPDCAサイクルに学生自身による学修成果の評価を反映させる仕組みとなっている。さらに、同用紙はFD委員会への提出を義務づけることにより実施が担保されている。研究科で実施する「大学院生対象アンケート」の結果は大学院FD委員会で集計・分析され、研究科全教員にフィードバックされている。

また、「教育研究年報」【資料 3-3-4】として、年度ごとの各授業科目の開講状況、授業の方法、使用した教材、成績評価方法等や研究活動の記録を掲載したり、アクティブ・アカデミーのWebフォルダ上に成績分布状況を公開したり、教員間で共有することにより、教授方法改善の資料としている。

(イ) 学生に対する学修状況評価のフィードバック

個々の学生の学修状況は、学部においては担任やチューターが、研究科においては特別研究指導教員がアクティブ・アカデミーで確認し、学生にフィードバックし、学修の振り返りを促している。加えて、科目担当者による試験後の解答解説や正答開示など学修到達状況のフィードバック、学生が確認できるアクティブ・アカデミーで公開された成績分布状況により学生が到達度を自己評価できるよう支援している。学修の到達目標に達しない学生に対しては対面による直接指導も行っている。

また、学部においては必要に応じて保証人等に対しても個々の学生の学修状況をフィードバックし、家庭における学修環境の整備等について相談・助言を行っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修状況、資格取得状況、就職状況、各種アンケート・調査結果等学内におけるデータを有機的に関連付けるため、IR推進室と連携し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の評

価として、より効果的なデータ活用となるよう尺度・指標を見直していく。

また、「学生による授業アンケート」等の集計結果については、各教員へフィードバックを行うことにより更なる教育内容・方法及び学修指導方法の改善を図っている現状に加え、今後は改善内容について学生に対するフィードバックを行っていく。

【基準3の自己評価】

学部及び研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーと、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、広く周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、学部においては一般教養を重視して編成され、カリキュラム・マップによりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性がわかり易く示されている。

教育課程を実践する授業にあっては、保健医療専門職として必要な能力を育成するための様々な工夫がなされ、明確な成績評価基準、単位認定基準によって評価されている。学年進行にあたっては、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が学則等で明示され厳正に適用されている。学修成果の点検・評価は、学修状況、資格取得状況、就職状況、各種アンケート・調査結果等を用いて多面的に行われ、教育内容・方法及び学修指導の改善のために適切にフィードバックされている。

以上のことから、基準3を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、「群馬パース大学 学長選考規程」【資料 4-1-1】に基づき任命される。学長の資格については、学長選考規程第 4 条において明確に規定されている。学長の役割については、学校法人群馬パース大学組織規程【資料 1-2-4】第 15 条において、教育、研究に関する校務をつかさどり、所属職員を監督して学内の教育運営全般を管理し、大学を代表すると規定されている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、「群馬パース大学・群馬パース大学大学院大学協議会規程」【資料 1-2-1】（以下、「協議会規程」という。）を整備し大学協議会を毎月 1 回のペースで開催している。大学協議会は学長を議長と定め（協議会規程第 5 条）、その他、副学長、研究科長、学部長、学科長、教養部長、事務局長、部長、IR 推進室長、（協議会規程第 4 条）で構成している。

審議事項は法人運営会議への提案事項及び教授会と研究科委員会へ審議を要請する事項（全学的な教育課程の編成方針、本学の将来構想、本学の予算、競争的資金の獲得に関すること及び学長が必要と認める事項）であることが協議会規程第 6 条に定められており、大学協議会での審議を経て学長が審議要請を決定し、法人運営会議への提案及び教授会への審議要請指示は学長が直接行っている。また、大学協議会の下部会議として教学マネジメント会議と財務マネジメント会議が定められており（協議会規程第 3 条）、それらに特化しかつ十分な協議の必要性を学長が認めた場合、必要な人材を加えて（協議会規程第 4 条 2 項）会議が開催されている。

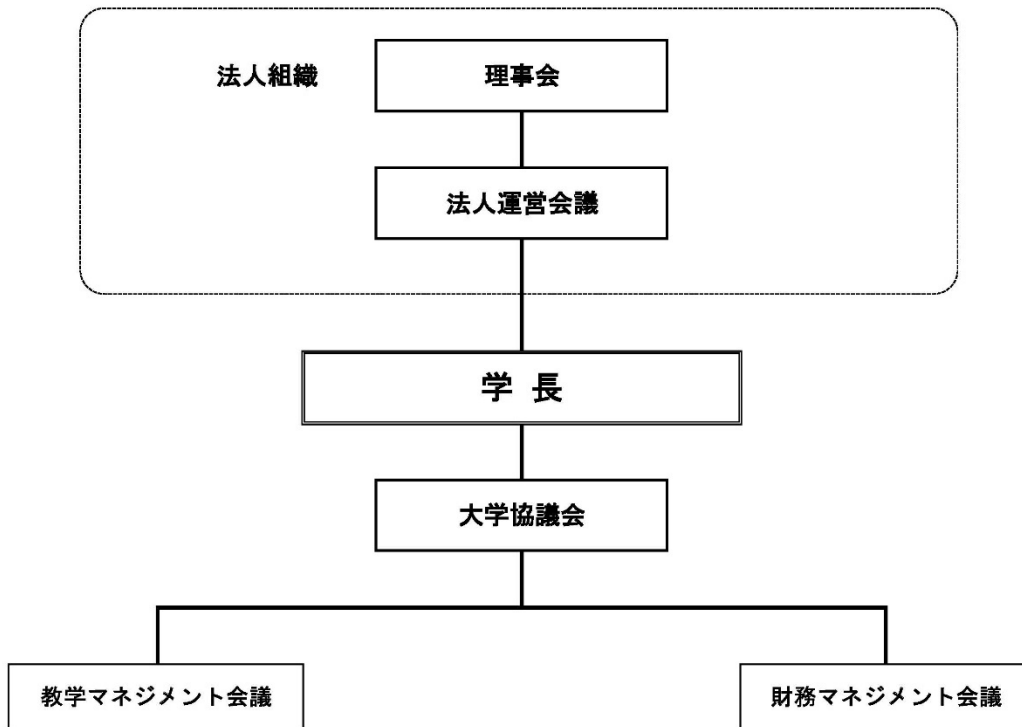


図 4-1-1 群馬パース大学・群馬パース大学大学院組織図

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のために、学則第 8 条に基づき、学長及び教授、事務局長、学務部長をもって構成される教授会を設置し、大学における学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育に関する重要事項（①教育課程の編成、②教員の教育研究業績等の審査、③中長期目標・中長期計画）を審議すると同時に学長による決定が下される場として位置付けられている。教授会は毎月 1 回開催されている他、学長が必要と認めたときは臨時教授会を開くことができる。また、教授会は教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各種委員会（教務委員会等）を置き、各委員会規程において、全ての審議結果を学長に報告し承認を受けることを定めている。各委員長は教授会開催に先立ち、学内グループウェア・システムを通じて審議結果を学長及び教授会メンバーに報告・公表し、教授会において学長の一括承認を得ている。

なお、本学大学院については、大学院学則【資料 F-3-2】第 8 条に基づき、同大学院の教授にて構成される研究科委員会を設けている。

学長は、組織規程第 15 条により、「教育、研究に関する校務をつかさどり、所属職員を監督して学内の教育運営全般を管理し、大学を代表する」と規定されている。

また、学長は（後述の）法人運営会議の構成員であるとともに理事・評議員を兼任しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。

以上に示したとおり、大学の意志決定の権限の分散と責任が明確にされ、教学マネジメントは大学の使命・目的に沿って、適切かつ円滑に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置については、組織規程第 11 条及び群馬パース大学 事務組織規程【資料 4-1-2】第 4 条において規定している。各課の所掌事務については事務組織規程第 10 条に規定している。

本学・本学大学院におけるすべての会議には、必ず事務職員を配置【資料 4-1-3】し、教職協働を実施している。各種委員会等の規程においても職員の担当課を明確にしている。教職員は常に学内における問題点・検討課題を共有し、その解決・実施のために協働している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップの確立・発揮するための体制は整備されているが、学長に権限と責任が集中し、その業務が多岐にわたるため、学長の補佐として副学長を早急に配置する。

令和 5（2023）年度までは学長が医師であったため、医師以外の医療従事者の養成に係る本学において、その専門的なサポート役として副学長を配置していた。令和 6（2024）年度より医師ではない医療従事者が学長になったことにより副学長を配置しなかったが、今後は教学全般をサポートするための副学長を配置するなど、より学長のリーダーシップが発揮されやすい組織体制を構築する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学においては大学設置基準上の教員数はもとより、学校養成所・養成施設指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら、独自に学科別の教員採用上限である「学科別・職位別教員定数」【資料 4-2-1】を「学校法人群馬パース大学 人事規則」【資料 4-2-2】

（以下、人事規則という）に基づき定め、教育の質を担保している。人事委員会の構成員は、「学校法人群馬パース大学 人事委員会規程」【資料 4-2-3】第 3 条において、理事長、学長、校長、研究科長、学部長、事務局長、事務局各部長及び理事長が必要と認めた者と規定している。

本学大学院においては、大学院設置基準上の教員数を満たすよう適切に配置している。

教員の採用・選考にあたっては、公募（本学ホームページ・JREC-IN 等）を基礎として応募された中から、各学科長等が推薦する教員を教員審査委員会【資料 4-2-4】に諮り、人事規則に基づき審査され、教授会・大学協議会の議を経て人事委員会で採用が決定され、法人運営会議に報告される。ただし、教授の任命においては理事会に報告される。

また、教員の昇任や特別昇給等は、「群馬パース大学教員評価規程」【資料 4-2-5】（以下、「教員評価規程」という。）に基づき、評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調査（履歴書）・教育研究業績書等を提出させ、教員評価委員会で審議される。教員評価委員会では、特に優れた活動を行ったと評価された教員の昇任について、教員審査委員会の審査を経て人事委員会で昇任を決定する仕組みとしている（令和 5（2023）年度実績：昇任 5 人、特別昇給 2 人）。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「群馬パース大学 FD 委員会」【資料 3-2-4】（以下、「学部 FD 委員会」という。）、「群馬パース大学大学院 FD 委員会」【資料 3-2-5】（以下、「大学院 FD 委員会」という。）をそれぞれ独立の委員会として設置し、組織的に FD 活動を実施している。

学部教員を対象とする FD は、学部 FD 委員会が年間活動計画に基づき、「学生による授業アンケート」【資料 3-2-3】、教員間の相互授業見学（ピア・レビュー）、教育研修等の活動を組織的、計画的に展開している。研修については、集合研修と OJT を連動させた段階的、持続的研修体系「群馬パース大学教育研修体系」【資料 4-2-6】を構築し、定期的の内容の見直しを行いながら運用している。活動実績と評価は学部 FD 委員会定例会議に随時報告し検討を行い、次年度の活動計画立案の資料とすると共に、本学ホームページに掲載し、内外へ周知している。

また、平成 29（2017）年度まで「(旧)群馬パース大学年報」に収録してきた教員の教育活動の記録のうち、各授業科目の開講状況、授業方法、使用教材等の記録を、平成 30（2018）年度分から「群馬パース大学教育研究年報」【資料 3-3-4】に移行し、毎年発刊することにより、自己評価と関係者への説明の機会としている。また、同じく「(旧)群馬パース大学年報」に収録してきた各授業科目の成績分布をアクティブ・アカデミーを通して、学生及び全教員の閲覧に供し、教授方法改善の資料としている。

この他、各学科、又は教育研究領域ごとの取り組みとして、新任教員、若手教員の教育能力育成のため、補助者としての授業への参加、教壇に立つ前の模擬授業等のトレーニング、指導案の点検・検討会等の活動を行っている。また、同じく新任教員、若手教員の研究能力向上のため、共同研究組織内での指導、新任教員、若手教員が単独で行う研究への助言、科学研究費補助金応募の支援をはじめとする内外の研究費獲得の支援等を行っている。

大学院の教員を対象とした FD については、「大学院生対象アンケート」【資料 3-2-6】の実施に加え、毎年研修会を開催するなど、大学院 FD 委員会のもと組織的に活動している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学（院）設置基準を満たす教員編成であることはもとより、全ての学科が学校養成所・養成施設指定規則に定められた教員数を上回るよう配置している。今後もそれらの基準及び学内における基準を意識しながら教員採用に努める。また、学校養成所・養成施設指定規則の改正や学生数の増減等、推測される状況を意識しながら、特に若手教員（助手を含む）の採用を積極的に推進し、教員の年齢構成が適正に保たれるよう引き続

き注視する。

活動計画を定期的に見直し、FD 関係各事業を充実させていく。特に、教員間の相互授業見学（ピア・レビュー）の結果を授業改善に活用するための方策に重点を置く。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

全学教職員を対象とする SD の推進は、SD 委員会【資料 4-3-1】が全教職員の SD を統括する委員会として全学教学運営委員会【資料 2-3-7】のもとに設置され、年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動を組織的、計画的に展開している。また、教職員研修の体系化を図るため、平成 30（2018）年 6 月に「群馬パース大学教職員研修の概要」【資料 4-3-2】を作成、令和 3（2021）年 3 月には概要を一部修正した。今後も定期的に見直しを行い、社会情勢や本学の実情に応じた教職員研修を実施していく。

また、SD 委員会では SD 研修等の実績に基づき、今後の研修計画の見直しを行っている。教職員 SD 研修・ワークショップは、事後アンケートにより研修内容及び企画に対する参加教職員の満足度を評価すると共に、SD 活動に対するニーズを把握し次期企画に反映させている。令和 5（2023）年度については、3 月に「情報セキュリティ研修」を全教職員対象に開催した。

事務職員研修については、時事の話題や本学の運営上の課題を取り上げ年度ごとに企画・実施してきた従来の方法を見直し、階層別、部門別研修を含む研修体系「群馬パース大学事務職員研修体系」を構築し、平成 30（2018）年度より運用を開始している。令和 5（2023）年度については、9 月に「『よいチームとは？』～チームビルディングとは？～」をテーマに研修会を開催した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

全教職員を対象とした SD 研修会は年 1 回必ず開催して全教職員が参加しており、研修会後のアンケートにより、SD 活動に対するニーズを把握し次期企画に反映させている。しかしながら、例年全教職員を対象とした研修としているため、選定されるテーマが抽象的な内容に限定されている。今後は SD 研修会の開催回数や参加対象者を区分するなど研修の実施体制を見直し、個々の能力や職責に合わせた研修を行うことで、教職員一人ひとりがより高い能力を発揮できるよう努める。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備として、原則講師以上に、研究室として個室を用意している。

大学における研究活動の一層の発展と地域貢献を促進することを目的に群馬パース大学附属研究所を設置し、「群馬パース大学附属研究所規程」【資料 4-4-1】を定め、主として、研究者に対する研究活動支援及び研究活動に基づく社会連携、地域貢献を行っている。

運営に関しては、附属研究所運営委員会にて、個人研究費や学内課題応募型研究費（特定研究費）【資料 4-4-2】、附属研究所研究助成費（特別研究助成費）【資料 4-4-3】、PAZ 共同研究助成費【資料 4-4-4】、国際学会発表助成費【資料 4-4-5】、学会等支援費【資料 4-4-6】等の学内研究費予算に関する事項を審議し、適切な運営・管理を行っている。また、本学に交付された科学研究費補助金等の公的研究費は、管理・監督体制を明確にするため、「群馬パース大学研究費の管理・監督に関する規程」【資料 4-4-7】を制定し、研究費を有効かつ円滑に運営・管理している。

教職員等の研究活動について不正行為の防止、不正行為が生じた場合又はその恐れがある場合の措置等に関しても、「群馬パース大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」【資料 4-4-8】にて必要な事項を定めている。

また、国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、教育研究活動等における技術の提供及び貨物の輸出について「群馬パース大学安全保障輸出管理規程」【資料 4-4-9】を定め、適切で確実な輸出管理体制の整備に務めている。

《各学科における取組》

①看護学科

学科内は、7 つの領域（基礎看護学／成人看護学／老年看護学／小児看護学／母性看護学、助産学／精神看護学／地域・在宅、公衆衛生看護学）からなる内部組織を形成し、運用しており、それぞれの領域内において共同研究の取り組みなどを通し、領域責任者を中心に若手研究者の研究支援を行っている。

②理学療法学科

学科内に設置された教育備品の測定機器類とその稼動空間は、身体運動等の研究データ採取に対応できる水準にあり、教育での活用経験がそのまま研究に活かせるような環境を構築している。科学研究費補助金応募も若手からの要請に応じて、獲得経験のある教員が支援する取り組みを実施している。地域社会をフィールドとした研究活動を推進するために、県内企業やスポーツチームと連携協定を締結するなどの環境整備に取り組んでおり、連携先の増加や活動の活性化など成果を挙げている。

③作業療法学科

教員未経験者に対して学内課題応募型研究費や若手の科学研究費補助金の応募に対して相談にのり、学科内教員相互による外部研究資金への応募支援体制を整備している。科学研究費補助金への応募を支援する中で令和6(2024)年度は4人が採択(継続)されており、一定の成果を得ている。博士学位を未取得である教員については個別で大学院進学及び研究テーマに対する助言等の支援を行っている。

④言語聴覚学科

学科として教員の研究活動を支援するため、臨床の場・時間の確保、研究内容の相互共有を行っている。若手教員に対しては、学内課題応募型研究費等への応募を推奨し、支援している。

研究論文作成支援のための勉強会、学会発表支援のための予演会も設定できる体制をとり、また、学会、研修会の参加機会を積極的かつ平等にするため、参加者による伝達講習を行える体制も設定しているが、十分活用しきれていない点もあり、適用を促進する。

また、研究、教育に繋がる臨床スキルの向上のために、学外の認定資格等の取得も推奨している。

⑤検査技術学科

細胞・タンパク質機能解析室(質量分析装置)、生体試料分析室(フローサイトメーター)、遺伝子解析室(リアルタイムPCR装置)、分析化学実習室(生化学自動分析装置)などの研究を行う実験室・実習室が各階にあり、それぞれに必要な装置が整備されている。卒業研究や大学院生の研究に使用しており、教員の研究に関しても有効に活用している。また、検査技術学科研究支援・大学院進学対策委員会を通して、研究支援、研究活動基盤の整備を行っている。

ほとんどの教員が科学研究費補助金等の公的研究費に応募しており、外部資金の導入をするよう努力している。

⑥放射線学科

研究に必要な設備・備品を随時配備し、放射線領域内の様々な研究テーマが実践できるようにしている。また、学科内で大学院進学・研究支援委員会議を通して、研究環境の整備ならびに支援を実施している。さらに、積極的に学会参加を促して、研究活動のモチベーション向上を図っている。

⑦臨床工学科

実験室には、各種分析機器を配置し、教員及び卒業研究対象学生が中心となり活用している。実験室は、主に血液を中心とした検体を扱う「実験室1」、及びクリーンベンチを設置し清潔区域とする「実験室2」の2部屋に仕切られており、実験内容に応じて利用している。また基礎医学実習室・臨床工学実習室・基礎工学実習室には、各種医療機器及び計測機器を配置しており、学内実習以外に医療機器を用いた実験や工学的基礎実験として有効利用している。各実験室及び実習室は、管理責任者、各種機器類の管理担当者、薬品

管理担当者、感染管理担当者を取り決め、教員による管理を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

個人の尊厳、人権の尊重・個人情報保護、その他倫理的観点から研究者等がより円滑に研究を実施することができるよう、本学では、平成17(2005)年「群馬パース大学・群馬パース大学大学院研究倫理審査委員会規程」(以下、「研究倫理審査委員会規程」という。)を定め、研究の的確な推進を図ってきたが、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の制定(令和3年3月23日)及び同指針改正(令和4年3月10日)に伴い改正し、令和5(2023)年「群馬パース大学・群馬パース大学大学院研究倫理に関する規程」【資料4-4-10】及び「研究倫理審査および研究の適正な実施の確保に関する内規」【資料4-4-11】(以下、「研究倫理に関する規程等」という)を制定した。

また、本学では、「科学者の行動規範」(日本学術会議平成18年10月3日(平成25年月25日改正))に準拠し、「群馬パース大学研究活動に関する行動規範」【資料4-4-12】を平成27(2015)年4月に定め、本学において研究活動に従事する者に対し、研究者としての責任・行動、説明・公開、法令順守、研究対象者などへの配慮、利益相反など倫理的な判断と行動を求めてきた。

研究倫理に関する学内審査機関については、本学及び本大学院に所属する教員や教員から当該研究についての指導を受けている学生(以下、「教員等」という)が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月23日(令和5年3月27日一部改正)文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に該当する研究及びその他の人を対象とする研究を実施する場合の適否について、倫理的観点及び科学的観点から審査するため、研究倫理に関する規程等に従い、研究倫理審査委員会を設置している。研究倫理審査委員会は、教授会において選任された専任教員(看護学部・リハビリテーション学部・医療技術学部の代表(自然科学および人文・社会科学の研究者を含み、また、男女両性を含む))、外部委員(学識経験者(弁護士)、一般の立場から意見を述べることのできる人)、事務局長等の事務系職員で構成している。さらに、「ヒト遺伝子解析倫理審査」の場合は、他大学の遺伝子学研究者を加え審査に当たっている。

研究倫理審査は、教員等からの申請に基づき、主として(1)研究等の対象となる個人の人権擁護、(2)研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、(3)研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性、並びに医学上の貢献の予測等についての妥当性を審査している。審査の判定は、「研究倫理に関する規程」等に基づき、厳正に行われている。

研究倫理審査の手続きは、「研究倫理審査フローチャート」【資料4-4-13】に従う。審査を希望する教員等は、研究倫理審査申請書、研究計画書、並びに説明書、同意書等の必要な書類一式に「群馬パース大学における研究倫理審査に関するチェックシート」(以下、「チェックシート」という)を添えて研究倫理審査委員会に提出する。研究倫理審査申請は、随時受け付けており、記載されたチェックシートを参考に、申請された案件ごとに、研究倫理審査委員長から指名された担当委員2人により、指針に基づき事前審査が行われる。事前審査の結果、侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する場合などは、迅速審査として審査される。迅速審査は、予め指名された委員2人が審査を行う。迅速審査によることが不相当と判断された場合は、年4回(4月・7月・10月・1月)の通常審

査において審査・判定される。審査は、提出書類の内容や表現に至るまで詳細に行われる。

通常審査の結果、改訂が必要な場合は申請者に対し意見書を発行し、改訂を求める。改訂後の再申請書類を担当委員 2 人が検討し、必要があれば再度改訂を求める。必要な改訂を経た後、委員長は審査結果を申請者に通知する。申請者は当該研究の実施について、研究倫理審査の結果及び研究倫理審査委員会に提出した書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

本学に所属する教員が研究を実施する場合の適否その他の事項について、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）を含めて調査審議し、適当な管理措置について検討することを目的として利益相反マネジメント委員会【資料 4-4-14】を設置し、利益相反に関する審査を行っている。

なお、本学は、これらの研究倫理に関わる研究者及び関係者の知識及び技術を高めるために、研究倫理教育講習会及び利益相反マネジメント研修会をそれぞれ年に 1 回以上、教員及び関係する職員全員の参加を必須として実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の学内研究費については、教育研究の成果を上げることを目的に「群馬パース大学研究費規程」【資料 4-4-15】を定め、個人研究費、学内課題応募型研究費（特定研究費）、附属研究所助成費（特別研究助成費、PAZ 共同研究助成費、国際学会発表助成費、学会等支援費）が配分されている。

また、学外からの研究費を獲得するため、科学研究費補助金及び各種団体等が募集する助成金の申請を奨励するとともに、共同研究の受入れを積極的に行っている【資料 4-4-16】。

個人研究費は、教員 1 人あたり一律 20 万円（年間）に加え、科学研究費補助金への申請・採択・継続によって個人へ増額分が配分される。これは各教員の研究活動を支援するための基礎となる費用である。また、学内課題応募型研究の「特定研究費」は、主に若手研究者を育成し、その研究費を使い実績を作ることにより、科学研究費補助金又は外部の助成金に申請し、採択に繋げることが目的である。特定研究費に応募する教員は、原則として申請年度から 2 年以内に科学研究費補助金等の外部助成金に申請することを条件とする。

附属研究所助成費の「特別研究助成費」は著しい研究成果が期待でき、社会貢献につながる研究課題に対して助成することとし、研究期間終了後 1 年以内に助成対象となった研究課題に関する論文発表及び、申請年度から 2 年以内に公的研究費に申請することを条件とする。「PAZ 共同研究助成費」は医学分野の進歩・発展に貢献する独創的な研究及び社会貢献につながる PAZ グループとの共同研究に対して助成することとし、研究期間終了後に学術誌への論文投稿または、学会等での成果発表、もしくは学内で行う附属研究所成果報告会にて報告を行うことを条件とする。「国際学会発表助成費」は国際的な学術研究活動を奨励し国際交流に資するとともに、本学における学術研究の推進を図ることを目的として、海外で開催される国際学会・大会等において発表を行う際の渡航費・宿泊費・参加費を補助することをも目的としている。

学内課題応募型研究費及び附属研究所助成費は個人研究費等で不足となる必要研究経費を補充し、実績を作ることにより、科学研究費等の外部助成金への申請及び採択率向上に

繋げることを目的とする。

実際の運用に当たっては、個人研究費、学内課題応募型研究費、附属研究所助成費ともに「学内研究費利用の手引き」【資料 4-4-17】に従って運用されている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費を始めとした公的研究費の獲得に向け取り組みをさらに強化していく。

特に、文部科学省等の科学研究費への全教員における応募率は 49.6%、採択率も 15.3% と決して高い水準にあるとは言えないことから、学科毎に科研費採択推進プロジェクトチームを編成し学科内の申請書のチェック体制などを強化しながら採択率の向上にさらに努力していく。

若手研究者に対する支援に関しても必ずしも十分ではなく、外部資金の獲得による研究の活性化を図るため、研究費の配分比率を見直すなど、各学科内における協力共同体制の構築を推進する。

また今後は研究活動資金を確保する手段の一つとして、クラウドファンディングを活用していく。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもとで複層に機能と責任が分担された実行体制を有している。すべての会議体には事務職員が配置され教職員の協働により日常的な業務が円滑に進んでいる。

教員の採用にあつては、公募を基本に各学部の教員審査委員会、人事委員会が行う。昇任にあつては、教員評価規程に基づき公平・適切に評価される仕組みとなっている。

教員配置については、大学設置基準だけでなく、学校養成所・養成施設指定規則を上回ることを確認しながら、本学で定めた教員上限数までの範囲で管理している。

学部及び大学院 FD 活動については、教育研修、ワークショップ等の活動を組織的、計画的に展開している。

大学協議会のもとに設置された SD 委員会は、年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動を組織的、計画的に展開している。また、「群馬パース大学教職員研修の概要」に従い、教職員研修の体系化を図っている。

主として研究支援を行う附属研究所が、研究倫理審査委員会と連携して研究のコンプライアンスを強化保障している。研究資金については、個人研究費、学内課題応募型研究費等の学内研究費が配分されている。外部資金の導入については、科学研究費補助金の獲得にあたって啓発を行っている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

(ア) 組織倫理に関する規程に基づいた適切な運営

学校法人群馬パース大学は、組織倫理に基づき、社会全体に対する責任を果たすべく、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところにより、豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会への貢献に努めている（群馬パース大学学則【資料 F-3-1】第 1 条）。特に、地域貢献については、地域との連携事業に関する調整、支援等を行い、本法人が持つ機能を有効かつ積極的に発揮している（群馬パース大学 地域連携センター規程【資料 5-1-1】）。なお、地域貢献に係る包括連携協定等の締結先は 20 件である。

学校法人群馬パース大学は、組織倫理に基づき、本法人の運営の透明性の向上に努めるため、教職員やステークホルダー等に対して正確な情報を提供し、誠実に行動するため、寄附行為、役員名簿、財産目録等を備置き及び閲覧に供し（学校法人群馬パース大学寄附行為【資料 F-1】第 34 条）、また、法人役員に対する報酬等について、民間事業者や本法人の状況等を考慮し、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めている（寄附行為第 36 条、学校法人群馬パース大学 役員及び評議員報酬規程【資料 5-1-2】）。なお、寄附行為の変更や監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿、法人役員の報酬支給基準をインターネットの利用により公表している。（寄附行為第 35 条）

令和 3（2021）年度より、建学の精神に基づき、大学としての使命を果たしていくために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、ガバナンスの強化、健全性の向上、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。

(イ) 法令等に基づいた情報の公表

法人経営及び大学運営に係る情報は、私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2、学校教育法第 109 条並びに学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された情報に関して、「学校法人群馬パース大学 情報公開規程」【資料 5-1-3】に基づき大学ホームページに公表し、公共性ある教育研究機関として社会に対する説明責任を果たしている。

5-1-② 使命・目的を実現するための継続的な努力

本法人の目的実現のため「中長期目標・中長期計画」【資料 1-2-3】を策定し、計画の進

捗状況や社会情勢等を確認、理事会に諮り、適時見直しを図っている。また、中長期目標・中長期計画に基づき、毎年度3月の定例理事会にて、次年度の年度方針及び予算案を審議決定している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(ア) 環境や人権への配慮

環境省が示している、気候・気温等を踏まえながら、地球温暖化防止に取り組んでいく方針を受け、年間を通して過度な冷暖房に頼らない室温管理と、より働きやすい服装による業務の能率化を図るため、令和6(2024)年度より、教職員の「通年輕装勤務」を実施している。また、2023年に全館のLED照明化を実現し、省エネやCO2削減による環境問題への対応を実施している。学内のペーパーレス化として、講義資料を学生へデータで配信することを全教員に周知している。学内における各委員会等の資料においてもiPadの活用や学内の各種申請、届出についても申請フォームを利用して手続きを行うなどペーパーレス化に努めている。

また、保健医療専門職を目指す学生を養成する教育機関として敷地内全面禁煙(県より禁煙認定施設として認定【資料 5-1-4】)とし、禁煙教育等を併せて実施することにより、環境保全のみならず学生の健康管理も促している。

「学校法人群馬パース大学個人情報保護に関する規程」【資料 5-1-5】、「学校法人群馬パース大学ハラスメント防止規程」【資料 5-1-6】、「学校法人群馬パース大学危機管理規程」【資料 5-1-7】(以下、「危機管理規程」という。),「学校法人群馬パース大学安全衛生管理規程」【資料 5-1-8】、「学校法人群馬パース大学ストレスチェック制度実施規程」【資料 5-1-9】、「学校法人群馬パース大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」【資料 2-2-7】を制定し、人権・安全への配慮に努めている。特にセクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、行為の様態や悪質性、結果の重大性等により処分の量定を区分して処分の基準を示すため、「懲戒処分のガイドライン」【資料 5-1-10】を整備し、行為の悪質性や結果の重大性が高いなどの場合に、懲戒解雇を含む厳正な処分が行われることを明記し周知している。

なお、個人情報の保護については、令和6(2024)年3月15日に「情報セキュリティ研修」を、ハラスメントについては、令和6(2024)年4月19日に「ハラスメント防止研修」を、令和6(2024)年4月26日に「ハラスメント相談員研修」をそれぞれ行った。

(イ) 学内外に対する危機管理体制の整備とその機能

学生、教職員及び近隣住民等の安全等を図るため危機管理規程を設け、危機事象への対処が必要と判断した場合には危機対策本部を設置することとしている。特に、自然災害時の連携体制については、高崎市と「災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定書」【資料 5-1-11】、高崎卸商社街協同組合と「災害に備えた相互協力に関する覚書」【資料 5-1-12】、PAZグループ各法人と「災害時協力体制に関する基本協定書」【資料 5-1-13】をそれぞれ締結している。

危機事象への対応については危機管理基本マニュアルを策定し、グループウェア・システムに掲載し、教職員に周知している。に記載している。なお、危機管理の対象となる事

象を以下に示す。

表 5-1-1 危機管理対象

大 区 分	小 区 分	具 体 例
(1)教育研究活動の遂行に 重大な支障のある事態	海外渡航等	海外研修、海外留学、海外出張
	教育、実験、実習業務	教育・実験・実習等の事故
(2)学生等の安全に関わる 重大な事態	地震	地震による人的・物的被害
	火災、爆発	火災・爆発による人的・物的被害
	台風、豪雨、落雷等	台風・豪雨・落雷等による人的・物的被害
	有害物質	毒・劇物・放射性物質等紛失・流出
	廃棄物	廃棄物による汚染
(3)施設管理上の重大な事 態	不審者侵入	不審者侵入による盗難・傷害
	施設の管理	施設に起因する事故
	危険有害業務	危険作業・有害作業での事故
	労働災害	労働災害
	コンピューターネット ワーク	ネットワーク障害、ハッキング、 ウィルス感染
(4)社会的影響の大きな事 態	機密情報	機密情報漏洩
	個人情報	個人情報漏洩
	入試業務	入試ミス
(5)本法人に対する社会的 信頼を損なう事態	セクシュアルハラス メント	セクシュアルハラスメント
	その他のハラスメン ト	パワーハラスメント、アカデミッ クハラスメント、差別、いじめ
	知的財産権侵害	著作権侵害、特許侵害
	ねつ造、盗用	実験結果のねつ造、論文盗用
	横領	保管金等の横領
	不正使用	研究費等の不正使用
	不祥事、犯罪	学生・教職員の不祥事・犯罪
(6)前各号と同等以上の重 大な事態	一般疾病	学生・教職員の病気
	メンタルヘルス	学生・教職員精神的病気
	感染症	学生・教職員の感染症

大 区 分	小 区 分	具 体 例
	食中毒	学生・教職員の食中毒

上記、危機管理の対象となる事象で、学生等の安全にかかわる重大な事態のうち、発生する可能性が高い地震については、「地震発生からの行動マニュアル」【資料 5-1-14】を全講義室に掲示するとともに教職員へ配付・周知している。また、火災については毎年 11 月に避難訓練を実施している。

表 5-1-2 セミナー・講習会一覧

講座名（内容）	演 者	対 象
交通安全教育講座	群馬県警察本部	全学年
女性向け防犯教育講座	群馬県警察本部	全学年
健康・禁煙教育講座	健康管理センター	全学年
薬物乱用防止教育講座	群馬県警察本部	全学年
情報モラル講座 SNS に係わる防犯教育講座	群馬県警察本部	全学年
選挙出前授業	群馬県選挙管理委員会	全学年
消費者教育講座	日本学生支援機構	1 年生

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対し、中長期目標・中長期計画・の見直し及び各種規程の制定・改廃や積極的な情報公開等、今後とも柔軟に対応する。

ダイバーシティマネジメントを推進していくことにより、性別、障がい、性的指向・性自認、国籍、エスニシティ、信条、年齢などにかかわらず、本学の構成員の誰もが、尊厳と多様な価値観や生き方を尊重され、各自の個性と能力を十分に発揮できる環境をつくり、学びやすい、また働きがいのある法人として成長していけるよう努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備と機能

本法人の運営管理は私立学校法及びそれに準拠した「寄附行為」に基づき、理事会を学校法人業務に関する意思決定機関として位置付け、「寄附行為」及び「学校法人群馬パース大学 理事会の運営に関する規程」【資料 5-2-1】の定めに則り適切に運営している。なお、理事長は本法人を代表して、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、内部の業務を統括する。

学校法人（理事会・評議員会）と大学（大学協議会・教授会・研究科委員会・全学教学運営委員会）との意思疎通、連携、協議を円滑にすることによって「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献する」という本学の目的の追求・実現に資するため、学校法人と大学の間には法人運営会議を設置（理事会運営規程第 3 条 2 項・組織規程第 7 条・学校法人群馬パース大学運営会議規程【資料 1-2-2】（以下、「法人運営会議規程」という。）し、機動的な意思決定がなされている。

(イ) 理事会の適切な運営（選任、事業計画の執行など）

寄附行為【資料 F-1】第 15 条により設置される理事会は、同寄附行為第 5 条に規定される役員（理事 6 人以上 8 人以内、監事 2 人又は 3 人）にて組織されており、理事の選任条項は以下のとおりである。

- (1) 学長（大学長） 1 人
- (2) 校長（専門学校長） 1 人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内

また、「学校法人群馬パース大学 理事職務分担等に関する内規」【資料 5-2-2】で示してあるとおり、本学専任理事の職務に関しては、財務担当・広報担当・教学担当・地域連携推進担当が理事長から委嘱される。理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、その職務を代理する順序は、財務担当・広報担当・教学担当・地域連携推進担当の順としている。職務分担においては適宜見直すことができる仕組みとし、円滑に業務が遂行できるように規定している。

理事会の開催については、理事会運営規程第 6 条に規定されたとおり、毎年度 5 月、9 月、12 月及び 3 月に定例理事会を開催する他、必要に応じて臨時理事会を開催している。5 月の定例理事会においては前年度決算について、12 月は補正予算、3 月は次年度事業計画及び予算に関する事項が主な審議事項である。また、理事会及び評議員会の開催においては、開催通知と議案資料等を会議の 7 日前までに送付している。

(ウ) 理事の出席状況及び欠席時の委任状など

過去 2 年間の理事会における理事の出席状況は表 5-2-1 のとおりで、適切な運営がなされている。なお、委任状には、議案に対する賛否及び意見がある場合は、記して提出することとしている。

表 5-2-1 過去 2 年間の理事会における理事の出席状況

開催年月日等			出席者数	開催年月等			出席者数
令和 4 年度	4/1	第 101 回	7	令和 5 年度	5/25	第 106 回	7
	5/26	第 102 回	7		5/25	第 107 回	7
	9/22	第 103 回	7		9/21	第 108 回	7
	11/24	第 104 回	7		11/30	第 109 回	7
	3/16	第 105 回	7		3/28	第 110 回	7

※ 委任出席を含む

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為等に定められているとおり適切に運用されている。今後もこれを維持することはもちろんだが、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法による役員等の資格・選解任の手續等と各機関（理事・理事会、監事及び評議員・評議員会）の職務・運営等の管理運営制度の見直しや、学校法人の意思決定の在り方の見直し（評議員会による決議事項の追加等）による、寄付行為の改正（2025.4.1）等を行う。また、理事の職務分担における責任体制を明確にし、変化する大学を取り巻く環境に法人全体で対応する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会運営規程【資料 5-2-1】第 3 条第 2 項、組織規程【資料 1-2-4】第 7 条及び法人運営会議規程【資料 1-2-2】により、法人の組織（理事会・評議員会）と大学の組織（大学協議会・教授会・研究科委員会・全学教学運営委員会）の意思疎通を図り協議及び意思決定を行うことを目的とした法人運営会議を設置し、毎月 1 回開催している。法人運営会議の構成員は、理事長、学長、副学長、研究科長、学部長、専門学校長、事務局長、事務局各部長及び理事長が必要と認めた者としている。構成員のほか、監事は会議に出席し、意見を述べることにしている（法人運営会議規程第 3 条）。

また、法人運営会議の審議事項は、理事会・評議員会から執行を委任された事項、理事会・評議員会に提案する事項、法人業務の執行に関する重要な事項、教育及び研究に関する事項、大学協議会への諮問事項、大学協議会からの理事会・評議員会への建議事項などである（法人運営会議規程第 4 条）。

理事長は学校法人を代表し、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、法人内部の業務を統括している（寄附行為第 11 条）。学校法人の最高意思決定機関である理事会、その諮問機関である評議員会を通じて本法人の業務を決定し、執行にあたっている。大学組織

に対しては、「寄附行為第6条1項(1)」により学長を第1号理事として選任していることなどからも理事長の運営方針など意思の疎通が図られている。また、法人運営会議を設置していることにより、学長をはじめとする教学の各責任者及び事務部門の責任者に対しても理事長の意向が伝えられ、その意思の疎通が図られており、理事長のリーダーシップと理事長の意思を反映する体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(ア) 監事の適切な選任、管理運営機関の相互チェック体制と機能、監事の理事会及び評議員会への出席状況

本法人の意思決定機関である理事会において、法人運営会議での審議内容等の報告が行われ、大学の教育研究状況及び教学組織としての意向について、理事会で適切に把握し経営に当たっている。また、理事会での決定事項については、法人運営会議及び大学の組織（大学協議会・教授会・研究科委員会・全学教学運営委員会）に報告し周知している。法人の理事会、評議員会、法人運営会議、大学協議会・教授会・研究科委員会・全学教学運営委員会等の構成員が複数の組織に属し会議に加わることで、法人と大学間の情報や意思決定の相互チェックが図られている。

本法人は、令和2（2020年）4月1日の私立学校法改正に伴い、「学校法人群馬パース大学寄附行為」【資料F-1】を改正して監査機能を強化し、「学校法人群馬パース大学 監事監査規程」【資料5-3-1】の監査方法に基づいて適切に運用している。

本法人は2人又は3人の監事（寄附行為第5条）を置き、その選任は、寄附行為第7条にこの法人の理事、職員（学長（大学長）、校長（専門学校長）、教員その他の職員を含む）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選任した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任した者と規定している。ただし、選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任することとしている。これに則り、本法人の監事2人は金融機関の監査業務の経験者を選任している。

監事の職務については、寄附行為第14条及び監事監査規程に規定しており、本法人の業務若しくは財産及び理事の業務執行状況について適正かつ効率的な運営に資するため、監事は監査計画書【資料5-3-2】及びそのスケジュール【資料5-3-3】を作成し、教学・学生支援を含む業務監査、財務関係を含む会計監査を実施している。監査の結果について、監事は監査調書を作成し、法人運営会議で報告しており、法人及び教学組織の相互チェック体制を整えている。

また、監事は法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会、方針を決定する理事会、決定された方針に基づいて業務を執行する理事長が適切に機能するよう理事会及び評議員会に出席し、法人業務並びに財務状況等に関する意見等発言している。

過去2年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況は表5-3-1のとおりで、積極的な参加がなされ、有効に機能している。

更に、監事を支援する組織として内部監査室【資料5-3-4】を設置し、内部監査機能の充実に努めている。

表 5-3-1 過去 2 年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況

[理事会]

開催年月日等			出席者数	開催年月等			出席者数
令和 4 年度	4/1	第 101 回	2	令和 5 年度	5/25	第 106 回	1
	5/26	第 102 回	2		5/25	第 107 回	1
	9/22	第 103 回	2		9/21	第 108 回	2
	11/24	第 104 回	2		11/30	第 109 回	2
	3/16	第 105 回	2		3/28	第 110 回	2

[評議員会]

開催年月日等			出席者数	開催年月等			出席者数
令和 4 年度	5/26	第 99 回	2	令和 5 年度	5/25	第 103 回	1
	9/22	第 100 回	2		9/21	第 104 回	2
	11/24	第 101 回	2		11/30	第 105 回	2
	3/16	第 102 回	2		3/28	第 106 回	2
					3/28	第 107 回	2

(イ) 評議員の選任と出席状況並びに評議員会の適切な運営

寄附行為第 18 条により、法人の運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会を設置、「学校法人群馬パース大学評議員会規程」【資料 5-3-5】第 6 条に規定のとおり、各年度 5 月、9 月、12 月及び 3 月に定例評議員会を開催し、適切に運営されている。同寄附行為第 22 条に規定される評議員の選任条項は以下のとおりである。

1. この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5 人以上 8 人以内
2. この法人の設置する学校を卒業したもので年齢 25 歳以上のものうちから、理事会において選任した者 3 人
3. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人以上 8 人以内

過去 2 年間の評議員会における評議員の出席状況は表 5-3-2 のとおりで、積極的な参加がなされ、有効に機能している。

表 5-3-2 過去 2 年間の評議員会における評議員の出席状況

開催年月日等			出席者数	開催年月等			出席者数
令和 4 年度	5/26	第 99 回	18	令和 5 年度	5/25	第 103 回	17
	9/22	第 100 回	17		9/21	第 104 回	18
	11/24	第 101 回	18		11/30	第 105 回	18
	3/16	第 102 回	18		3/28	第 106 回	18
					3/28	第 107 回	18

※ 委任出席を含む

(ウ) 教職員の提案などをくみ上げる仕組み

教授会、研究科委員会、全学教学運営委員会では、各下部組織からボトムアップされた教職員の提案について審議し、大学協議会、法人運営会議に提案している。下部組織である各種委員会等については、各学部学科から委員として選任された教員及び担当事務職員で構成され、教職員のほとんどが参画し、教職員の提案をくみ上げる場としても機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法による、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立するため、寄付行為の改正（2025.4.1）等を行う。

また、法人運営会議の開催により、成し得ている法人の組織と大学の組織の連携・協働を今後も継続する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営については先ず中長期目標・中長期計画【資料 1-2-3】において、大学の拡充計画や教育研究等の質の向上、財務内容の改善などに係る各目標と、目標を達成するためにとるべき措置（計画）を掲げている。

この目標・計画を基に年度方針【資料 F-6】が策定されるとともに、各学科・委員会等から提出された予算申請を集計し、進行年度の予算・実績対比の確認や収支バランスの調整を行った上で予算案を編成、理事会及び評議員会にて承認を得ている。

また、実際の予算執行時には起案書を作成・回覧し、改めて使用内容等の詳細について関係部署等での確認を経て、決裁を受けることとしている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22（2010）年 4 月、群馬県の中心部である高崎市問屋町に校舎新築及び移転以後、学生募集状況は順調であり、平成 25（2013）年度には検査技術学科（入学定員 60 名、収容定員 240 名）を設置、また平成 29（2017）年度には放射線学科（入学定員 70 名、収容定員 280 名）及び臨床工学科（入学定員 50 名、収容定員 200 名）、令和 3

（2021）年度には作業療法学科及び言語聴覚学科（各学科入学定員 30 名、収容定員 120 名）を 2 学科同時に設置し、学生数は増加の一途を辿っている。

群馬パース大学

大学の収容定員充足率は各年度 100%超で安定的に推移しており、学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学の財務体制は健全に保たれている（表 5-4-1）。

収支バランスについても、教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率ともに日本私立学校振興・共済事業団発行の「令和 5 年度版 今日の私学財政」内で公表されている令和 4（2022）年度の財務比率平均値を大きく上回っている（表 5-4-2）。

表 5-4-1 収容定員に対する現員及び学生生徒等納付金収入の推移一覧

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収 容 定 員	1,180 人	1,302 人	1,362 人	1,422 人	1,482 人
現 員 (5 月 1 日現在)	1,346 人	1,452 人	1,537 人	1,605 人	1,662 人
収容定員充足率	114.0%	111.5%	112.8%	112.9%	112.1%
学生生徒等納付金 (単位：千円)	2,157,735	2,349,175	2,567,789	2,628,763	2,686,353
備 考			作業療法学科 言語聴覚学科 設置		

表 5-4-2 事業活動収支計算書関係財務比率の比較一覧

比 率	計 算 式	「令和 5 年度版 今日の私学財政」より		
		系統別	規模別	ブロック別
		(単一学部) 保健系学部平均	1～2 千人平均	北関東平均
経常収支 差額比率	経常収支差額 ／ 経常収入	2.1%	- 9.0%	- 3.1%
教育活動収支 差額比率	教育活動収支差額 ／ 教育活動収入計	1.7%	- 9.5%	- 3.6%

比 率	計 算 式	群馬パース大学		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収支 差額比率	経常収支差額 ／ 経常収入	26.3%	25.7%	23.7%
教育活動収支 差額比率	教育活動収支差額 ／ 教育活動収入計	27.0%	26.3%	24.2%

外部資金の導入に関しては、平成 22 (2010) 年の高崎市問屋町への校舎移転及び新学科設置に係る校舎新築事業等に対し、それぞれ高崎市より補助金の交付を受けている (表 5-4-3)。

表 5-4-3 高崎市からの校舎等新築・増築事業に係る補助金交付一覧

年 度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	令和 2 年度
補助対象事業	校舎新築(1号館)	校舎新築(2号館) ※検査技術学科 体育棟新築(3号館)	校舎新築(4号館) ※放射線学科、 臨床工学科	校舎増築(1号館) ※作業療法学科、 言語聴覚学科
補助金額 (単位：千円)	24,000	20,000	20,000	10,000

寄付募集としては、寄付金額 10,000 円以上の寄付者を対象に、葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に展示する等、寄付意欲に繋がるような工夫を図るとともに、平成 23 (2011) 年の税制改正時当初から税額控除対象法人としての証明を受け、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度と併せて、寄付者に対する税的優遇措置に関する情報提供を本学ホームページ等で積極的に行っている。

また、令和 5 (2023) 年度より教育研究、地域貢献及び学生課外活動の更なる活性化を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保する手段の一つとして、寄付金控除型のクラウドファンディングを活用しており、令和 5 (2023) 年度は 2 つのプロジェクトが成立している。

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学の、安定した財務基盤を確立するためには、引き続き堅調な学生確保を維持することが必要である。社会情勢の変化や地域からの要請に柔軟に対応すべく、中長期目標・中長期計画も随時見直しを行いながら、新学部・新学科の設置等により大学の拡充を図っていく。

また、収入財源の多様化を進めるべく、科学研究費補助金を始めとする外部競争的研究資金の更なる獲得に向け、研究支援体制の強化に取り組んでいく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人群馬パース大学

経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人群馬パース大学 経理規程施行細則」【資料 5-5-2】に則した上、適宜、公認会計士の指導・助言を仰ぎながら実施している。

また、日本私立学校振興・共済事業団やその他の外部団体が開催する会計担当者向けの研修等へ参加することにより、学校法人会計基準への理解を深め、スキルアップと会計処理の適正化を図っている。

予算管理については、各種教育研究活動の進捗度や4月からの半期実績等を踏まえ、当初予算と大きく乖離のある場合は補正予算を編成し、理事会及び評議員会にて承認を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査については、(ア) 公認会計士による外部監査、及び(イ) 監事による学内監査、から成っている。

(ア) 公認会計士による外部監査

平成14(2002)年度から現在まで、加藤公認会計士事務所による期中監査及び決算監査を受けている。なお、監査契約書に定められている監査従事者の監査見積時間数は以下のとおりである。

監査責任者	50時間	
公認会計士	80時間	
その他	80時間	※合計210時間

(イ) 監事による学内監査

「学校法人群馬パース大学 監事監査規程」【資料 5-3-1】に基づき作成された監査計画【資料 5-3-2】及び監査スケジュール【資料 5-3-3】に沿った監査が行われている。

理事会及び評議員会への出席に加え、学校法人の管理運営を適正に行うため、理事会と教学間の意志疎通を図ることを目的として毎月1回開催される法人運営会議へ監事も出席しており、学校法人の業務全般を状況把握した上で、期中・期末には決算等の概要について、会計課及び公認会計士より概況聴取及び意見交換を実施している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

監事や公認会計士、内部監査室による会計監査を適正に実施し、文部科学省の関係通知及び日本公認会計士協会の指針等に留意しながら、今後も適正な会計処理が継続されるように対処していく。また、会計担当者の更なる知識の向上や技能の習得のため、引き続き学外研修等への積極的参加を促す。

[基準5の自己評価]

本法人は教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守するとともに、寄附行為や学則等の諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持しながら、大学の円滑な運営に努めている。また、中長期目標・中長期計画を策定し推進・見直しを図ることにより、大学の使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

危機管理については、「学校法人群馬パース大学危機管理規程」を整備し、学生等の安全にかかわる重大な事態を中心として、各種マニュアルの整備やセミナー・講習会を実施している。また、災害などの緊急事態に直面した際にも事業を継続できるよう、BCP（事業継続計画）を策定し、BCM（事業継続マネジメント）についても計画中である。

理事会・評議員会は寄附行為に基づき運営され、理事・評議員及び監事の出席状況も良好で、法人の意思決定を行うための体制を整え適切に機能している。監事は年間を通じた監査スケジュールに則り、教学部門も含めた理事の業務執行状況の監査を実施している。

大学の収容定員充足率が各年度100%超で安定的に推移する中で学生生徒等納付金は十分に確保されており、経常収支差額比率をはじめとする各種の財務比率も概ね良好で、財務基盤は安定している。また、積極的な寄付金募集活動等により外部資金の獲得が図られている。

法人の会計処理は「学校法人群馬パース大学 経理規程」「学校法人群馬パース大学 経理規程施行細則」に則して行い、公認会計士による指導・助言及び外部監査、監事による内部監査を経る形で適正に実施している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学則【資料F-3-1】第2条及び大学院学則【資料F-3-2】第2条に、教育研究水準の改善・向上を図り、大学等の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果について公表することを定めている。

内部質保証を効果的に実施していく上で中心となる恒常的な組織として、大学・大学院共通である全学教学運営委員会の下に、自己点検評価委員会【資料6-1-1】を設置している。その他、SD委員会、IR推進室【資料6-1-2】、教員評価委員会を置き、教職員の質の向上を担保している。

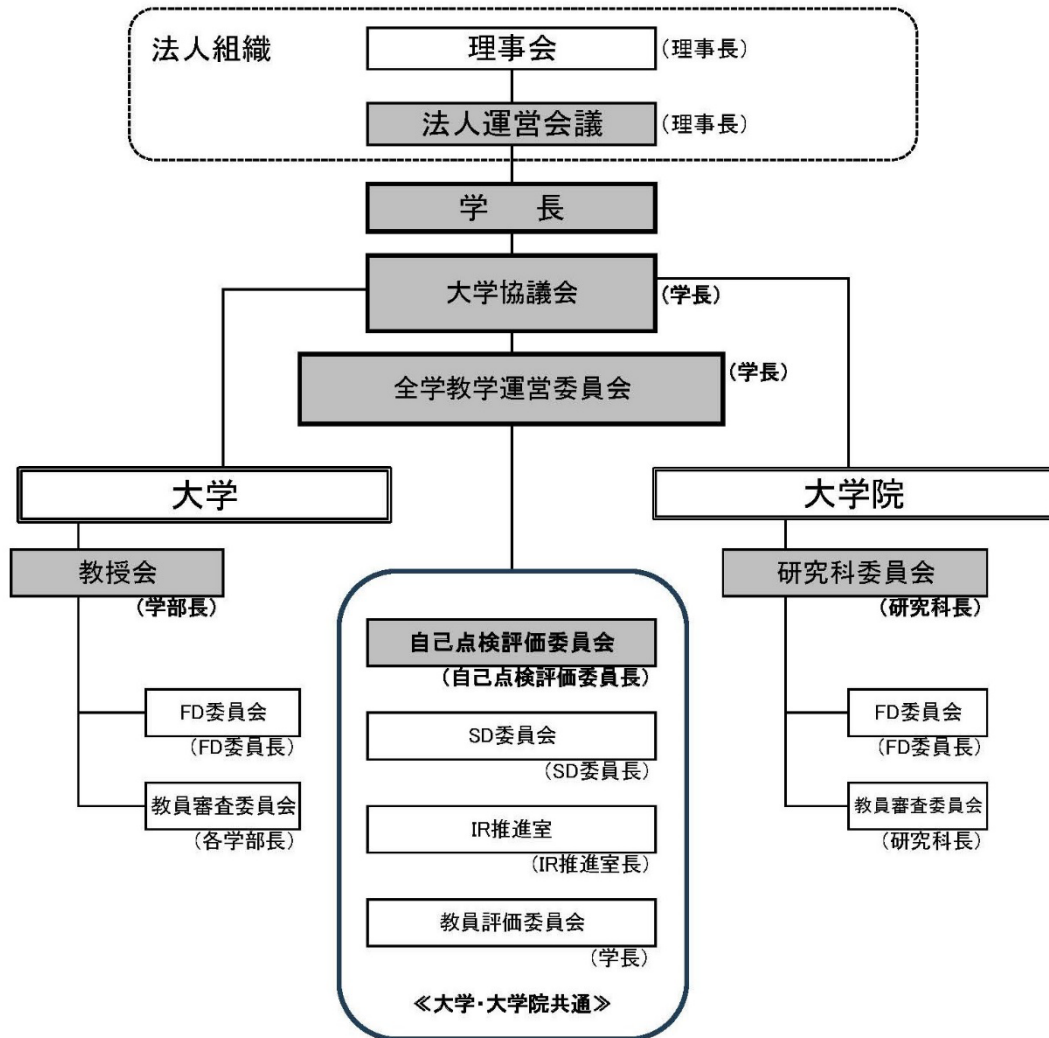
また、大学・大学院それぞれにFD委員会、教員審査委員会を置き、教育活動の改善、教員の教育・研究に係る質の向上を組織的に検証している。

自己点検評価委員会規程第2条においては、本学における教育・研究上の活動及び運営について、自ら点検評価するとともに、第三者評価に付すことを通じて、本学の教育・研究に係る適切な水準の維持及びその向上を図ることを目的とすること、第2条第2項では、自己点検評価は毎年度実施することを定めている。

毎年度実施する自己点検評価については、自己点検評価委員会が主導し、評価項目を所掌する各委員会の委員長、各学科長、事務責任者等と連携して実施している。自己点検評価委員会は、各部署において実施された自己点検評価をもとに自己点検評価書を作成する。自己点検評価書は全学教学運営委員会及び大学協議会の議を経て、学長が承認する。また、学長は自己点検評価において改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずることとしている。

このように、自己点検評価は評価項目を所掌する各部署において実施するが、上部会議にてその内容を審議して学長が承認し、改善措置を講ずることで、その責任体制を確立している。

群馬パース大学・大学院 内部質保証体制図及び責任者



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための組織は整備され、その責任体制も確立されており、自己点検評価書も毎年発行し学内外へ周知している。しかし、発行周期が短いこともあってか、内容の改善に向けての意識の希薄化は否めない。今後は、自己点検評価書を内容の改善に役立つものにするために、自己点検評価期間の見直しや自己点検評価委員会主導による「PDCAサイクルの可視化による意識化」に取り組んでいく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(ア) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検評価の実施とその体制

1) 自己点検評価の実施体制

自己点検評価を恒常的に実施するため、教授会において選出された教員、企画部長、企画課長等で構成される自己点検評価委員会【資料 6-1-1】を設置し、毎年度、自己点検評価書の作成・公表を実施している。

2) 自己点検・評価項目

自己点検評価活動とその結果を確実・最大限本学の教育研究水準の改善・向上に還元するため、以下のとおり自己点検・評価項目を設定し、それらが常に最適・最善のものであるよう見直す体制としている。

評価項目は、認証評価受審と有効に連動させるため、認証評価機関の評価項目を用い、これに本学の使命・目的の追求達成に必要な項目を独自に設定する（表 6-2-1）。

表 6-2-1 自己点検・評価項目

① 使命・目的等	② 学生	③ 教育課程
④ 教員・職員	⑤ 経営・管理と財務	⑥ 内部質保証
⑦ 地域への貢献	⑧ 国際交流の推進	

3) 評価結果の共有と社会への公表

自己点検評価書は本学ホームページに公表するとともに、学内では、グループウェア・システムを通じて全教職員がいつでも閲覧でき、内容を共有している。

(イ) エビデンスに基づく、自己点検評価の定期的な実施

自己点検評価の結果を自己点検評価委員会がエビデンスとともに集約し、毎年度自己点検評価書を作成し、毎年7月にその内容を大学HPで公表している。

平成23（2011）年度に受審した初回の機関別認証評価の3年後の平成26（2014）年度に中間評価として自己点検評価書をまとめ、その後平成30（2018）年に2度目の審査を受け、平成31（2019）年3月に日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に「適合している」と認定された。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、平成 26（2014）年より IR 推進室を整備している。

IR 推進室では、年度ごとの全体的な指標データとして、各学科の入試区分別合格者数及び入学者数と入学率、各学科の収容定員数及び充足率と学年別在籍者数、各学科の学年別

の留年者数と休学者数及び退学者数、各学科の卒業生数及び4年間での卒業率、各学科の国家試験合格者数及び合格率、各学科の就職率を収集している。

また、学生個々の年次データとしては、性別、入学時年齢、出身地域、入試区分、入試成績、各セメスターの素点平均及びGPA、留年と休学及び退学などの学籍異動、課外活動、国家試験合否、就職先と種別について収集している。

IR推進室では、学内データの収集・分析活動が主であるため、IR推進室会議は年に数回の開催となっているが、集積されたデータ情報は学長のみならずIR推進室に所属する各学科の委員から全教員に開示している。また、各委員会や各学科の要望に沿った分析も行えることも周知し、IR推進室の分析能力の活用に努めている。実際に、毎年の入試制度の策定においては、過去の入学生の入試区分と入学後の成績や学籍異動の状況を詳細に検討し、現行入試で適正に選抜を行えていることを検証するなどの活動を行っている【資料6-2-1】。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価委員会が収集したデータとIR推進室が集積したデータを集約・検証することで、学生が感じている問題の背景を分析できる仕組みは構築できているが、問題点を改善するPDCAサイクルの可視化が課題である。

IR推進室では、エンrollment・マネジメントにおける懸案事項等について、各種データを基に分析し報告している。教育課程及び成績評価の検証や、各委員会等が抱える問題を段階的に解決するために積極的にIR推進室を活用できることを周知しているが、各委員会等から直接データ分析の依頼が少ないことが課題である。今後はIR推進室から積極的に問題点を吸い上げる仕組みの構築に努める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに則して、学修成果や教育成果の評価、及び教育課程編成について適切性の検証を行うため、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目）の各レベルを評価指標としたアセスメント・ポリシー【資料3-3-1】を定めている。そして、アセスメント・ポリシーに基づく評価結果の検証体制を定め、それぞれの検証機関が責任を持ってその適切性の検証にあたることとした。

大学院教育においても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに則して、学修成果や教育成果の評価、及び教育課程編成について適切性の検証を行うため、機関レベル（大学院）、教育課程レベル（研究科）、科目レベル（授業科目）の各レベルを評価指標としたアセスメント・ポリシー【資料3-3-

2】を定めている。そして、アセスメント・ポリシーに基づく評価結果の検証体制を定め、それぞれの検証機関が責任を持ってその適切性の検証にあたることとした。

また、大学全体の質保証には中長期目標・中長期計画の改善が必要であることから、原則、2年に一度、改定を行うこととしている。しかしながら、社会状況の変化による受験状況の変化を考慮しなければならない「大学の拡充計画」に関する事項については、必要に応じて適宜改定している。

外部質保証の結果を踏まえた大学全体としての取り組みとしては、平成30(2018)年度に受審した日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において、改善を要する点、又は参考意見として付された事項については、教授会において項目ごとに担当部署を割り当てて取り組みの進捗を監視し、概ね改善が確認された。その改善結果は「改善報告書」としてまとめ、令和2(2020)年7月にHPに公開し、日本高等教育評価機構より承認された。

本学は、令和3(2021)年度にリハビリテーション学部、令和4(2022)年度に看護学部を新設したことに伴い、令和6(2024)年度現在、設置計画履行状況等調査の対象となっている。令和5(2023)年度の調査では、リハビリテーション学部理学療法学科においては、入学者選抜の適切な実施等を通じた収容定員超過の改善が、言語聴覚学科においては、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用についての指摘事項がそれぞれ付され、いずれも現在履行中となっている【資料 F-14】。

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は、令和4(2022)年度に看護学部を新設し、組織の大幅な再編を行ったところである。中長期目標・中長期計画において、今後も大幅な学部再編等を計画していることから、新たな組織体制が円滑に機能し、PDCAサイクルが教育の質保証、大学全体の質保証ともに適正に展開されるよう、教職員全体による現状と課題の共有及び、更なる向上を目的とした組織的取り組みを強化していく。そのために、外部質保証の結果を効果的に活用するとともに、内部データの収集と分析にとどまっていたIR推進室に、学外情報の収集・分析を課すことでより堅実な中長期目標・中長期計画の改善を実施し、大学全体の質保証を強化する。

【基準6の自己評価】

内部質保証のための自己点検・評価の体制は、責任が明確にされて整備されている。学内の様々なエビデンス(データ)に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を定期的の実施しており、それらの結果を学内グループウェア・システムで共有し、本学ホームページで広く社会に公表している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う組織としてはIR推進室を整備している。

また、内部質保証は三つのポリシーを起点として行われ、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を大学運営の改善・向上に活用している。

以上のことから、基準6を満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域への貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 地域貢献へ向けた取り組み

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 概要

学則の第 1 条（目的）条文に「地域社会に貢献する」とある。この目的を達成すべく「群馬パース大学地域連携センター規程」【資料 5-1-1】に基づき、本学に地域連携センターを設置し、地域社会に貢献する体制の強化と地域連携活動を着実に進めている。令和 5（2023）年度の地域貢献、及び地域連携の具体的な取り組みは以下のとおりである。

(イ) 学会研究会や地方自治体主催の研修会、保健医療関係団体講演等の講師派遣

令和 5（2023）年度は、地域貢献活動の一環として以下の講師派遣を行った。

- ・ 発達領域の作業療法学演習の授業の一部を担当 計 3 回
主催:群馬県立藤岡特別支援学校 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「健康増進・介護予防に関する講和」
主催:高齢者あんしんセンター希望館 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「利用者も労働者も大切にするケアの形～高齢者施設におけるノーリフティングケア～」 主催:群馬県理学療法士協会 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「歩く力、考える力、つながる力 健康長寿の鍵」
主催:えぎきた いきいきサロン 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「足は口ほどにものを言う」
主催:渋川公民館 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「介護予防教室「希望館運動教室」」計 13 回
主催:高齢者あんしんセンター希望館 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「理学療法士による運動紹介 村内の筋トレサロン」計 12 回
主催:昭和村役場 担当:作業療法学科教員
- ・ 講演「どうしておはなしできないの？」
主催:みどり市保育園連絡協議会 担当:言語聴覚学科教員
- ・ 講演「歳をとるとどうして、食べたり、飲んだりすることが大変になるの？」
主催:渋川市中央地域包括支援センター 担当:言語聴覚学科教員
- ・ 講演「障がいの状態や特性に応じた性教育について」

主催:館林特別支援学校 担当:看護学科教員

- ・講演「いやな腰痛を何とかしよう」

主催:藤岡市老人クラブ連合会(藤寿クラブ) 担当:理学療法学科教員

(ウ) 公開講座を通じての地域貢献

令和5(2023)年度は以下の4講座を開講し、地域の方々にも受講していただいた。

- ・第1回(7月) 演 題:新型コロナウイルスの最新知見
参加者:29人/オンデマンド視聴41人
- ・第2回(10月) 演 題:現在の人工知能(生成AI)は教育と社会にどのような影響を及ぼすのか
参加者:34人/オンデマンド視聴22人
- ・第3回(12月) 演 題:アレルギーと感染症研究の最前線
参加者:会場参加34人/オンデマンド視聴28人
- ・第4回(3月) 演 題:こころの健康 –こころの危機を乗り越え、人生の終焉を豊に迎えるために–
参加者:会場参加30人/オンデマンド視聴24人

(エ) 寄附講座を通じての地域貢献

地元産業界と本学間で締結した包括連携協定に基づいた、みずほ銀行高崎支店による寄附講座「金融リテラシー講座」を年3回実施した。1回目の講座は本学の学園祭時に実施し、地域の方々にも受講していただいた。1回目の参加者は41人、2回目は教職員対象としており参加者は14名、3回目は本学学生・教職員対象としており参加者は10人(学部生4人、大学院生2人、教職員4人)であった。受講者のアンケート結果では、いずれの講座も好評であった。

(オ) 高崎商工会議所と連携した人材育成プログラムの実施

地元産業界と連携して、地域経済の活性化を支える人材、及び地域防災を支える人材を育成すべく、高崎商工会議所と連携して以下の人材育成プログラムを実施した。

- ・従業員の健康は、企業の成長に –健康経営の第一歩は、企業の健康に対する意識から–
計2回
講師:看護学科教員 会場参加:4人/オンライン参加6人
- ・地域で取り組む防災に強いまちづくり –「防災マネジメント」について– 計2回
講師:看護学科教員 会場参加:2人/オンライン参加5人

(カ) 高崎市教育委員会後援 小学生イベントの開催

本学が実施している小学生イベント（小学生の夏季休業中に実施）は、身の回りにあるものを使った理科実験等を本学の教員と一緒に行うことで、小学生個人の理科系科目や実験に対する関心を深め、更には小学生や保護者を含めた地域との連携を深めることを目的としている。コロナ禍で開催を見送っていたイベントを令和4（2022）年度より再開し、令和5（2023）年度は以下のプログラムを実施して地域貢献を果たした。

- ・プログラム1 手の洗い残しを調べよう！
担当：看護学科教員 参加者：7人
- ・プログラム2 手作り顕微鏡を作ろう！、寄生虫を探してみよう！
担当：検査技術学科教員 参加者：22人
- ・プログラム3 ゴムの力で動く車を作って競争しよう！、カラーペンの色を分解しよう
磁石で硬貨を仕分けてみよう
担当：放射線学科教員 参加者：23人
- ・プログラム4 光が病気を教えてくれるの！？、空気がないと音はどうなる？
担当：臨床工学科教員、及び学生 参加者：15人

(キ) 高崎市主催 市内私立大学・短期大学連携事例発表会の参加

令和6（2024）年2月、新島学園短期大学で開催された高崎市（商工観光部 産業政策課産業創造館）主催の発表会。学生が地域貢献活動や新たなビジネスアイデアの展開を研究、及び発表することにより、地域経済の活性化や地域産業の振興に貢献することを目的としている。本学を含め、育英大学・育英短期大学、新島学園短期大学、高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部、高崎健康福祉大学、上武大学が参画した。本学からは作業療法学科の学生15人が参加し、作業療法的視点の共有をコンセプトに「誰もが生活しやすい地域づくりに向けた活動」と、「地域を支える支援者が活動の幅を広げることを目指して」のテーマで発表を行った。

(ク) 群馬県主催 ぐんまフェアの参加

令和5（2023）年11月、県内にあるショッピングモールで開催された群馬県知事戦略部戦略企画課主催のイベントで県内の文化・観光・物産品・各団体の取組等を来店者にPRすることにより、群馬県が持つ様々な魅力を再発見してもらうことを目的としている。本学からは看護学科と言語聴覚学科の教員、及び学生が参加した。看護学科では、一時救命処置の必要性をクイズ形式で学ぶほか、シミュレーターやAEDトレーナーを使用して、胸骨圧迫やAEDの操作を実際に体験するブースを設け、30人（20～70歳代）が体験した。言語聴覚学科では、組み立て式の木製の車のパーツに色を塗って、自分で組み立てる

体験ブースを設け、幼児から学童までの子供を中心に131名人が体験した。

(ケ) 地域にある学校への貢献

本学の近隣にある浜尻小学校では、2年生の生活科の学習で、「まちたんけん」を行っている。この学習は、校区内にある店舗や施設を児童が実際に訪問し、見聞きすることにより、地域社会に対する興味・関心を高めていく体験学習であり、例年本学も訪問対象となっている。令和5(2023)年度は、児童13人、教員1人、保護者3人の計17人を本学の看護学科で受け入れた。当日は児童の質問に応じた後、聴診器で自分の心臓の音を聞いたり、モデル人形の赤ちゃんを抱っこしたりする体験を行った。

また、二葉高等特別支援学校(群馬県高崎市)は、教育課程の範疇において進路学習とeスポーツ交流を目的として来学し、本学の作業療法学科が対応した。二葉高等特別支援学校からは生徒7人、教員7人の計14人が来学し、特別支援学校の教育課程に本学の学生が参加できたこと、生徒がデジタルマネーで昼食を買う課題に、学生も同行し学外活動の一部に参加できたこと、生徒と学生はeスポーツを使って交流できた等、地域貢献とともに生徒と学生の交流ができた。

(コ) 包括連携協定の締結

本学は、教育・人材育成、学術研究、地域貢献等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とした包括連携協定を地元産業界等と締結している。この包括連携協定の締結により、教育課程の編成における協力、地域課題解決の研究や寄附講座の開催、学園祭の協力等、包括連携協定による具体的な成果が表れ始めている。令和5(2023)年度に包括連携協定を締結した団体(21団体)は以下のとおりである。

- ・利根日石株式会社 ・株式会社アドクリン ・太陽誘電株式会社 ・群馬県警察本部
- ・高崎卸商社街協同組合 ・TOTO株式会社北関東支社 ・株式会社廣川書店
- ・トヨタカローラ高崎株式会社 ・糸井ホールディングス株式会社 ・高崎商工会議所
- ・株式会社群馬スポーツマネジメント ・医療法人真木会 ・株式会社足利銀行高崎支店
- ・株式会社赤城国際カントリークラブ ・株式会社みずほ銀行高崎支店 ・高崎信用金庫
- ・社会福祉法人高崎市社会福祉協議会 ・株式会社紀伊國屋書店さいたま営業所
- ・NTTドコモCS ・一般財団法人日本健康管理協会伊勢崎健診プラザ
- ・株式会社ファミリーマートオペレーション本部新潟・北関東リージョン ※順不同

(サ) 地域課題解決の研究(赤城国際カントリークラブとの共同研究)

令和5(2023)年度より、本学の作業療法学科と赤城国際カントリークラブ(群馬県前橋市)による地域課題の解決を目的とした共同研究が開始された。研究テーマを「ゴルフによる持続可能な地域づくり～誰一人取り残さない社会システムの構築を目指して～」

とし、脳卒中後遺症等を患い自宅で暮らしている地域の方々に、ゴルフによって社会参加を促進するための交流プログラムを開発し、地域課題の解決を図ることを研究目的とした。4月から始まった共同研究は、対象者に合わせた身体の使い方のレクチャーや、シミュレーションシステムを用いた屋内でのパター練習等を行った。赤城国際カントリークラブのグリーンで行ったパター練習では、女子プロゴルファーに指導を依頼し実施した。この共同研究は次年度以降も継続する。

**(シ) 地元の独立リーグ球団「群馬ダイヤモンドペガサス(日本独立リーグ野球機構)」
に所属する選手へのサポートに係る事業への協働**

地元の独立リーグ球団に所属する選手の競技力向上に貢献すること、及びアスリートのメディカルサポート職を目指す学生が、在学中からプロ選手へのサポートを経験できる教育的枠組みを編成することを目的とした協働を、群馬ダイヤモンドペガサス(日本独立リーグ野球機構)と行っている。この協働により、群馬ダイヤモンドペガサスはプロ野球組織に相応しい選手サポート体制を獲得し、球団の競技成績向上が地域の活性化に貢献すると考える。具体的な活動としては、本学の学生とその指導教員が同球団関連施設に出向いて専属トレーナーと連携しながら選手のトレーニングサポートを行うほか、本学が所有する身体機能測定設備を活用して同球団所属選手が本学に来校する方法でフィジカルチェックやメディカルサポートを実施する体制を両者が協働で構築している。

(ス) 地域の声を把握する取り組み

令和5(2023)年度より、本学ホームページから地域の方々からの意見や要望を把握する取り組みを開始したことにより、本学の地域連携センター事業等の運営に地域社会の声を反映させる体制を整えた。

(セ) 子育て家族の相談窓口の設置

令和5(2023)年度より、子育て家族の相談窓口を設置した。相談への対応は、本学看護学部看護学科の教員が担当し、ホームページ等で広く周知して地域住民に活用してもらえる体制を整えた。

(ソ) 学園祭における地域連携

例年実施している本学の学園祭は、包括連携協定を締結している高崎卸商社街協同組合のイベント「秋の上州どっと楽市」と連携して開催している。令和5(2023)年度の学園祭では、包括連携協定を締結しているトヨタカローラ高崎による電動車いす等の体験走行、及びみずほ銀行高崎支店の寄附講座を実施した。令和6(2024)年度は同協定を締結している太陽誘電株式会社も参画する予定である。

(タ) 地域のリスクマネジメント体制の構築

1) 高崎市との災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定の締結

高崎市との防災協定の締結により、本学は地域住民、及び労働者の一次避難の区域・施設となっている。緊急時には避難場所を提供するだけでなく、備蓄してある食糧も地域住民や労働者に提供する体制を整えている。

2) 高崎卸商社街協同組合との包括連携に関する協定の締結に基づく、災害に備えた相互協力に関する覚書の取り交わし

高崎市が本学と高崎卸商社共同組合の施設を利用して開設した一時避難所に避難者が円滑に避難することができるよう、高崎卸商社共同組合と災害に備えた相互協力に関する覚書を取り交わしている。具体的な活動としては、日頃より災害情報等に関する連絡体制の整備に努め、避難訓練等災害に関する自主訓練時には、両施設が可能な限り参加し協力することとしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度において本学の有する知的・人的資源等を活用し、地方自治体や地元産業界との持続的な連携により、地域産業の振興及び地域社会の発展に寄与するため、「群馬パース大学中長期目標・中長期計画」を策定し、計画に基づいた活動を一層充実させる。

【基準 A の自己評価】

令和 5（2023）年度は、21 団体との包括連携協定の締結や、寄附講座の開催、地元商工会議所と連携した人材育成プログラムの実施、地元企業との地域課題解決の研究等、新規の地域連携の取り組みを積極的に実施した。本学における地域貢献活動は、地域連携を実行する体制の強化と具体的活動を着実に進めている。令和 6（2024）年度は、公開講座の開催数の増加や地元企業との連携による共同研究の増加を計画している。

以上のことから、基準 A を満たしていると判断できる。

基準 B. 国際交流の推進

B-1. 国際交流の推進

B-1-① 国際交流にむけた取り組み

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 概要

「群馬パース大学国際交流センター規程」【資料 B-1-1】に基づき、本学に国際交流センターを置いている。国際交流センターは、海外の高等教育機関・医療機関等との学術・文化の交流及び国内での国際交流を通じて教育研究の充実・発展を図り、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門職の育成を目的としている。また、本学の目的に「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健・医療・福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献することを目的とする」とあり、本学では学生の国際交流を積極的に推進している。

「群馬パース大学海外研修補助規程」第 2 条に基づき、本学が許可した研修に限り海外研修費用の一部を補助する。補助については、学生一人当たり在学中一回限りとし、本学が許可したプログラム費用の 4 分の 3（上限 20 万円まで）としている。

なお、昨今の円安、燃油サーチャージの高騰、物価高、海外渡航需要の増加による研修費用の大幅な値上げに伴い、令和 4（2022）年度及び令和 5（2023）年度は海外研修費用の補助額を「上限 20 万円+ α 」とした。

1) 海外の大学との協定

①ハワイ大学（アメリカ ハワイ）との協定

協定名「STUDENT CONFERENCE ON HEALTH PROFESSIONS IN USA Gunma paz College John A.Burns School of Medicine（JABSOM）」

②リンカーン大学（マレーシア クアラルンプール）との協定

協定名「AGREEMENT FOR ACADEMIC EXCHANGES AND COOPERATION BETWEEN Lincoln University college, Malaysia AND Gunma Paz University, Japan」

(イ) 協定を締結している大学への訪問

1) ハワイ大学

ハワイ大学との協定に基づき、全学科の希望者を対象にアメリカ ハワイ研修を例年実施している。しかしながら、令和 5（2023）年度は、募集の段階で最少催行人数に達しなかったため催行を中止した。

2) リンカーン大学

リンカーン大学との協定に基づき、理学療法学科の希望者（2・3 学年）を対象にマレー

シア クアラルンプール研修を例年実施している。令和 5（2023）年度は 10 人の学生が参加した。

日 程：2024 年 3 月 10 日（日）～3 月 14 日（木）

参加人数：10 人

研修内容：・プリンスコートメディカルセンター見学
・リンカーン大学にて教育プログラムの受講
・リンカーン大学キャンパス見学、学生との交流
・クアラルンプール市内観光（国立博物館、独立広場、王宮、国家記念碑など）

講 師：Dr. Ravi Kumar Katta

（ウ）その他、本学が許可した海外研修プログラム

1) アメリカ ロサンゼルス研修

日 程：2024 年 3 月 18 日（月）～3 月 23 日（土）

参加人数：10 人

研修内容：・マクドナルド・チルドレンズハウス（難病を持つ子どもの支援施設）見学、入居者との交流
・カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校にてレクチャー
・カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校見学、学生との交流
・トーランス・メモリアル・メディカルセンター見学
・サンライズ（高齢者ケア施設）見学、入居者との交流
・市内観光（ハリウッド、チャイニーズシアターなど）
・ディズニーランド観光

2) スウェーデン スtockホルム研修

日 程：2024 年 3 月 16 日（土）～3 月 22 日（金）

参加人数：17 人

研修内容：・「スウェーデンの医療と高齢者ケアについて（日本との違い）」レクチャー
・スロットスオヴァーレンホーム（高齢者ケア施設）見学、入居者との交流
・ダンデリード大学病院見学
・カロリンスカ医科大学見学、学生との交流
・日本語を学んでいる学生との交流
・市内観光（ドロットニングホルム宮殿、ノーベル博物館、市庁舎など）

3) ベトナム ハノイ研修

日 程：2024 年 3 月 18 日（月）～3 月 23 日（土）

参加人数：8 人

- 研修内容：・東京健康科学大学ベトナム及び附属病院見学、学生との交流
・ハノイ医科大学及び附属病院見学
・ハノイ大学見学、学生との交流
・市内観光（ベトナム軍事歴史資料館など）
・ハロン湾観光

（エ）特別講演

国際交流センターでは、国内においても保健医療分野の国際的な繋がりを学生に意識させ、海外に対する関心・意欲を高め、現地研修へ繋げることを目的に、平成 28（2016）年度より国際交流センター主催の特別講演を開催している。令和 5（2023）年度は 2 講演開催し、通算して 9 回の開催となった。

1）特別講演 I

日 時：2023 年 8 月 7 日（月）10：40～12：10

場 所：1 号館 8 階 PAZ Hall

講 師：石井 良和 氏（群馬パース大学 作業療法学科 学科長）

原 美智子 氏（群馬大学名誉教授）

Daniela Hadasy 氏（シュナイダー小児医療センター）

テーマ：ウクライナなどの危機的状況下にある子どもへのパペットを使った心理的支援

参加者：学生 81 人、教職員 24 人 計 105 人

講演終了後に実施したアンケート結果（回答者数：24 人 回答率：22.9%）は、講演を受講した感想について「満足」14 票（58%）、「やや満足」9 票（38%）、海外での活動に対する関心度の高まりについて「非常に関心が高まった」8 票（33%）、「まあまあ関心が高まった」13 票（54%）、今後の国際交流に係わる講演の参加希望については、「強く希望する」8 票（33%）、「やや希望する」14 票（46%）であった。

2）特別講演 II

日 時：2023 年 10 月 22 日（日）13：00～14：00

※流星祭（学園祭）2 日目に開催

場 所：1 号館 8 階 802 講義室

講 師：森本 雅幸 氏（群馬パース学園短期大学 理学療法学科 1 期生）

テーマ：「日本人理学療法士ひとりドイツに渡る」

～身ひとつで職に就くことができるのか！？～

参加者：学生 14 人、教職員 14 人、一般 15 人 計 43 人

講演終了後に実施したアンケート結果（回答者数：21 人 回答率：48.8%）は、講演を受講した感想について「満足」17 票（81%）、「やや満足」4 票（19%）、海外での活動に対する関心度の高まりについて「非常に関心が高まった」6 票（28.6%）、「まあまあ関心が高まった」14 票（66.7%）、今後の国際交流に係わる講演の参加希望については、「強く希

望する」8票（38.1%）、「やや希望する」11票（52.4%）であった。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学間協定を締結している大学への訪問等をはじめとする本学の海外研修について、既存の協定締結先に加えて新たな協定先を開拓し、本学が提供する海外研修プログラムを更に充実させるとともに、より質・満足度の高い研修となるよう内容・実施方法等について今後も見直しを図っていく。更に、海外からの学生の受け入れや単位互換等の実現に向けて取り組み、国際交流活動を推進していく。

【基準 B の自己評価】

新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度は全ての研修プログラムを中止していたが令和4（2022）年度より活動を再開した。令和5（2023）年度は、既存の研修先に加え、新たにベトナム ハノイ研修での研修を実施するなどプログラムの拡充に努めた。国内においても例年保健医療分野の国際的な繋がりを意識し、海外に対する関心・意欲を高め、現地研修へ繋げることを目的に実施している国際交流センター主催の特別講演を開催している。令和5（2023）年度開催の特別講演（2講演合計）では、学生、教職員、一般あわせて148人が参加し、海外の知見を広める良い機会となった。

以上のことから、基準 B を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 先端医療科学研究センターの研究成果と一般公開による地域貢献

先端医療科学研究センター（本研究センター）は、学内組織（本学・大学院保健科学研究科）及び学外組織（医療系他大学、国立研究機関ならびに企業）と密接に連携して先駆的医療科学研究を推進することを目的に平成30年（2018）12月に設置し積極的な研究活動を行っている。学内の附属研究所運営委員会にて審議・承認された専任教員以外の研究者は、2024年4月現在、研究教授8名（常勤1名、非常勤7名）、研究准教授1名（非常勤、研究講師3名（非常勤）、研究員2名（常勤）である。これまで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの新興ウイルス感染症に対し、PCR法をはじめとする迅速病原体検査診断法開発、変異株に対する新規検査法の開発、抗ウイルス薬の候補探索、変異株出現・流行予測ならびにワクチン効果予測に関する研究など、国内外において高い研究評価が得られている。主な共同研究は以下の通りである。

- ① 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ及びノロウイルス感染症に対する新規PCR検査・診断試薬の開発（本学・タカラバイオとの共同研究）
- ② 新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬の探索及び分子薬理学機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ③ 新型コロナウイルスの進化とワクチン効果に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ④ 非コロナウイルス感染症の病原体網羅解析に関する研究（本学・群馬大学・杏林大学・タカラバイオとの共同研究）
- ⑤ ノロウイルス不活化剤の新規開発に関する研究（本学・ニイタカとの共同研究）
- ⑥ 空間微生物制御装置の開発・改良に関する研究（本学・パナソニックとの共同研究）
- ⑦ 緑膿菌の薬剤耐性機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）

これらの研究成果は、年1回、本研究センター主催による講演会やシンポジウムなどで学生や市民に公開し、地域に貢献できるよう積極的な活動を行っている。

2. ワンランク上の医療専門職・研究者・教育者等を目指すことを可能としている

本学は看護学部（看護学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）、医療技術学部（検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）の3学部7学科からなる医療系の総合大学で、これまで豊かな教養と人間愛を兼ね備えた国家資格を有する質の高い多くの保健医療専門職の人材を輩出してきている。養成職種数と養成人数（380名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展に大きく貢献し得るものである。さらに、大学院を併設しており、博士前期課程（看護学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域、リハビリテーション学領域、公衆衛生学領域）では、特徴ある教育カリキュラムにより2年間の教育、研究を通して自身の適性に合致した進路を選択することができ、それぞれの領域の修士号を取得できる。また、博士後期課程では、「医療科学」に焦点をあて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、国際的に通用する研究者、教育者等の道を歩むこともでき、学生がワンランク上の医療人を目指すことを可能としている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	群馬パース大学 学則第 1 条（目的）において明示している。	1-1
第 85 条	○	群馬パース大学 学則第 3 条（学部）において明示している。	1-2
第 87 条	○	群馬パース大学 学則第 12 条（修業年限）において、4 年と明示している。	3-1
第 88 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）及び 21 条（転入学・転科）に相当年次への入学の許可を、第 32 条（入学前の既取得単位等の認定）に他大学等での単位認定に対する取り扱いを明示している。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	群馬パース大学 学則第 15 条（入学資格）に学校教育法の定めに従う内容で入学資格を明示している。	2-1
第 92 条	○	群馬パース大学 学則第 6 条（教員）及び第 7 条（事務職員）に学校教育法の定めに従う内容で教員の職位・役職及び事務職員を明示している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	群馬パース大学 学則第 8 条（教授会）において明示している。	4-1
第 104 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条（学位授与）及び群馬パース大学 大学院学則第 29 条（学位授与）に学位授与について、それぞれ明示している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）に明示している。	6-2
第 113 条	○	群馬パース大学 学則第 2 条（自己点検・評価等）3 項に教育研究活動等の情報提供の形でその公開を明示している。また、群馬パース大学年報にて教育活動の記録及び研究活動の記録を毎年度作成・公表している。	3-2
第 114 条	○	群馬パース大学 学則第 7 条（事務職員）に明示している。	4-1 4-3
第 122 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）に相当年次への入学の許可を明示している。	2-1
第 132 条	○	群馬パース大学 学則第 20 条（編入学）に相当年次への入学の許可を明示している。	2-1

群馬パース大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	群馬パース大学 学則には学校教育法施行規則が定める事項について明示している。	3-1 3-2
第24条	—	該当なし	3-2
第26条 第5項	○	群馬パース大学 学則第42条（退学）、第43条（除籍）及び第47条（懲戒）に明示している。	4-1
第28条	○	学校法人群馬パース大学 文書処理規程に学校教育法施行規則の定めに順ずる内容を明示している。	3-2
第143条	—	該当なし	4-1
第146条	○	群馬パース大学 学則第32条（入学前の既取得単位の認定）に科目等履修単位を含むと明示している。また、群馬パース大学 学則第49条（科目等履修生）に科目等履修生を認めている。	3-1
第147条	○	群馬パース大学 学則第44条（卒業）及び別表第2に卒業の認定基準を、また群馬パース大学 履修規程第6条（履修登録単位数の上限設定）に履修単位数の上限を明示している。	3-1
第148条	—	該当なし	3-1
第149条	—	該当なし	3-1
第150条	○	群馬パース大学 学則第15条（入学資格）の(2)及び(3)に学校教育法施行規則の定めに順ずる内容を明示している。	2-1
第151条	○	群馬パース大学 入学者選考規程第5条（選考の方法）に学校教育法施行規則の定めに順ずる内容が明示されており、本学が実施する選抜区分のうち、学校推薦型選抜がそれに相当する。	2-1
第152条	○	群馬パース大学 学則第2条（自己点検・評価等）により実施される自己点検・評価の中で入学制度の運用状況を点検・評価し、その結果を公表している。	2-1
第153条	—	該当なし	2-1
第154条	○	群馬パース大学 学則第15条（入学資格）に学校教育法施行規則の定めに順ずる内容を明示している。	2-1
第161条	○	群馬パース大学 学則第20条（編入学）に相当する年次への入学を示している。	2-1
第162条	—	該当なし	2-1
第163条	○	群馬パース大学 学則第9条（学年）及び学則第10条（学期）に学年の始期及び終期を明示している。	3-2
第163条の2	○	学生の求めに応じ成績証明書を交付しており、その旨を群馬パース大学のホームページ及び学生便覧に明示している。	3-1
第164条	—	該当なし	3-1
第165条の2	○	群馬パース大学及び群馬パース大学大学院の教育目的を踏まえた	1-2

群馬パース大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
		教育方針である三つのポリシーは、群馬パース大学及び群馬パース大学大学院のホームページに公開されているだけでなく、学生便覧及び学生募集要項(大学院は入学試験要項)にそれぞれ明示している。	2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	群馬パース大学 学則第2条(自己点検・評価等)に実施される自己点検・評価を明示し、自己点検評価委員会が、日本高等教育評価機構が定める項目を用いて自己点検・評価を行う体制を有している。	6-2
第172条の2	○	学校法人群馬パース大学 情報公開規程第3条(公開する情報の範囲等)に学校教育法施行規則の定めに従う内容で情報公開について明示し、公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	群馬パース大学 学則第44条(卒業)に学位記の授与について明示している。	3-1
第178条	—	該当なし	2-1
第186条	—	該当なし	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学設置基準を最低基準として、群馬パース大学 学則第2条(自己点検・評価等)において、教育研究水準の改善・向上を図ることを明示し、その体制を整備している。	6-2 6-3
第2条	○	群馬パース大学 学則及び群馬パース大学 人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的に関する規程において明示している。	1-1 1-2
第2条の2	○	群馬パース大学 学則第17条(入学者の選考)及び群馬パース大学 入学者選考規程を定め、公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えている。	2-1
第3条	○	群馬パース大学 学則第3条(学部)により教育研究上適当な規模で設置し、教員数については大学設置基準で求められる人数を満たしている。	1-2
第4条	○	群馬パース大学 学則第3条(学部)により教育研究上適当な内容で設置し、必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	該当なし	1-2
第6条	—	該当なし	1-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
			3-2 4-2
第7条	○	群馬パース大学 学則第6条（教員）及び第7条（事務職員）において明示し、教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	改正前の大学設置基準に基づき主要授業科目には専任の教授又は准教授を担当として配置している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし	3-2 4-2
第10条 （旧第13条）	○	改正前の大学設置基に定める専任教員数を満たす教員を配置している。	3-2 4-2
第11条	○	本学は群馬パース大学・群馬パース大学大学院 SD 委員会規程及び群馬パース大学 FD 委員会規程により、SD 研修及び FD 研修を組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	群馬パース大学 学長選考規程において必要な事項を定め、学長を選考している。	4-1
第13条	○	学校法人群馬パース大学 人事規則第14条（教授の資格）に教授となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第14条	○	学校法人群馬パース大学 人事規則第15条（准教授の資格）に准教授となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第15条	○	学校法人群馬パース大学 人事規則第16条（講師の資格）に講師となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第16条	○	学校法人群馬パース大学 人事規則第17条（助教の資格）に助教となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第17条	○	学校法人群馬パース大学 人事規則第18条（助手の資格）に助手となる者の資格を明示している。	3-2 4-2
第18条	○	群馬パース大学 学則第3条（学部）により3学部7学科の設置、別表1に学科ごとの収容定員を明示している。	2-1
第19条	○	群馬パース大学 学則第23条（教育課程の編成方針）及び別表第2、各学科の教育課程により教育目的を達成する授業科目が明示されている。	3-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	各学科の教育課程により授業科目の必修及び選択などが明示されている。	3-2
第 21 条	○	群馬パース大学 学則第 24 条（授業科目）及び第 25 条（単位計算方法）により大学設置基準第 21 条を満たす内容が明示されている。	3-1
第 22 条	○	群馬パース大学 学則第 26 条（授業期間）により授業期間が 35 週であることが明示されている。	3-2
第 23 条	○	各学科の教育課程により、科目の授業が 15 週単位を基本としていることが分かる。	3-2
第 24 条	○	「表 2-5-5 講義室の収容人数と在籍者数（学部）」に示しているとおり、適切なクラスサイズを確保した上で、講義が実施されている。	2-5
第 25 条	○	各学科の教育課程により、授業科目が講義、演習、実験、実習としていることが分かる。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	群馬パース大学シラバスにて web 上で明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	群馬パース大学 学則第 28 条（単位の授与）により、成績の評価の結果合格したものへの単位の授与を明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧 Ⅲ履修の手引き 3 履修登録の「CAP 制(キャップ制/履修登録単位数の上限設定)」に年間 48 単位の履修上限制限を明示している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	群馬パース大学 学則第 30 条（他大学等における授業科目の履修等）により、60 単位を超えない範囲で他大学等での取得単位の認定を明示している。	3-1
第 29 条	○	群馬パース大学 学則第 31 条（大学以外の教育施設等における学修）により、60 単位を超えない範囲で大学以外の教育施設等での取得単位の認定を明示している。	3-1
第 30 条	○	群馬パース大学 学則第 32 条（入学前の既取得単位等の認定）により、60 単位を超えない範囲で入学前の既取得単位等の認定を明示している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	群馬パース大学 学則第 49 条（科目等履修生）により、科目等履修生の受け入れを明示している。	3-1 3-2
第 32 条	○	群馬パース大学 学則第 28 条（単位の授与）により、科目の履修による単位の授与を明示している。	3-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 33 条	○	群馬パース大学 学則第 44 条（卒業）及び別表第 2 により、卒業要件として 124 単位以上の取得を明示している。	3-1
第 34 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」のとおり、校地、校舎は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」のとおり、運動場、体育館を設け、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	「表 2-5-1 校舎の施設概要」に示しているとおり、必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、基準の校地面積を満たしていることが分かる。	2-5
第 37 条の 2	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、基準の校舎面積を満たしていることが分かる。	2-5
第 38 条	○	図書等の教育研究上必要な資料は、図書館を中心に系統的に整備している。また、情報処理や提供等のシステム、利用促進の環境等については適切に整備しており、専門職員を配置している。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	各学科の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	エビデンス集（資料編）【資料 F-8】より、教育研究に必要な施設及び設備を備えていることが示されている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究活動の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は建学の精神に基づき決定しており、また学部学科名称は目的教育研究上の目的にふさわしい名称になっている。	1-1
第 41 条	—	該当なし	3-2
第 42 条	—	該当なし	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし	2-5
第 43 条	—	該当なし	3-2

群馬パース大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし	2-5
第 61 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条 (学位授与) により、学士の学位の授与が明示されている。	3-1
第 10 条	○	群馬パース大学 学則第 45 条 (学位授与) により、学士の名称が明示されている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	群馬パース大学 学位規程に学位規則第 13 条を満たす必要事項が明示されている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保については、「学校法人群馬パース大学寄付行為」第 31 条 (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)、第 34 条 (財産目録等の備付及び閲覧)、第 35 条 (情報の公表) に明示している。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人群馬パース大学寄付行為」第 4 条第 2 項に明示している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人群馬パース大学寄付行為」第 34 条 (財産目録等の備付	5-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		及び閲覧)に明示している。	
第 35 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 5 条(役員)により理事 6 人以上 8 人以内、監事 2 人又は 3 人を置き、理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することを明示している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員 of 善管注意義務、法人、第三者への損害賠償責任、特別の利益供与の禁止について、「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 43 条(責任の免除)第 44 条(責任限定契約)第 15 条第 13 項(理事会)第 17 条第 3 項(議事録)に明示している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 15 条(理事会)により私立学校法第 36 条を満たす理事会の設置を明示している。	5-2
第 37 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 11 条(理事長の職務)により理事長の業務総理を明示している。また、同第 13 条(理事長職務の代理等)により理事長を除く理事の業務代理、同第 14 条(監事の職務)により私立学校法第 37 条を満たす監事の職務を明示している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 6 条(理事の選任)、第 7 条(監事の選任)により私立学校法第 38 条を満たす理事及び監事の選任について明示されている。	5-2
第 39 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 7 条(監事の選任)により監事が理事、評議員又は学校法人の職員と兼務できないことを明示している。	5-2
第 40 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 9 条(役員の補充)により定数の 5 分の 1 を超える欠員が生じた場合、1 月以内の補充を明示している。	5-2
第 41 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 18 条(評議員会)により私立学校法第 41 条を満たす評議員会の設置が明示されている。	5-3
第 42 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 20 条(諮問事項)により私立学校法第 42 条を満たす理事長への諮問事項が明示されている。	5-3
第 43 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 21 条(評議員会の意見具申等)により、評議員会が学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員 of 業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが明示されている。	5-3
第 44 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 22 条(評議員の選任)により私立学校法第 44 条を満たす評議員の選任条件が明示されてい	5-3

群馬パース大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
		る。	
第 44 条の 2	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 43 条（責任の免除）第 44 条（責任限定契約）に明示している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為に記載はないが、私学法の規定により適切に対処する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為に記載はないが、私学法の規定により適切に対処する。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄付行為について、読み替えて準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 42 条（寄附行為の変更）により寄附行為変更時における理事会決定と文部科学大臣への認可、届出が明示されている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人群馬パース大学寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）において、明示している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 33 条（決算及び実績の報告）の 2 により、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績の評議員会への報告が明示されている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 34 条（財産目録等の備付及び閲覧）により、私立学校法第 47 条を満たす内容が明示されている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人群馬パース大学役員及び評議員報酬規程」により明示されている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 38 条（会計年度）により、会計年度が 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終ることが明示されている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人群馬パース大学寄附行為」第 35 条（情報の公表）により、公表事項が明示されている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 1 条（目的）において明示している。	1-1
第 100 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 4 条（研究科、専攻及び定員等）において明示している。	1-2
第 102 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 31 条（入学資格）に本法第 102 条を満たす入学資格が明示されている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 31 条（入学資格）において本法第 155 条を満たす入学資格が明示されている	2-1
第 156 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 31 条（入学資格）第 2 項において本法第 156 条を満たす入学資格が明示されている。	2-1
第 157 条	○	群馬パース大学大学院ホームページ及び大学院案内において大学が定める必要事項を公表している。	2-1
第 158 条	○	群馬パース大学大学院学則第 3 条（自己点検・評価等）により、点検・評価し、その結果を公表している。	2-1
第 159 条	○	群馬パース大学大学院学則第 31 条（入学資格）により、本法第 159 条を満たす入学の要件を明示している。	2-1
第 160 条	○	群馬パース大学大学院学則第 31 条（入学資格）により、本法第 160 条を満たす入学の要件を明示している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	群馬パース大学大学院 保健科学研究科博士前期課程及び博士後期課程は大学院設置基準を満たしている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	群馬パース大学大学院学則において、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的について明示している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	群馬パース大学大学院入学試験要項において入学者の選抜方法等を明示し、群馬パース大学大学院入学者選考規程に基づき選抜を行っている。	2-1
第 2 条	○	群馬パース大学大学院学則 第 3 条（課程）において明示している。	1-2
第 2 条の 2	○	群馬パース大学大学院学則 第 3 条（課程）において明示している。	1-2
第 3 条	○	群馬パース大学大学院入学試験要項において入学者の選抜方法等を明示し、群馬パース大学大学院入学者選考規程に基づき選抜を行っている。	1-2
第 4 条	○	群馬パース大学大学院学則 第 9 条（修業年限）において明示している。	1-2
第 5 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 4 条（研究科、専攻及び定員等）により教育研究上適当な規模内容を備えている。	1-2
第 6 条	○	群馬パース大学大学院 学則第 4 条（研究科、専攻及び定員等）により教育研究上適当な規模内容を備えている。	1-2
第 7 条	○	本学大学院の教職員は学部の教職員が兼務しており、また本学大	1-2

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		学院の施設設備は学部と共用する等、研究科は学部学科と適切に連携している。	
第7条の2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第8条	○	群馬パース大学大学院 学則第6条（教員）及び第7条（事務職員）において明示し、教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	データ集「認証評価共通基礎データ共通様式 1」により、専攻の種類及び数、教員数その他が適当な規模内容を有することが分かる。	3-2 4-2
第9条の3	○	本学は群馬パース大学・群馬パース大学大学院 SD 委員会規程及び群馬パース大学大学院 FD 委員会規程により、SD 研修及びFD 研修を組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	群馬パース大学大学院学則第4条（研究科、専攻及び定員等）において収容定員を明示し、これに基づき在学生数を管理している。	2-1
第11条	○	群馬パース大学大学院学則第14条（教育課程の編成方針）に基づき教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	群馬パース大学大学院学則第15条（授業及び研究指導）に基づき、授業科目の授業及び研究指導により行っている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院設置基準第9条により置かれる教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	○	保健科学研究科の授業は昼夜に開講しており、夜間においては、平日の午後6時20分以降（6限目・7限目）に授業を行い、その他、必要に応じて土曜日及び長期休業期間を利用した集中講義などを行っている。	3-2
第14条の2	○	大学院学生便覧及び大学院シラバスにより授業及び研究指導の方法・内容、学修の成果及び学位論文に係る評価等を明示している。	3-1
第15条	○	大学設置基準第21条から第25条まで、第27条、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項及	2-2 2-5

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
		び第4項、第30条の2並びに第31条(第4項を除く。)の規定を準用している。	3-1 3-2
第16条	○	群馬パース大学大学院学則第28条(課程の修了要件)第1項において博士前期課程の修了要件を明示している。	3-1
第17条	○	群馬パース大学大学院学則第28条(課程の修了要件)第2項において博士後期課程の修了要件を明示している。	3-1
第19条	○	本大学院の教育研究に必要な専用の講義室2部屋、演習室4部屋のほか、学部と共用の実験・実習室を備えている。	2-5
第20条	○	研究科において必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第21条	○	大学院では、研究科及び専攻の種類に応じ、研究科において必要な図書、学術雑誌等を備えている。	2-5
第22条	○	大学院では教育研究上支障を生じない範囲で学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	—	該当なし	2-5
第22条の3	○	研究科において、必要な経費を確保し環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	本大学院研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に沿ったものとしている。	1-1
第23条	—	該当なし	1-1 1-2
第24条	—	該当なし	2-5
第25条	—	該当なし	3-2
第26条	—	該当なし	3-2
第27条	—	該当なし	3-2 4-2
第28条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第29条	—	該当なし	2-5
第30条	—	該当なし	2-2 3-2
第30条の2	—	該当なし	3-2
第31条	—	該当なし	3-2
第32条	—	該当なし	3-1
第33条	—	該当なし	3-1
第34条	—	該当なし	2-5

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第34条の2	—	該当なし	3-2
第34条の3	—	該当なし	4-2
第42条	○	「群馬パース大学大学院 ティーチング・アシスタント (TA) に関する規程」を整備し、運用している。	2-3
第43条	○	入学試験要項及び本学ホームページに明示している。	2-4
第45条	—	該当なし	1-2
第46条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	1-2
第3条	—	該当なし	3-1
第4条	—	該当なし	3-2 4-2
第5条	—	該当なし	3-2 4-2
第5条の2	—	該当なし	3-2 3-3 4-2
第6条	—	該当なし	3-2
第6条の2	—	該当なし	3-2
第6条の3	—	該当なし	3-2
第7条	—	該当なし	2-5
第8条	—	該当なし	2-2 3-2
第9条	—	該当なし	2-2 3-2
第10条	—	該当なし	3-1
第11条	—	該当なし	3-2
第12条	—	該当なし	3-1
第13条	—	該当なし	3-1
第14条	—	該当なし	3-1
第15条	—	該当なし	3-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし	2-1
第 20 条	—	該当なし	2-1
第 21 条	—	該当なし	3-1
第 22 条	—	該当なし	3-1
第 23 条	—	該当なし	3-1
第 24 条	—	該当なし	3-1
第 25 条	—	該当なし	3-1
第 26 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-2
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	3-1
第 42 条	—	該当なし	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	群馬パース大学大学院学則 第 29 条（学位授与）第 1 項及び群馬パース大学学位規程第 3 条第 2 項により修士の学位の授与が明示されている。	3-1

群馬パース大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	群馬パース大学大学院学則 第29条（学位授与）第2項及び群馬パース大学学位規程第3条第3項・第4項・第5項により博士の学位の授与が明示されている。	3-1
第5条	—	該当なし	3-1
第12条	○	学位授与報告書を適切に提出している。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	3-2
第3条	—	該当なし	2-2 3-2
第4条	—	該当なし	3-2
第5条	—	該当なし	3-1
第6条	—	該当なし	3-1
第7条	—	該当なし	3-1
第8条	—	該当なし	3-2 4-2
第9条	—	該当なし	2-5
第10条	—	該当なし	2-5
第11条	—	該当なし	2-2 3-2
第13条	—	該当なし	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当なし場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人群馬パース大学 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	1. 群馬パース大学 大学案内 2. 群馬パース大学 大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	1. 群馬パース大学 学則 2. 群馬パース大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 群馬パース大学 学生募集要項 2. 群馬パース大学大学院 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	1. 群馬パース大学 学生便覧 2. 群馬パース大学大学院 学生便覧（博士前期課程・博士後期課程）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人群馬パース大学 2024 年度方針・事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度 学校法人群馬パース大学 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. アクセスマップ 2. キャンパスマップ 3. キャンパス平面図（学生便覧 pp.114~129）	本学 HP より 【資料 F-5-1】 参照
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	1. 学校法人群馬パース大学 規程集目次 2. 群馬パース大学 規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 理事・監事・評議員名簿 2. 2023 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	1. 収支計算書・監事監査報告書（2019 年度） 2. 収支計算書・監事監査報告書（2020 年度） 3. 収支計算書・監事監査報告書（2021 年度） 4. 収支計算書・監事監査報告書（2022 年度） 5. 収支計算書・監事監査報告書（2023 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1. 履修の手引き（学生便覧 pp.41~87） 2. 履修方法及び履修登録（大学院学生便覧 pp.28~29） 3. シラバス（学部） 4. シラバス（保健科学研究科 博士前期課程） 5. シラバス（保健科学研究科 博士後期課程）	【資料 F-5-1】 参照 【資料 F-5-2】 参照 電子データにて提出 電子データにて提出 電子データにて提出
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	1. 各学部・学科ディプロマ・ポリシー（学生便覧 pp.5~6） 2. 各学部・学科カリキュラム・ポリシー（学生便覧 pp.7~9） 3. 各学部・学科アドミッション・ポリシー（学生募集要項） 4. 研究科三つのポリシー（学生便覧 pp.3~6）	【資料 F-5-1】 参照 【資料 F-5-2】 参照 【資料 F-4-1】 参照 【資料 F-5-2】 参照

群馬パース大学

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	1. 留意事項等に対する履行状況等（理学療法学科） 2. 留意事項等に対する履行状況等（言語聴覚学科）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	1. 認証評価結果の条件に対する改善報告書（令和2年7月） 2. 改善報告書に対する審査の結果について	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	群馬パース大学 教育研究上の目的・養成する人材像に関する規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 大学協議会規程	
【資料 1-2-2】	学校法人群馬パース大学 運営会議規程	
【資料 1-2-3】	学校法人群馬パース大学 中長期目標・中長期計画	
【資料 1-2-4】	学校法人群馬パース大学 組織規程	
【資料 1-2-5】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 教育研究組織図	
【資料 1-2-6】	群馬パース大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 1-2-7】	群馬パース大学 教授会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	群馬パース大学 入学者選考規程	
【資料 2-1-2】	群馬パース大学 入試問題作成委員会規程	
【資料 2-1-3】	群馬パース大学 入試委員会規程	
【資料 2-1-4】	群馬パース大学大学院 入学者選考規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	群馬パース大学 教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	群馬パース大学大学院 博士前期・後期課程運営委員会規程	
【資料 2-2-3】	群馬パース大学大学院 ティーチング・アシスタント（TA）に関する規程	
【資料 2-2-4】	群馬パース大学 障害のある学生の支援に関する基本方針	
【資料 2-2-5】	群馬パース大学 障害のある学生の修学支援体制	
【資料 2-2-6】	群馬パース大学 障害のある学生の支援に関する規程	
【資料 2-2-7】	学校法人群馬パース大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	群馬パース大学 学生支援センター規程	
【資料 2-3-2】	群馬パース大学 学生支援センターキャリア支援室規程	
【資料 2-3-3】	群馬パース大学 学生委員会規程	
【資料 2-3-4】	卒業時アンケート	
【資料 2-3-5】	卒業後アンケート	
【資料 2-3-6】	卒業生の就職先意見聴取等の調査	

群馬パース大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-3-7】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 全学教学運営委員会 規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	群馬パース大学 健康管理センター規程	
【資料 2-4-2】	健康相談・傷病等発生時の対応図	
【資料 2-4-3】	近隣病院・診療所リスト	
【資料 2-4-4】	感染症発生時の対応図	
【資料 2-4-5】	感染症発生時の対応マニュアル	
【資料 2-4-6】	群馬パース大学 学生支援センター学生相談室規程	
【資料 2-4-7】	学生相談室 緊急時の対応図	
【資料 2-4-8】	群馬パース大学 神戸奨学金規程	
【資料 2-4-9】	学生支援アンケート	
【資料 2-4-10】	本学創設者である樋口建介の「教育の原点」	
【資料 2-4-11】	本学に届いた都道府県・市町村・財団・医療機関等の奨学金一 覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	CAMPAZ (キャンパス)	
【資料 2-5-2】	群馬パース大学附属図書館規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	「学生生活実態・満足度調査」設問項目	
【資料 2-6-2】	「学生生活実態・満足度調査」結果	
【資料 2-6-3】	「学生生活実態・満足度調査」に対する大学から学生への回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	群馬パース大学 学位規程	
【資料 3-1-2】	群馬パース大学 履修規程	
【資料 3-1-3】	群馬パース大学大学院 履修規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム・マップ (学部)	
【資料 3-2-2】	カリキュラム・マップ (研究科)	
【資料 3-2-3】	学生による授業アンケート	
【資料 3-2-4】	群馬パース大学 FD 委員会規程	
【資料 3-2-5】	群馬パース大学大学院 FD 委員会規程	
【資料 3-2-6】	大学院生対象アンケート	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	群馬パース大学 アセスメント・ポリシー (学修成果の評価の方 針)	
【資料 3-3-2】	群馬パース大学大学院 アセスメント・ポリシー (学修成果の評 価の方針)	
【資料 3-3-3】	「学生による授業アンケート」科目別集計	
【資料 3-3-4】	群馬パース大学 教育研究年報	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	群馬パース大学 学長選考規程	
【資料 4-1-2】	群馬パース大学 事務組織規程	
【資料 4-1-3】	群馬パース大学 委員会等担当者一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学科別・職位別教員定数	
【資料 4-2-2】	学校法人群馬パース大学 人事規則	
【資料 4-2-3】	学校法人群馬パース大学 人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 教員審査委員会規程	
【資料 4-2-5】	群馬パース大学教員評価規程	
【資料 4-2-6】	群馬パース大学教育研修体系	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	群馬パース大学教職員研修の概要	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	群馬パース大学 附属研究所規程	
【資料 4-4-2】	2024 年度学内課題応募型研究費【特定研究費 応募要領】	
【資料 4-4-3】	2024 年度 附属研究所助成費【特別研究助成費 応募要領】	
【資料 4-4-4】	2024 年度 附属研究所助成費【PAZ 共同研究助成費 応募要領】	
【資料 4-4-5】	2024 年度 群馬パース大学附属研究所助成費【国際学会発表助成費 応募要領】	
【資料 4-4-6】	2024 年度 群馬パース大学附属研究所助成費【学会等支援費 申請要領】	
【資料 4-4-7】	群馬パース大学 研究費の管理・監督に関する規程	
【資料 4-4-8】	群馬パース大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-9】	群馬パース大学 安全保障輸出管理規程	
【資料 4-4-10】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 研究倫理に関する規程	
【資料 4-4-11】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 研究倫理審査および研究の適正な実施の確保に関する内規	
【資料 4-4-12】	群馬パース大学研究活動に関する行動規範	
【資料 4-4-13】	2024 年度 研究倫理審査申請の手引き	
【資料 4-4-14】	群馬パース大学 利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-15】	群馬パース大学 研究費規程	
【資料 4-4-16】	群馬パース大学 共同研究取扱規程	
【資料 4-4-17】	学内研究費利用の手引き	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	群馬パース大学 地域連携センター規程	
【資料 5-1-2】	学校法人群馬パース大学 役員及び評議員報酬規程	
【資料 5-1-3】	学校法人群馬パース大学 情報公開規程	

群馬パース大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 5-1-4】	禁煙認定施設 認定通知書	
【資料 5-1-5】	学校法人群馬パース大学 個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人群馬パース大学 ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-7】	学校法人群馬パース大学 危機管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人群馬パース大学 安全衛生管理規程	
【資料 5-1-9】	学校法人群馬パース大学 ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-10】	懲戒処分のガイドライン	
【資料 5-1-11】	災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定書	
【資料 5-1-12】	災害に備えた相互協力に関する覚書	
【資料 5-1-13】	災害時協力体制に関する基本協定書	
【資料 5-1-14】	地震発生からの行動マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人群馬パース大学 理事会の運営に関する規程	
【資料 5-2-2】	学校法人群馬パース大学 理事職務分担等に関する内規	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人群馬パース大学 監事監査規程	
【資料 5-3-2】	2024 年度 学校法人群馬パース大学 監事監査計画書	
【資料 5-3-3】	2024 年度 学校法人群馬パース大学 監事監査スケジュール	
【資料 5-3-4】	学校法人群馬パース大学 内部監査規程	
【資料 5-3-5】	学校法人群馬パース大学評議員会規程	
5-4. 財務基盤と収支		
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人群馬パース大学 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人群馬パース大学 経理規程施行細則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 自己点検評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	群馬パース大学・群馬パース大学大学院 IR 推進室運営規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証	
6-3. 内部質保証の機能性		

基準 A. 地域への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		

基準 B. 国際交流の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流の推進		
【資料 B-1-1】	群馬パース大学国際交流センター規程	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。